



TIET通信

NUMBER

46

平成25年3月31日発行

東京国際大学の国際交流の充実と発展を目指して



2012年12月8日、IET主催公開講演会「『アラブの春』のその後…イスラーム諸国の政治と宗教」(本学早稲田キャンパス)

■ 目次

1. [巻頭言]

国際交流研究所の使命 …………… 倉田 信靖

2. [研究員レポート①]

モンゴル農牧業の生産性とその変化
…………… 平井 貴幸, バヤンフー・バトゥール

3. [研究員レポート②]

Comparison of Cost and Benefit of the National
Health Insurance Scheme in Ghana
…………… Samuel Amponsah

4. [論説]

アルジェリア・テロ事件によせて
———— 求められる発想の転換 …… 塩尻 和子

5. [平成24年度科研業績報告]

論文・研究ノート
出張報告書

6. [随想]

市民宗教と国際交流 …………… 塩尻 和子

■目次

| | |
|---|---------------------|
| 1. [巻頭言] | |
| 国際交流研究所の使命 | 倉田 信靖 4 |
| 2. [研究員レポート①] | |
| モンゴル農牧業の生産性とその変化 | 平井 貴幸、バヤンフー・バトゥール 5 |
| 3. [研究員レポート②] | |
| Comparison of Cost and Benefit of the National Health Insurance Scheme in Ghana | Samuel Amponsah 12 |
| 4. [論説] | |
| アルジェリア・テロ事件によせて——求められる発想の転換 | 塩尻 和子 23 |
| 5. [平成 24 年度科研業績報告] | |
| 2012年度学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (A) (海外学術調査) | |
| 研究課題「変革期のイスラーム社会における宗教の新たな課題と役割に関する調査・研究」 | |
| 【論文・研究ノート】 | |
| 青柳 かおる「イスラームの生命倫理と先端医療——キリスト教と比較して」 | 27 |
| 池田 美佐子「教育—加熱する受験競争と教育格差の現実」 | 37 |
| 「エジプトにおける民主主義の系譜と議会文書」 | 39 |
| 「エジプトにおける反軍事同盟運動 (一九四六年)」 | 40 |
| 岩崎 真紀「宗教的マイノリティからみた一月二五日革命 | |
| —コプト・キリスト教徒の不安と期待— | 41 |
| 臼杵 陽「『世界史の中のパレスチナ問題』報告書」 | 50 |
| 菊地 達也「アラウィー派 異端視され続けてきたシーア派分派」 | 55 |
| 「イスマイル派 「暗殺者教団」の末裔たち」 | 57 |
| 塩尻 和子「生きられる宗教と宗教学…イスラーム研究再考」 | 59 |
| 田浪 亜央江「パレスチナ文化継承と創造の現場から」 | 71 |
| 宮治 美江子「アルジェリアから見たアラブの民衆革命 | |
| —独立50周年目を迎えたアルジェリア訪問から」 | 75 |
| 【出張報告書】 | |
| 菊地 達也 | 82 |
| 塩尻 和子 | 82 |
| 四戸 潤弥 | 83 |
| 辻上 奈美江 | 85 |
| 根本 和幸 | 85 |
| 吉田 京子 | 88 |
| 6. [随想] | |
| 市民宗教と国際交流 | 塩尻 和子 89 |

(巻頭言) 国際交流研究所の使命

東京国際大学 理事長・総長

倉田 信靖



東京国際大学国際交流研究所（以下、国交研と略称）は、昭和54年（1979年）の開設以来、事務組織を大学の外部に置いていたが、今から5年前に暫定的に早稲田キャンパス内に移転し、2011年4月から大学第1キャンパス内に定めた。

また、国交研の所長は、2年ごとに理事長の指名によってご就任いただいている。高橋宏学長補佐（兼任）のあとを受けて、2011年から塩尻和子所長のもとに活動をしている。

国交研は創立以来、34年間にわたり、歴代の所長、関係者によって、その使命を果たしてきた尊い歴史がある。2012年4月には日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（海外学術調査、2012年度から2015年度）の研究拠点に採択された。今年度は、内外の研究者を迎えて、公開講演会と研究会を、それぞれ2回、実施している。

さらに、これまで、国交研を側面から支えてきた財団法人昭和経済研究所の存在に感謝したい。昭和経済研究所の活動には、長年に亘る調査、研究を誇る「アラブ調査室」、また栗林教授を中心とするモンゴル研究組織などがある。

国交研はこれらの先行する研究機関との連携をはかりつつ、大学名に相応しい汎国際的な組織活動を展開し、学際的な組織として、本学を発信基地に、世界を結ぶ掛け橋として発展することを期待する次第である。

モンゴル農牧業の生産性とその変化

平井 貴幸, バヤンフー・バトゥール

はじめに

近年、モンゴルは高い経済成長率を記録している。経済規模を示す一つの指標である実質国内総生産（GDP）をみると、2000年から2008年までの年平均成長率は7.5%であり、高い水準で推移してきた。しかし、「リーマン・ショック」の影響により、2009年の実質成長率は-1.6%となったものの、2010年のそれは6.1%となって急速に回復し、さらに2011年のそれは17.5%と驚異的なものとなっている。ちなみに、National Statistical Office of Mongolia, *Monthly Bulletin of Statistics* (December, 2012) によると、2012年の実質GDP成長率（速報値）は12.3%となっており、前年のそれよりも低下したとはいえ、極めて高い水準にあるといえる。この背景として、地下資源開発などによる鉱業部門の拡大を挙げることができる。

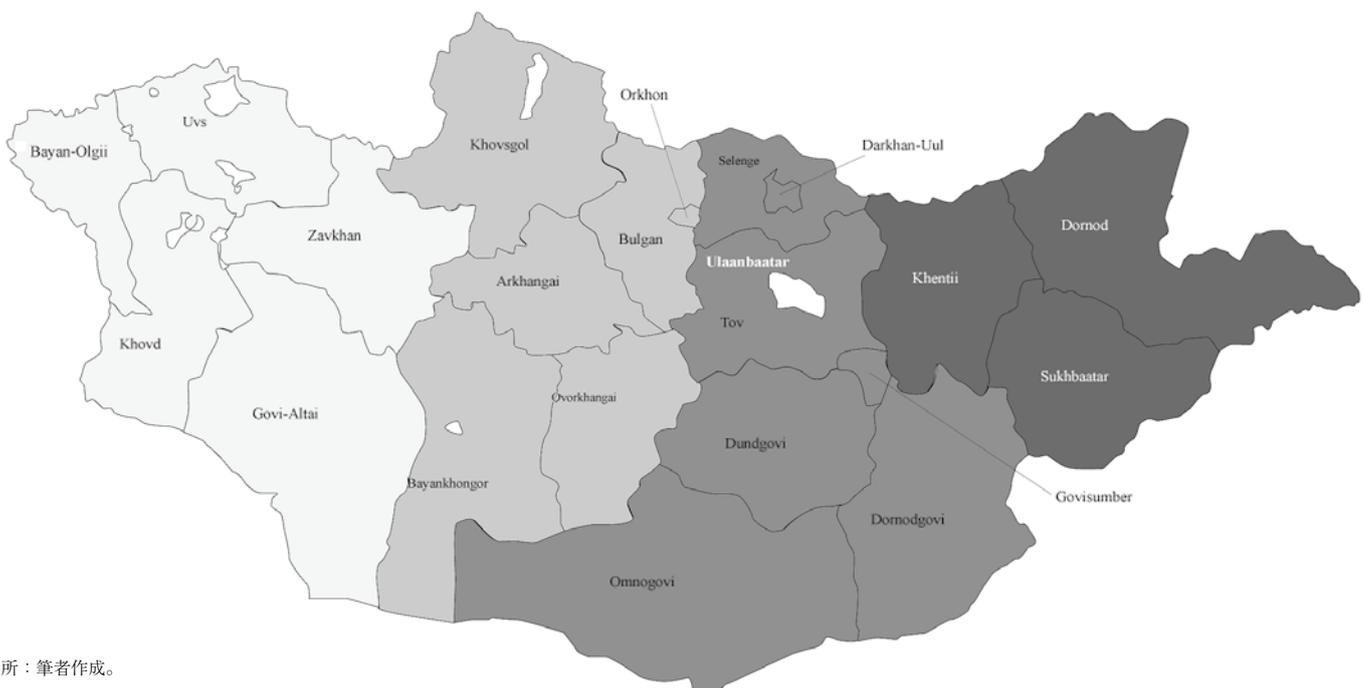
ところで、モンゴルでは1990年代初頭の市場経済化以降、

近代化が進展している一方で、伝統的な牧畜業も盛んである。もともと遊牧民族であるモンゴル人にとって、伝統的な生活スタイルは文化的に重要であり、牧畜業はモンゴル経済の重要な部門の一つであるといえる。その重要なセクターは、2009年から2010年にかけての記録的な「ゾド（寒雪害）」によって、大打撃を受けた。そこで本稿では、このゾドの前後、すなわち2008年と2011年における農牧業の生産性がどのように変化したかについて、経済統計を整理し、その一端を示すことにしたい。広大な国土を有するモンゴルでは、地域によって地理的環境や気象条件が大きく異なるため、日本の県にほぼ相当する行政単位「アイマグ」レベルでの分析を試みる。

1. 行政区分と地域経済の構造

まず、モンゴルの各アイマグの位置関係を図1に示す。

図1 アイマグと5大地区分類



出所：筆者作成。

図1の色分けは、モンゴルで用いられている「5大地区分類」に対応している。左から順に「西部地区 (Bayan-Olgii, Govi-Altai, Zavkhan, Uvs, Khovdの5アイマク)」、「ハンガイ地区 (Arkhangai, Bayankhongor, Bulgan, Orkhon, Ovorkhangai, Khovsgolの6アイマク)」、「中部地区 (Govisumber, Darkhan-Uul, Dornogovi, Dundgovi, Omnogovi, Selenge, Tovの7アイマク)」、「東部地区 (Dornod, Sukhbaatar, Khentiiの3アイマク)」となり、首都ウランバートルを合わせた5つの分類となる。

ちなみに、この地区分類 (ウランバートルを除く) は、その各々が、北はロシアと、南は中国に必ず接するように設定されており、ロシア・中国のみならず、両国を經由した他の国々との交流を通じて、各地区を発展させようという「開発思想」に基づくものであることを付記しておく。

2. 地域経済指標の整理

2.1 人口および GDP

はじめに、2008年と2011年の人口および労働力の分布を表1に示す。人口のおよそ4割が首都ウランバートルに集

中しており、それ以外の人口および就業者のシェアは低い。牧民数のシェアは、ハンガイ地区が最も高いが、例外的なアイマクが存在している。それは「エルデネット鉱山」を有するOrkhonであり、牧民の地域比率は他のアイマクのそれよりも著しく低いことがわかる。また、牧民/人口比率をみると、ハンガイ・西部・東部地区が高水準にある。これは、これらの地域経済が農牧業に大きく依存していることを示している。つぎに、アイマク別に整理したGDP関連指標を表2に示す。モンゴル一国のGDPを100としたとき、ウランバートルがおよそ6割、エルデネット鉱山を抱えるOrkhonを含むハンガイ地区はおよそ2割となり、この2つの地域に経済力が集中しているといえる。また、それ以外の地域では、第1次産業 (農牧業) の比率が高いことも示されている。

2.2 農牧業：牧畜および農耕部門

前述したように、ウランバートル以外の地域では、農牧業が主要な産業であるといえる。ここでは、金額ベースの指標ではなく、家畜頭数や農作物の収穫高などの数量ベースの指標をもとに、その地域分布をみることにしよう。

表1 2008年および2011年の人口・就業者・失業者・牧民

| | 2008 | | | | | | | | 2011 | | | | | | | | 2008 = 1.0とした指数 | | | | 【参考】 牧民/人口 (%) | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|-----------------|-----|-----|-----|-------------------|------|
| | 人口 | | 就業者 | | 失業者 | | 牧民 | | 人口 | | 就業者 | | 失業者 | | 牧民 | | 人口 | 就業 | 失業 | 牧民 | 2008 | 2011 |
| | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % | 万人 | % |
| 西部地区 | 37.1 | 13.9 | 15.9 | 15.2 | 0.6 | 3.6 | 10.5 | 29.2 | 35.6 | 12.7 | 16.8 | 16.2 | 0.6 | 3.7 | 8.5 | 27.2 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 0.8 | 28.3 | 23.8 |
| Bayan-Olgii | 9.0 | 3.4 | 3.3 | 3.1 | 0.1 | 3.6 | 2.3 | 6.4 | 8.9 | 3.2 | 4.2 | 4.0 | 0.1 | 2.5 | 1.9 | 6.1 | 1.0 | 1.3 | 0.9 | 0.8 | 25.4 | 21.3 |
| Govi-Altai | 5.6 | 2.1 | 2.4 | 2.4 | 0.1 | 4.0 | 1.7 | 4.8 | 5.3 | 1.9 | 2.4 | 2.4 | 0.1 | 3.2 | 1.4 | 4.5 | 0.9 | 1.0 | 0.8 | 0.8 | 30.8 | 26.2 |
| Zavkhan | 7.0 | 2.6 | 3.5 | 3.3 | 0.2 | 4.4 | 2.3 | 6.3 | 6.4 | 2.3 | 3.0 | 2.9 | 0.1 | 4.8 | 1.7 | 5.4 | 0.9 | 0.9 | 1.0 | 0.7 | 32.1 | 26.2 |
| Uvs | 7.6 | 2.8 | 3.2 | 3.1 | 0.1 | 4.3 | 2.1 | 5.7 | 7.3 | 2.6 | 3.7 | 3.5 | 0.1 | 2.1 | 1.8 | 5.7 | 1.0 | 1.1 | 0.6 | 0.9 | 27.3 | 24.4 |
| Khovd | 7.9 | 3.0 | 3.4 | 3.3 | 0.1 | 1.9 | 2.2 | 6.0 | 7.7 | 2.7 | 3.5 | 3.3 | 0.2 | 6.1 | 1.7 | 5.6 | 1.0 | 1.0 | 3.3 | 0.8 | 27.7 | 22.4 |
| ハンガイ地区 | 52.3 | 19.6 | 23.9 | 22.9 | 1.1 | 4.7 | 14.6 | 40.4 | 52.4 | 18.6 | 23.2 | 22.4 | 1.1 | 4.9 | 12.6 | 40.6 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 27.8 | 24.1 |
| Arkhangai | 8.7 | 3.3 | 4.0 | 3.8 | 0.2 | 4.5 | 3.5 | 9.6 | 8.4 | 3.0 | 4.7 | 4.5 | 0.3 | 5.5 | 2.8 | 9.0 | 1.0 | 1.2 | 1.5 | 0.8 | 39.9 | 33.2 |
| Bayankhongor | 7.8 | 2.9 | 4.0 | 3.8 | 0.2 | 5.7 | 2.4 | 6.7 | 7.7 | 2.7 | 3.5 | 3.3 | 0.1 | 3.8 | 2.2 | 6.9 | 1.0 | 0.9 | 0.6 | 0.9 | 30.8 | 28.1 |
| Bulgan | 5.4 | 2.0 | 2.3 | 2.2 | 0.1 | 5.0 | 1.5 | 4.0 | 5.4 | 1.9 | 2.5 | 2.4 | 0.1 | 2.4 | 1.4 | 4.5 | 1.0 | 1.1 | 0.5 | 1.0 | 26.8 | 26.1 |
| Orkhon | 8.6 | 3.2 | 3.3 | 3.1 | 0.2 | 5.4 | 0.2 | 0.6 | 9.2 | 3.3 | 3.3 | 3.2 | 0.2 | 7.0 | 0.2 | 0.7 | 1.1 | 1.0 | 1.3 | 1.0 | 2.7 | 2.5 |
| Ovorkhangai | 10.3 | 3.9 | 5.0 | 4.8 | 0.2 | 4.2 | 3.4 | 9.4 | 10.1 | 3.6 | 4.4 | 4.2 | 0.2 | 4.8 | 2.8 | 9.1 | 1.0 | 0.9 | 1.0 | 0.8 | 32.9 | 28.1 |
| Khovsgol | 11.5 | 4.3 | 5.4 | 5.1 | 0.2 | 3.8 | 3.6 | 10.1 | 11.6 | 4.1 | 4.9 | 4.7 | 0.2 | 4.9 | 3.2 | 10.3 | 1.0 | 0.9 | 1.2 | 0.9 | 31.5 | 27.5 |
| 中部地区 | 43.6 | 16.3 | 18.1 | 17.4 | 0.4 | 2.2 | 6.4 | 17.8 | 45.6 | 16.2 | 20.0 | 19.2 | 0.6 | 3.2 | 6.0 | 19.2 | 1.0 | 1.1 | 1.6 | 0.9 | 14.7 | 13.1 |
| Govisumber | 1.3 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.0 | 2.7 | 0.1 | 0.3 | 1.4 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.0 | 9.0 | 0.1 | 0.3 | 1.1 | 1.3 | 4.2 | 1.0 | 7.4 | 6.7 |
| Darkhan-Uul | 9.1 | 3.4 | 3.3 | 3.2 | 0.1 | 3.5 | 0.3 | 0.7 | 9.6 | 3.4 | 3.7 | 3.6 | 0.2 | 5.2 | 0.4 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.6 | 1.5 | 2.8 | 3.9 |
| Dornogovi | 5.7 | 2.1 | 2.0 | 2.0 | 0.0 | 1.6 | 0.7 | 1.9 | 6.0 | 2.1 | 2.0 | 1.9 | 0.1 | 3.3 | 0.7 | 2.2 | 1.1 | 1.0 | 2.0 | 1.0 | 12.2 | 11.3 |
| Dundgovi | 4.2 | 1.6 | 2.2 | 2.1 | 0.0 | 2.0 | 1.5 | 4.3 | 3.8 | 1.3 | 2.2 | 2.1 | 0.1 | 2.9 | 1.2 | 3.9 | 0.9 | 1.0 | 1.4 | 0.8 | 36.4 | 32.3 |
| Omnogovi | 5.6 | 2.1 | 2.0 | 1.9 | 0.0 | 2.4 | 1.2 | 3.3 | 6.3 | 2.3 | 2.5 | 2.4 | 0.1 | 2.9 | 1.0 | 3.1 | 1.1 | 1.2 | 1.4 | 0.8 | 21.2 | 15.4 |
| Selenge | 9.4 | 3.5 | 3.8 | 3.7 | 0.1 | 2.6 | 0.8 | 2.1 | 9.9 | 3.5 | 4.5 | 4.3 | 0.1 | 2.5 | 0.8 | 2.7 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 8.0 | 8.4 |
| Tov | 8.3 | 3.1 | 4.3 | 4.1 | 0.0 | 1.1 | 1.9 | 5.2 | 8.6 | 3.0 | 4.5 | 4.4 | 0.1 | 1.9 | 1.8 | 5.8 | 1.0 | 1.1 | 1.9 | 1.0 | 22.8 | 21.1 |
| 東部地区 | 18.8 | 7.1 | 7.1 | 6.9 | 0.3 | 3.8 | 3.9 | 10.9 | 18.8 | 6.7 | 7.7 | 7.4 | 0.4 | 5.2 | 3.6 | 11.4 | 1.0 | 1.1 | 1.5 | 0.9 | 20.9 | 18.8 |
| Dornod | 7.0 | 2.6 | 2.2 | 2.1 | 0.1 | 4.2 | 0.9 | 2.6 | 7.0 | 2.5 | 2.6 | 2.5 | 0.2 | 6.8 | 0.8 | 2.7 | 1.0 | 1.2 | 1.9 | 0.9 | 13.1 | 11.9 |
| Sukhbaatar | 5.2 | 1.9 | 2.3 | 2.2 | 0.1 | 3.1 | 1.6 | 4.4 | 5.2 | 1.8 | 2.5 | 2.4 | 0.1 | 3.5 | 1.5 | 4.8 | 1.0 | 1.1 | 1.2 | 0.9 | 30.3 | 28.8 |
| Khentii | 6.6 | 2.5 | 2.6 | 2.5 | 0.1 | 4.0 | 1.4 | 4.0 | 6.6 | 2.4 | 2.6 | 2.5 | 0.1 | 5.2 | 1.2 | 3.9 | 1.0 | 1.0 | 1.3 | 0.8 | 21.8 | 18.4 |
| ウランバートル | 114.8 | 43.0 | 39.2 | 37.6 | 0.6 | 1.6 | 0.6 | 1.7 | 128.7 | 45.8 | 36.1 | 34.8 | 2.9 | 8.1 | 0.5 | 1.5 | 1.1 | 0.9 | 4.6 | 0.8 | 0.5 | 0.4 |
| 総計 | 266.6 | 100.0 | 104.2 | 100.0 | 3.0 | 2.9 | 36.0 | 100.0 | 281.2 | 100.0 | 103.8 | 100.0 | 5.7 | 5.5 | 31.1 | 100.0 | 1.1 | 1.0 | 1.9 | 0.9 | 13.5 | 11.1 |

出所：National Statistical Office of Mongolia, *Mongolian Statistical Yearbook 2011* より作成。

注：人口・就業者・牧民の%表示は総数を100とした構成比を、失業者の%表示は失業率を表す。

表2 2008年および2011年のGDPとその構造

| | 2008 | | | | | | | 2011 | | | | | | | 2008 = 1.0とした指数 | | | |
|--------------|---------|------------|------|------|----------|-------|-------|---------|------------|------|------|----------|-------|-------|-----------------|-----|-----|-----|
| | GDP (%) | 産業構造比率 (%) | | | 地域比率 (%) | | | GDP (%) | 産業構造比率 (%) | | | 地域比率 (%) | | | GDP | 第1次 | 第2次 | 第3次 |
| | | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | | | | |
| 西部 地区 | 7.3 | 64.0 | 1.8 | 34.2 | 24.4 | 0.4 | 5.3 | 4.2 | 53.3 | 5.2 | 41.4 | 17.3 | 0.6 | 3.4 | 0.9 | 0.8 | 2.7 | 1.2 |
| Bayan-Olgii | 1.3 | 51.2 | 4.4 | 44.4 | 3.4 | 0.2 | 1.2 | 0.8 | 42.2 | 5.9 | 51.9 | 2.8 | 0.1 | 0.8 | 1.1 | 0.9 | 1.5 | 1.3 |
| Govi-Altai | 1.1 | 67.9 | 2.8 | 29.3 | 4.0 | 0.1 | 0.7 | 0.6 | 59.1 | 8.4 | 32.5 | 2.5 | 0.1 | 0.3 | 0.8 | 0.7 | 2.4 | 0.9 |
| Zavkhan | 1.7 | 68.3 | 1.6 | 30.1 | 6.1 | 0.1 | 1.1 | 0.8 | 61.2 | 2.0 | 36.8 | 3.9 | 0.0 | 0.6 | 0.8 | 0.7 | 1.0 | 1.0 |
| Uvs | 1.4 | 61.4 | 3.2 | 35.4 | 4.5 | 0.1 | 1.1 | 0.9 | 49.6 | 10.6 | 39.8 | 3.5 | 0.3 | 0.7 | 1.1 | 0.9 | 3.5 | 1.2 |
| Khovd | 1.8 | 68.9 | 5.1 | 26.0 | 6.3 | 0.3 | 1.0 | 1.1 | 56.5 | 12.8 | 30.8 | 4.6 | 0.4 | 0.6 | 1.0 | 0.8 | 2.5 | 1.2 |
| ハンガイ地区 | 22.5 | 31.9 | 52.6 | 15.5 | 37.3 | 35.2 | 7.4 | 17.1 | 27.3 | 57.8 | 14.9 | 35.8 | 28.2 | 4.9 | 1.3 | 1.1 | 1.4 | 1.2 |
| Arkhangai | 2.2 | 77.4 | 1.4 | 21.2 | 9.0 | 0.1 | 1.0 | 1.4 | 74.3 | 1.7 | 24.0 | 8.2 | 0.1 | 0.7 | 1.1 | 1.0 | 1.3 | 1.2 |
| Bayankhongor | 1.6 | 58.1 | 8.5 | 33.4 | 4.8 | 0.4 | 1.1 | 0.9 | 59.3 | 3.3 | 37.4 | 4.0 | 0.1 | 0.6 | 0.9 | 0.9 | 0.4 | 1.0 |
| Bulgan | 1.7 | 76.5 | 1.6 | 21.9 | 6.6 | 0.1 | 0.8 | 1.3 | 76.6 | 2.7 | 20.7 | 7.8 | 0.1 | 0.5 | 1.3 | 1.3 | 2.2 | 1.2 |
| Orkhon | 12.6 | 1.6 | 91.2 | 7.2 | 1.0 | 34.3 | 1.9 | 10.5 | 1.4 | 92.3 | 6.3 | 1.1 | 27.6 | 1.3 | 1.4 | 1.2 | 1.4 | 1.2 |
| Ovorkhangai | 1.8 | 65.8 | 3.5 | 30.7 | 6.1 | 0.2 | 1.2 | 1.2 | 55.0 | 4.0 | 41.0 | 4.9 | 0.1 | 0.9 | 1.1 | 0.9 | 1.2 | 1.4 |
| Khovsgol | 2.6 | 71.9 | 2.5 | 25.7 | 9.7 | 0.2 | 1.4 | 1.8 | 70.2 | 4.4 | 25.4 | 9.8 | 0.2 | 0.9 | 1.2 | 1.1 | 2.1 | 1.1 |
| 中部 地区 | 11.1 | 45.1 | 25.9 | 29.0 | 25.9 | 8.5 | 6.8 | 11.0 | 38.9 | 38.6 | 22.4 | 33.0 | 12.1 | 4.7 | 1.6 | 1.4 | 2.4 | 1.3 |
| Govisumber | 0.3 | 18.8 | 41.5 | 39.7 | 0.3 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 14.1 | 36.1 | 49.8 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 1.9 | 1.4 | 1.7 | 2.4 |
| Darkhan-Uul | 2.1 | 18.7 | 37.0 | 44.3 | 2.0 | 2.3 | 1.9 | 2.5 | 13.1 | 58.3 | 28.5 | 2.5 | 4.2 | 1.4 | 2.0 | 1.4 | 3.2 | 1.3 |
| Dornogovi | 0.8 | 41.5 | 4.3 | 54.1 | 1.8 | 0.1 | 0.9 | 0.7 | 43.7 | 4.9 | 51.4 | 2.5 | 0.1 | 0.7 | 1.5 | 1.6 | 1.7 | 1.4 |
| Dundgovi | 0.9 | 64.1 | 1.9 | 34.0 | 3.0 | 0.1 | 0.6 | 0.6 | 63.0 | 3.6 | 33.4 | 2.9 | 0.1 | 0.4 | 1.1 | 1.1 | 2.1 | 1.1 |
| Omnogovi | 1.7 | 33.8 | 47.6 | 18.6 | 3.0 | 2.4 | 0.7 | 2.6 | 13.2 | 77.2 | 9.6 | 2.7 | 5.8 | 0.5 | 2.6 | 1.0 | 4.2 | 1.3 |
| Selenge | 3.2 | 48.9 | 32.6 | 18.5 | 8.1 | 3.1 | 1.2 | 2.3 | 61.3 | 22.9 | 15.8 | 10.9 | 1.5 | 0.7 | 1.2 | 1.5 | 0.8 | 1.0 |
| Tov | 2.1 | 70.9 | 4.3 | 24.8 | 7.8 | 0.3 | 1.1 | 1.9 | 76.7 | 2.9 | 20.4 | 11.0 | 0.2 | 0.7 | 1.5 | 1.6 | 1.0 | 1.2 |
| 東部 地区 | 4.3 | 47.0 | 24.5 | 28.5 | 10.4 | 3.1 | 2.6 | 3.2 | 48.3 | 26.1 | 25.6 | 11.8 | 2.4 | 1.6 | 1.2 | 1.3 | 1.3 | 1.1 |
| Dornod | 1.2 | 52.9 | 11.8 | 35.4 | 3.4 | 0.4 | 0.9 | 0.8 | 48.4 | 11.7 | 39.9 | 3.1 | 0.3 | 0.6 | 1.1 | 1.0 | 1.1 | 1.3 |
| Sukhbaatar | 1.8 | 31.8 | 48.7 | 19.5 | 2.9 | 2.6 | 0.7 | 1.4 | 36.4 | 48.8 | 14.8 | 4.0 | 2.0 | 0.4 | 1.3 | 1.5 | 1.3 | 1.0 |
| Khentii | 1.3 | 62.7 | 2.8 | 34.6 | 4.1 | 0.1 | 0.9 | 0.9 | 66.7 | 4.2 | 29.1 | 4.7 | 0.1 | 0.5 | 1.2 | 1.3 | 1.8 | 1.0 |
| ウランハートル | 54.8 | 0.7 | 32.3 | 67.0 | 1.9 | 52.7 | 77.9 | 64.6 | 0.4 | 30.7 | 68.8 | 2.2 | 56.7 | 85.4 | 1.9 | 1.3 | 1.8 | 2.0 |
| 総計 | 100.0 | 19.2 | 33.6 | 47.2 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 13.0 | 35.0 | 52.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 1.7 | 1.1 | 1.7 | 1.8 |

出所：表1に同じ。

モンゴルでは、農牧産出量の約8割を牧畜部門が占めており、一般に、牧民はヒツジ・ヤギ・ウマ・ウシ・ラクダの5種類の家畜（五畜と呼ぶ）に関する遊牧活動を展開していることが知られている。まず、この五畜の地域分布を表3に示す。

どの地域をみても、ヒツジやヤギの小型家畜の割合が高い。牧民にとって、羊毛やカシミア原毛は、重要な現金収入源であるため、その家畜構成比はより大きくなると考えられる。また、都市近郊の地域、たとえばDarkhan-Uul、Selenge、Orkhonなどではウシの家畜構成比が高いことも示されている。2008年の五畜頭数を1とした指数をみると、Sukhbaatarが1.4倍、Dornogoviが1.3倍に増加しているが、その他のほとんどの地域では2008年水準を下回っている。また、Darkhan-UulやSelengeでは、2008年に比して牧民数が増えていた（表1参照、それぞれ1.5倍、1.1倍）ものの、五畜頭数は減少している。

つぎに、農耕部門をアイマグ別にみてみよう。その関連統計を整理したものが表4である。2008年の農作物（穀物・馬鈴薯・野菜の合計）の総収穫高の約5割がSelengeで生産

されており、2011年においてもそれに変化はないが、首都周辺アイマグのGovisumber、Tov、Khentiiにおける2011年の収穫高が2008年に比して、4.5、3.3、2.4倍に増加していることは特筆すべきであろう。

3. 農牧業の生産性の計測

これまで、農牧業関連統計を整理することによって、地域経済構造の一部を示してきた。以下では、その統計をもとに、ゾド（2009-2010年）の前後、すなわち2008年と2011年における農牧業の生産性を計測し、それがどのように変化したかについて考察することにする。

しかしながら、「生産性」を如何に測るかという問題はそれほど単純ではない。たとえば、モンゴル統計局が毎年発行している*Mongolian Statistical Yearbook*には、各アイマグの産業構造比率は示されている（表2参照）が、産業別就業構造比率は示されていないために、第1次産業のGDPを就業者数で割った「労働生産性」を計測することができないのである。

そこで、モンゴルでは農牧業の約8割を牧畜部門が占め

ていることを思い起こし、ここでは牧畜部門に関する2つの生産性を計測することによって、農牧業生産性が如何に変化していたか、ということに接近することにしよう。一方は、小型家畜換算による家畜頭数を産出、牧民数を投入として、単純に産出/投入比率（この場合は労働生産性）を求める方法、他方は、データ包絡分析法（DEA）と呼ばれる手法を用いて求める方法である。

3.1 DEAの概要

ここで、Charnes, Cooper and Rhodes (1978) によって提案されたDEAの基本的フレームワーク、とりわけCCRモデルと呼ばれる、DEAの基本モデルについて説明しよう¹。

DEAは、分析対象（意思決定主体：DMUと呼ぶ）の効率性を、相対的に評価するための一つの手法である。効率性が最も高いDMUを基準として効率的フロンティアを形成し、非効率なDMUをそのフロンティアからの乖離で評価する。ここで、 n 個のDMUが存在し、その各々は l 個の産出量 y を生産するために、 m 個の投入量 x を利用しているものとしよう。また、産出に対するウェイトを u 、投入に対するそれを v とする。

同じレベルの産出量を得るためには、投入量が少なれば少ないほど、あるいは同一の投入量の下では、産出量が多ければ多いほど、効率的であると考えため、以下の仮想的な比率が大きいほど効率的であるとみなすことになる。

$$\frac{\text{仮想的総産出}}{\text{仮想的総投入}} = \frac{u y_j}{v x_j}, (j = 1, \dots, n) \quad (1)$$

ここで、分析対象であるDMU $_k$ が他のDMUに比べて効率的であるか否かを判断するのであるが、そのために、すべてのDMUについて比率尺度が1以下になるという条件の下で、比率(1)を最大化するような以下の分数計画問題を解くのである。

$$\max_{u, v} \theta_k = \frac{u y_k}{v x_k} \quad \text{s.t.} \quad \frac{u y_j}{v x_j} \leq 1 \quad (j=1, \dots, n), \quad u \geq 0, \quad v \geq 0. \quad (2)$$

この分数計画問題(2)を線形計画問題に変換し、実数 θ_k と $n \times 1$ ベクトル λ を用いて、以下の最小化問題として表現することができる（ X はすべてのDMUの投入を並べた $m \times n$

行列、 Y は産出を並べた $l \times n$ 行列である）。

$$\max_{\theta, \lambda} \theta_k \quad \text{s.t.} \quad \theta_k x_k - X \lambda \geq 0, \quad y_k - Y \lambda \geq 0, \quad \lambda \geq 0. \quad (3)$$

この最小化問題から得られる最適解 θ_k^* ($0 \leq \theta_k^* \leq 1$)がDMU $_k$ の効率値となる。

以上は、一時点の効率性を計測するものであるが、この方法に基づいて、2期間における「効率性の変化」を計測する方法がある。それはMalmquist指数（MI）と呼ばれるものである。

$$MI = \left[\frac{d_s(x_t, y_t)}{d_s(x_s, y_s)} \frac{d_t(x_t, y_t)}{d_t(x_s, y_s)} \right]^{1/2} \quad (4)$$

ここで $d_p(x_q, y_q)$ は、 q 期におけるDMUの生産活動 (x_q, y_q) を p 期における効率的フロンティアで評価したときの距離（ $p, q=s, t$ ）を表し、最小化問題(3)に基づいて得られる。

本稿では、牧畜部門の効率性（生産性）とその変化について分析するため、ヒツジ・ヤギ・ウマ・ウシ・ラクダの頭数を産出 x 、牧民数を投入 y として計算することになる。

3.2 計測結果

牧畜部門の労働生産性と牧畜効率性の計測結果を表5に示す。

まず、労働生産性（前述の、小型家畜換算による家畜頭数を産出、牧民数を投入として、産出/投入比率）についてみることにしよう。2008年ではDornodが、2011年ではKhentiiが最も高い生産性を示している。2008年の労働生産性を1とした指数をみると、西部地区ではBayan-Olgii、ハンガイ地区ではArkhangai, Bulgan, Khobsgol、中部地区ではGovisumber, Dornogovi, Tov、そして東部地区ではSukhbaatarとKhentiiにおいて、生産性が向上している。

DEAに基づく牧畜部門の効率性をみると、2008年ではBulgan, Govisumber, Omnogovi, Selenge, Dornodが、2011年ではBulganに代わってKhentiiが最も高い効率性を示している。総じて、中部・東部地区の生産性が高いことがわかる。

¹ DEAの基本的な概念およびモデル展開については、Coelli, *et al.* (2005) およびCooper, Seiford and Tone (2007)などを参照されたい。

表5 牧畜部門の労働生産性と牧畜効率性

| | 労働生産性 | | 最高位=1 | | 指数 2008 = 1 | 牧畜効率性 | | 効率性 変化 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-----------|
| | 2008 | 2011 | 2008 | 2011 | | 2008 | 2011 | |
| 西部地区 | 161.0 | 144.1 | 0.503 | 0.432 | 0.895 | 0.709 | 0.602 | 0.897 |
| Bayan-Olgii | 97.7 | 103.1 | 0.305 | 0.309 | 1.055 | 0.370 | 0.414 | 1.064 |
| Govi-Altai | 180.6 | 143.9 | 0.564 | 0.432 | 0.797 | 0.923 | 0.763 | 0.829 |
| Zavkhan | 201.8 | 178.2 | 0.630 | 0.535 | 0.883 | 0.819 | 0.637 | 0.865 |
| Uvs | 170.7 | 150.1 | 0.533 | 0.450 | 0.880 | 0.752 | 0.558 | 0.840 |
| Khovd | 160.6 | 149.7 | 0.502 | 0.449 | 0.932 | 0.681 | 0.638 | 0.908 |
| ハンガイ地区 | 179.8 | 183.0 | 0.561 | 0.549 | 1.018 | 0.696 | 0.667 | 0.947 |
| Arkhangai | 186.5 | 209.9 | 0.582 | 0.630 | 1.126 | 0.636 | 0.731 | 1.161 |
| Bayankhongor | 156.3 | 151.6 | 0.488 | 0.455 | 0.970 | 0.742 | 0.717 | 0.938 |
| Bulgan | 289.5 | 303.5 | 0.904 | 0.911 | 1.048 | 1.000 | 0.957 | 1.042 |
| Orkhon | 184.9 | 143.7 | 0.577 | 0.431 | 0.777 | 0.637 | 0.508 | 0.758 |
| Ovorkhangai | 148.9 | 129.2 | 0.465 | 0.388 | 0.867 | 0.584 | 0.442 | 0.852 |
| Khovsgol | 173.6 | 178.2 | 0.542 | 0.535 | 1.027 | 0.576 | 0.646 | 0.985 |
| 中部地区 | 229.9 | 231.8 | 0.718 | 0.696 | 1.008 | 0.928 | 0.864 | 0.980 |
| Govisumber | 245.9 | 272.9 | 0.768 | 0.819 | 1.110 | 1.000 | 1.000 | 1.077 |
| Darkhan-Uul | 221.7 | 128.3 | 0.692 | 0.385 | 0.578 | 0.762 | 0.503 | 0.640 |
| Dornogovi | 223.7 | 297.1 | 0.698 | 0.891 | 1.328 | 0.970 | 1.000 | 1.297 |
| Dundgovi | 176.1 | 150.0 | 0.550 | 0.450 | 0.852 | 0.815 | 0.635 | 0.894 |
| Omnogovi | 190.3 | 184.2 | 0.594 | 0.553 | 0.968 | 1.000 | 1.000 | 1.103 |
| Selenge | 316.5 | 283.3 | 0.988 | 0.850 | 0.895 | 1.000 | 1.000 | 0.937 |
| Tov | 266.7 | 283.9 | 0.833 | 0.852 | 1.065 | 0.948 | 0.909 | 1.054 |
| 東部地区 | 238.4 | 291.2 | 0.744 | 0.874 | 1.221 | 0.827 | 0.931 | 1.237 |
| Dornod | 320.3 | 304.5 | 1.000 | 0.914 | 0.951 | 1.000 | 1.000 | 1.027 |
| Sukhbaatar | 173.1 | 249.2 | 0.541 | 0.748 | 1.440 | 0.621 | 0.793 | 1.421 |
| Khentii | 257.4 | 333.3 | 0.804 | 1.000 | 1.295 | 0.859 | 1.000 | 1.298 |
| ウランハートル | 127.5 | 144.5 | 0.398 | 0.433 | 1.133 | 0.545 | 0.656 | 1.232 |

注：労働生産性は、家畜頭数（小型家畜換算）を産出、牧民数を投入とした産出/投入比率（頭/人）。牧畜効率性は、ヒツジ・ヤギ・ウマ・ウシ・ラクダの頭数を産出、牧民数を投入としたDEA効率性。

おわりに

2009年から2010年にかけてのゾド（寒雪害）の前後において、農牧業の生産性を計測し、それが如何に変化していたかについて分析を行った。地域経済の趨勢をひと通り理解するためには、さまざまな視点からの分析が必要となるが、本稿は、とりわけ第1次産業に焦点をあてて、その一端を示したものである。

参考文献・参考資料

- [1] Charnes, A., W. W. Cooper and E. Rhodes (1978) "Measuring the Efficiency of Decision Making Units," *European Journal of Operational Research* 2, 429-444.
- [2] Coelli, T. J., D. S. P. Rao, C. J. O'Donnell and G. E. Battese (2005) *An Introduction to Efficiency and Productivity Analysis*, 2nd ed., Springer.

- [3] Cooper, W. W., L. M. Seiford and K. Tone (2007) *Data Envelopment Analysis: A Comprehensive Text with Models, Applications, References and DEA-Solver Software*, 2nd ed., Springer.
- [4] National Statistical Office of Mongolia, *Monthly Bulletin of Statistics* (December, 2012) .
- [5] National Statistical Office of Mongolia, *Mongolian Statistical Yearbook 2011*.

付 録

本文で述べたように、モンゴル統計局が発行している *Mongolian Statistical Yearbook* には、アイマグ別の産業構造比率は示されているものの、産業別就業構造比率は示されていない。そのため、第1次産業のGDPを就業者数で割った「労働生産性」を計測することができなかった。しかし、便宜的に、第1次産業（農牧業）の就業者数が牧民

数とはほぼ等しいと考えて、労働生産性（牧民一人当たりの農牧業GDP）を計測することは可能である。参考として、その計測結果と、穀物・馬鈴薯・野菜の収穫高を産出、播

種面積・降水量を投入とした農作物効率性の計測結果を附表として示す。

附表 農牧業生産性と農作物効率性

| | 農牧業生産性 | | 最高位=1 | | 指数 2008 = 1 | | 農作物効率性 | | 効率性 変化 |
|--------------|--------|--------|-------|-------|----------------|--------------|--------|-------|-----------|
| | 2008 | 2011 | 2008 | 2011 | | | 2008 | 2011 | |
| 西部 地区 | 292.8 | 287.1 | 0.217 | 0.156 | 0.981 | 西部 地区 | 0.685 | 0.613 | 0.975 |
| Bayan-Olgii | 189.3 | 205.2 | 0.140 | 0.111 | 1.084 | Bayan-Olgii | 1.000 | 0.983 | 1.108 |
| Govi-Altai | 296.0 | 255.3 | 0.219 | 0.139 | 0.862 | Govi-Altai | 0.269 | 0.270 | 1.126 |
| Zavkhan | 338.4 | 324.4 | 0.251 | 0.176 | 0.958 | Zavkhan | 0.855 | 0.351 | 0.469 |
| Uvs | 277.3 | 278.3 | 0.205 | 0.151 | 1.004 | Uvs | 0.299 | 0.461 | 1.515 |
| Khovd | 366.2 | 375.2 | 0.271 | 0.204 | 1.025 | Khovd | 1.000 | 1.000 | 0.995 |
| ハンガイ地区 | 322.5 | 398.4 | 0.239 | 0.216 | 1.235 | ハンガイ地区 | 0.459 | 0.442 | 1.011 |
| Arkhangai | 329.9 | 413.2 | 0.244 | 0.224 | 1.253 | Arkhangai | 0.374 | 0.227 | 0.673 |
| Bayankhongor | 251.5 | 262.2 | 0.186 | 0.142 | 1.043 | Bayankhongor | 0.859 | 0.878 | 1.192 |
| Bulgan | 571.1 | 772.5 | 0.423 | 0.420 | 1.353 | Bulgan | 0.415 | 0.511 | 1.273 |
| Orkhon | 561.6 | 676.1 | 0.416 | 0.367 | 1.204 | Orkhon | 0.479 | 0.355 | 0.822 |
| Ovorkhangai | 226.1 | 241.1 | 0.168 | 0.131 | 1.066 | Ovorkhangai | 0.400 | 0.244 | 0.683 |
| Khovsgol | 337.8 | 432.1 | 0.250 | 0.235 | 1.279 | Khovsgol | 0.227 | 0.434 | 1.868 |
| 中部 地区 | 510.8 | 774.9 | 0.378 | 0.421 | 1.517 | 中部 地区 | 0.685 | 0.718 | 1.148 |
| Govisumber | 397.5 | 557.1 | 0.294 | 0.303 | 1.401 | Govisumber | 0.364 | 0.551 | 1.775 |
| Darkhan-Uul | 1006.2 | 946.9 | 0.745 | 0.514 | 0.941 | Darkhan-Uul | 0.850 | 0.984 | 1.227 |
| Dornogovi | 320.3 | 515.6 | 0.237 | 0.280 | 1.609 | Dornogovi | 0.449 | 0.434 | 1.133 |
| Dundgovi | 246.4 | 340.2 | 0.183 | 0.185 | 1.381 | Dundgovi | 0.480 | 0.208 | 0.507 |
| Omnogovi | 313.5 | 383.5 | 0.232 | 0.208 | 1.223 | Omnogovi | 0.984 | 0.847 | 1.008 |
| Selenge | 1349.9 | 1841.3 | 1.000 | 1.000 | 1.364 | Selenge | 1.000 | 1.000 | 1.237 |
| Tov | 523.5 | 858.6 | 0.388 | 0.466 | 1.640 | Tov | 0.669 | 1.000 | 1.687 |
| 東部 地区 | 334.1 | 468.6 | 0.248 | 0.254 | 1.403 | 東部 地区 | 0.390 | 0.397 | 1.093 |
| Dornod | 465.3 | 526.4 | 0.345 | 0.286 | 1.131 | Dornod | 0.206 | 0.193 | 0.986 |
| Sukhbaatar | 235.1 | 374.8 | 0.174 | 0.204 | 1.594 | Sukhbaatar | 0.747 | 0.758 | 1.189 |
| Khentii | 358.5 | 543.6 | 0.266 | 0.295 | 1.516 | Khentii | 0.217 | 0.240 | 1.113 |
| ウランハートル | 398.5 | 646.9 | 0.295 | 0.351 | 1.623 | ウランハートル | 0.680 | 1.000 | 1.685 |

注：農業生産性は牧民一人当たりの農牧業GDP（万tg/人）。農作物効率性は、穀物・馬鈴薯・野菜の収穫高を産出、播種面積・降水量を投入としたDEA効率性。

Comparison of Cost and Benefit of the National Health Insurance Scheme in Ghana

Samuel Amponsah

Institute of International Exchange, Tokyo International University

Abstract

This study attempted to compare the household cost and benefit of joining the NHIS, to assess which group of households contribute to support the other, based on the households' pension, insurance and poverty status. On the one hand, the data on the distribution of pension contributor households shows that the pension scheme in Ghana is skewed towards the highly educated members of the society. By comparing the household cost and benefit of joining the National Health Insurance Scheme (NHIS), we observed that the NHIS places more burden on pension contributor households. For these groups of households, their contribution (cost) to the scheme exceeds their expected medical treatment cost (benefit). Both the insured poor and non-poor have cost exceeding benefit, however, the magnitude of the net cost is lower for the poor than the non-poor.

Keywords: Benefit, cost, health, insurance, pension, poverty

1. Introduction

This study brings together households' contribution to the National Health Insurance Scheme (NHIS) and their expected medical treatment costs for comparison of cost and benefit of the NHIS. Figure 1 presents the relationship between households, the NHIS and health care facilities. As shown in the figure, household contribution to the NHIS, which comprises National Health Insurance Levy (NHIL), Social Security and National Insurance Trust (SSNIT) contribution and premium payment, is considered as the cost of joining the scheme. Medical services provided by health care facilities are considered as expected medical treatment services received by households who join the NHIS, which is the

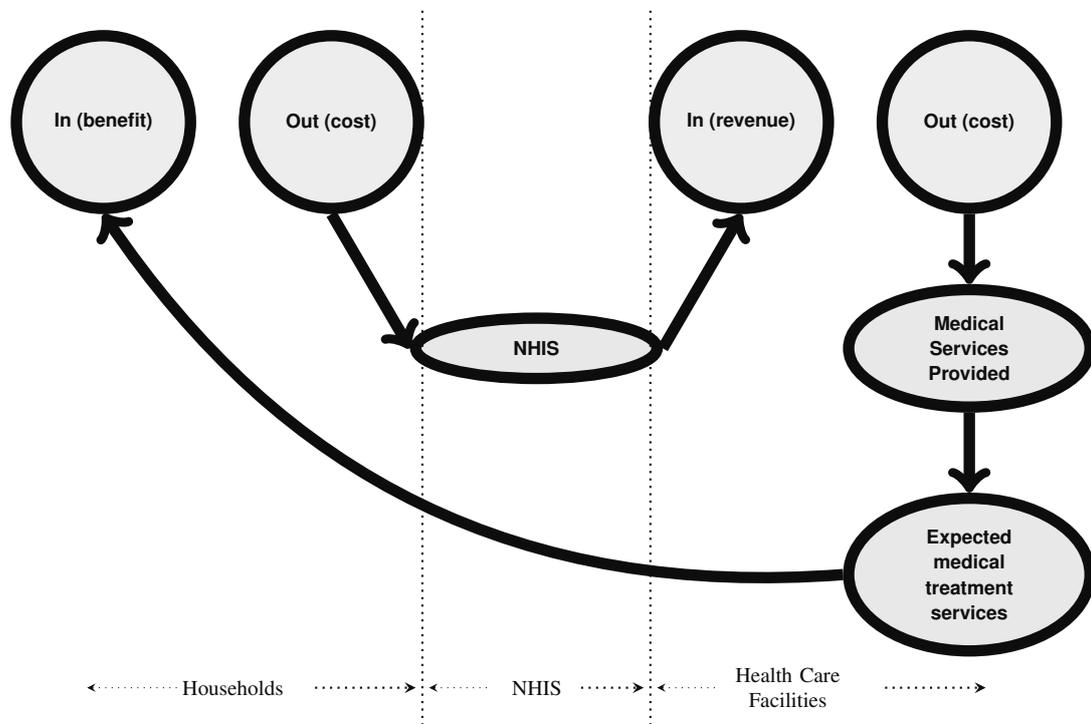


Figure 1: Relationship between households, NHIS, and health care facilities

equivalent of household benefits of joining the NHIS.¹

Members of the NHIS receive free medical treatment for all diseases covered by the scheme without any co-payment by patients at the point of service. And health care facilities are paid on fee-for-service bases by their District Mutual Health Insurance Schemes (DMHIS), which means insured patients are required to produce their health insurance membership cards to receive medical treatment.

Since the NHIS is designed to accommodate workers in the formal sector who are members of the SSNIT (pension contributors) as well as non-members of the SSNIT (non-pension contributors) including informal sector workers, the analysis in this study is based on household pension status. These two main groups are divided into eight different subgroups using households' insurance and poverty status.

¹For the purpose of this study, the estimated expected medical treatment cost is considered as expected medical treatment services received by households. Additional materials on the estimation of the cost and benefit of the NHIS is provided in Amponsah (2013b)

Section 2 follows this introductory section with a brief literature review on cost-benefit analysis, and then Section 3 presents a descriptive analysis of pension and non-pension contributor households. In Section 4, the NHIS contributions and expected medical treatment costs are analyzed, by the household's pension, insurance and poverty status. Finally, Section 5 presents the cost-benefit analysis of the NHIS and Section 6 concludes with a summary.

2. Literature Review on Cost-Benefit Analysis

According to Rosen (2005), Cost-Benefit Analysis (CBA) allows policymakers to determine whether a project is on balance or beneficial. It has been used for decades to assess the benefit of public work projects. Both researchers and policymakers have argued that to decide the worth of projects involving public expenditure, it is necessary to weigh the project's advantages (benefits) and disadvantages (cost) to the society as a whole. In the view of Persky (2001), CBA provides the dominant economic approach with which economists talk to each other, to government bureaucrats and to the general laity about the desirability of public programs and investment projects.

Persky (2001) reviewed the literature on CBA and traced its origin to the works of Alfred Marshall. According to Persky (2001) concluded that neoclassical economic has been closely associated with welfare economics that extended the notion of declining marginal utility of income to a range of interpersonal comparison, and thus, it offered a justification for transferring income from the well-to-do with a lower marginal utility of income to the poor with a higher marginal utility of income. Persky's study showed that cost-benefit analysis has been used over decades to offer policy advice on various government projects in the United States, including federal investment in the Tennessee Valley Authority project.

Currie (2001) used CBA to analyze the effect of public investment on early child education in the United States. Her result suggested that public investment on early child education is beneficial to the country in the short- and medium-terms. Leape (2006) estimated the social benefit and cost of congestion charging in London, after the imposition of a £5.00 daily charge for driving within the congestion charging zone between the hours of 7:00 a.m. and 6:30 p.m., from Monday to Friday excluding public holidays. Leape (2006) found that the policy had practical success in reducing congestion. His study found that congestion charging was primarily associated with time saving and an increase in reliability of car and bus transport.

CBA has been widely used in the economic literature for policy evaluation. And in the field of health economics, the American Medical Association defined cost-benefit analysis in health care as the analysis of health care resource expenditures relative to possible medical benefit. Similarly, Nord (1999) noted that in CBA the value of health outcomes is measured in terms of subjects' willingness to pay to obtain the various outcomes in question. In his view, the advantage of CBA in health economics is that it allows comparisons not only of health outcomes that are different in kind but also comparisons of health outcomes with other goods and services. It therefore has the potential to inform decisions regarding the allocation of resources to health care as opposed to other areas of consumption. Most often, CBA is used to estimate the benefit of providing prevention cure for infectious diseases like HIV and influenza. For example, Canning (2006) used cost-benefit analysis to show how focus on HIV prevention in Africa will reduce new HIV infections in the region by about 3.3 million per year. From the literature review, it is observed that CBA is one of the methods that can be used to examine the gains that a society derives from the implementation of a particular policy. This study builds on the CBA literature by using the method to examine how non-poor pension contributor households support poor non-pension contributor households.

3. Descriptive Analysis of Pension and Non-pension Contributors

Tables 1 and 2 present the share of pension and non-pension contributors profile by household characteristics. Each household head's sex, age, education level and employment status, as well as income per capita were considered. Other indicators included the population of each category of households, the number of households and the household size.

Starting with the sex of household head, for pension and non-pension contributor households, the two tables report that households in Ghana are mainly headed by males. With the exception of "the poor, non-pension, uninsured contributing households", over 70 percent of households in Ghana have male household heads. Relative to the other types of households, "the poor, non-pension, uninsured, contributing households" have high female heads, which has affected the pattern of their characteristics compared to the others.

For example, about 59 percent of "the poor, non-pension, uninsured, contributing household" heads are illiterates, the highest among all the household groups. In addition, 68 percent of them work as self-employed crop farmers, once again the highest among all the households. "The poor, pension, insured contributing household" heads have middle or junior high school education (86

percent) and are mostly employed in the formal sector (public 43.6 percent and private 28.8 percent).

Table 1: Characteristics of pension members by household characteristics, 2006

| | Pension contributors | | | |
|-------------------------------|----------------------|----------|-----------|----------|
| | Insured | | Uninsured | |
| | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor |
| Head sex (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Male | 88.76 | 82.84 | 92.71 | 87.83 |
| Female | 11.24 | 17.16 | 7.29 | 12.17 |
| Head age (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Young (15-34) | 1.88 | 29.97 | 4.25 | 26.74 |
| Middle (35-54) | 60.27 | 58.56 | 75.07 | 58.39 |
| Old age (55-69) | 37.20 | 11.32 | 20.68 | 13.77 |
| Old age (70+) | 2.53 | 0.15 | 0.00 | 1.11 |
| Head Education Level (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Illiterate | 5.44 | 1.93 | 10.20 | 5.96 |
| Primary | 2.96 | 1.27 | 0.00 | 4.16 |
| Middle/Junior High | 86.04 | 30.58 | 42.66 | 30.53 |
| Secondary or Higher | 5.50 | 66.22 | 47.15 | 59.35 |
| Employment Status of Head (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Public sector | 43.55 | 57.70 | 48.52 | 47.59 |
| Wage private sector formal | 28.81 | 25.52 | 27.52 | 37.19 |
| Wage private sector informal | 0.00 | 1.27 | 0.00 | 1.34 |
| Self-emp. export farming | 0.00 | 0.90 | 0.00 | 0.00 |
| Self-emp. Crop farming | 14.28 | 3.44 | 10.94 | 3.44 |
| Non-farm self-emp. | 13.35 | 11.17 | 13.02 | 10.44 |
| Not working | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| Income per capita (GH¢) | 238.57 | 640.56 | 222.62 | 569.89 |
| Population | 59.76 | 808.51 | 63.99 | 740.05 |
| Number of Households | 8.52 | 211.02 | 10.10 | 178.13 |
| Household Size | 7.01 | 3.83 | 6.34 | 4.15 |

Source: Ghana Living Standard Survey (GLSS)V, Author's own calculation.

However, “the non-poor, pension, insured contributing household” heads are well educated with about 66 percent having secondary (high school) or tertiary education and a little over 30 percent having middle school education. These groups of households have their heads working either as public or private sector wage employees. Similarly, “the non-poor, pension, uninsured contributing household” heads have high education, with almost 50 percent of them having secondary or tertiary education.

The NHIS is mandatory for all pension contributors and their dependents below the age of 18 years. Therefore, those who are uninsured at this stage are uninsured because they have failed to contact the nearest NHIS office to register or the NHIS have not reached their district. For example, according to the survey, more than 50 percent of these household members said they are yet to register,

while another 13 percent said they have no confidence in the insurance scheme. In addition, about 4 percent of the households said they have no knowledge of the NHIS. This means that at the time of the survey, the scheme managers had not provided enough education on the NHIS for the pension contributors to understand that enrollment into the scheme is mandatory for them, because through the pension fund their monthly contribution is sent to support the running of the scheme.

While the pension contributor households have lower percentage of illiterate heads and a lower percentage of them working in the informal sector, non-pension contributor households have higher percentage of illiterate heads and a higher percentage of them working in the informal sector. The tables also show that for both pension and non-pension households, insured households have high income and consumption expenditure than the uninsured households.

Table 2: Characteristics of non-pension members by household characteristics, 2006

| | Pension contributors | | | |
|-----------------------------------|----------------------|----------|-----------|----------|
| | Insured | | Uninsured | |
| | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor |
| Head sex (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Male | 87.83 | 70.46 | 63.32 | 79.79 |
| Female | 12.17 | 29.54 | 36.68 | 20.21 |
| Head age (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Young (15-34) | 10.20 | 22.50 | 18.93 | 18.93 |
| Middle (35-54) | 46.03 | 41.85 | 52.42 | 40.40 |
| Old (55-69) | 20.70 | 18.52 | 18.68 | 16.75 |
| Old age (70+) | 23.07 | 17.13 | 9.97 | 8.11 |
| Head Education Level (Illiterate | 46.99 | 23.02 | 58.57 | 28.71 |
| Primary | 10.74 | 10.34 | 15.21 | 14.46 |
| Middle/Junior High | 36.86 | 42.06 | 23.67 | 44.01 |
| Secondary or Higher | 5.41 | 24.58 | 2.55 | 12.82 |
| Employment Status of Head (%) | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| Public sector | 2.64 | 10.01 | 0.70 | 3.06 |
| Wage private sector formal | 2.69 | 9.10 | 2.10 | 7.58 |
| Wage private sector informal | 5.01 | 6.88 | 4.77 | 10.69 |
| Self-emp. export farming | 11.82 | 7.17 | 4.89 | 4.9 |
| Self-emp. Crop farming | 58.52 | 28.06 | 68.00 | 33.50 |
| Non-farm self-emp. | 13.46 | 31.44 | 16.14 | 30.59 |
| Not working | 5.87 | 7.34 | 3.41 | 6.67 |
| Income per capita (GH) | 108.88 | 412.48 | 134.79 | 352.81 |
| Population ('000) | 524.90 | 2620.11 | 5507.98 | 11045.89 |
| Number of Households ('000) | 97.33 | 778.52 | 899.30 | 3101.94 |
| Household Size | 5.39 | 3.37 | 6.12 | 3.56 |

Source: GLSSV, Author's own calculation.

4. Distribution of NHIS Revenue Contribution by Pension Contributors and Non-pension Contributors

For the comparison of household cost and benefit of joining the NHIS, this section once again presents the household contribution to the NHIS and the benefit that the household is expected to receive, but this time categorized according to the household pension, insurance and poverty status. The household contribution is considered as the cost of joining the insurance scheme while the households with expected medical treatment service are considered as a proxy for the benefit that the household is expected receive by joining the NHIS.

Table 3 presents total NHIS contribution (from NHIL, SSNIT and premiums) and expected medical treatment service by household pension, insurance and poverty status. By classifying households according to their pension status, it is observed that pension contributor households provide more resources to the NHIS than the non-pension contributor households. As explained in Amponsah (2013a), pension contributors and their dependents below the age of 18 are exempted from premium payment because they contribute to the scheme through their monthly payroll deductions, but they must pay a registration fee before they can join the scheme. The tables below show that a sizeable amount of premium is paid by some pension contributor households. This is because if the dependent of the pension contributor is aged 18 or more then the dependent has to pay an insurance premium.

Table 3: Distribution of total NHIS contribution and expected medical treatment cost by household pension, insurance and poverty status, 2006 (GH¢, mn)

| | Pension contributors | | | | Non-pension contributors | | | |
|---------|----------------------|----------|-----------|----------|--------------------------|----------|-----------|----------|
| | Insured | | Uninsured | | Insured | | Uninsured | |
| | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor |
| NHIS | 0.53 | 29.09 | 0.53 | 19.46 | 2.24 | 30.85 | 9.32 | 78.93 |
| NHIL | 0.12 | 9.83 | 0.13 | 6.14 | 1.12 | 22.52 | 9.32 | 78.93 |
| SSNIT | 0.27 | 16.34 | 0.40 | 13.32 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| Premium | 0.15 | 2.92 | 0.00 | 0.00 | 1.12 | 8.32 | 0.00 | 0.00 |
| EMTS | 0.46 | 7.95 | 0.54 | 5.87 | 5.67 | 31.33 | 53.72 | 102.00 |

Notes: NHIS is the total contribution from all the three funding sources.

Source: Chapters 4 and 5, Author's own calculation.

According to the figures in the Table 3, the total contributions of “the poor and non-poor, pension, insured contributing” households was about GH¢0.5 million and GH¢27.8 million, respectively. The total contributions of their uninsured counterparts were GH¢0.5 million and GH¢20.7 million, for the poor

and non-poor households, respectively. For the non-pension contributor households, the insured poor contributed GH¢2.1 million, while the non-poor contributed GH¢28.1. The total contribution from the uninsured poor and non-poor were GH¢9.5 million and GH¢81.7 million, respectively. While the contributions of “the pension, insured contributing” households come from the three funding sources of the NHIS, “the non-pension, insured contributing” households’ contribute to the scheme from only two sources (NHIL and premium payment). Furthermore, “the non-pension uninsured contributing” households also contribute to through the NHIL to support the scheme.

Table 4: Distribution of per capita NHIS contribution and per capita expected medical treatment cost by household pension, insurance and poverty status, 2006 (GH¢)

| | Pension contributors | | | | Non-pension contributors | | | |
|---------|----------------------|----------|-----------|----------|--------------------------|----------|-----------|----------|
| | Insured | | Uninsured | | Insured | | Uninsured | |
| | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor | Poor | Non-Poor |
| NHIS | 8.91 | 34.34 | 8.26 | 27.74 | 3.57 | 10.07 | 1.72 | 7.44 |
| NHIL | 2.00 | 11.61 | 2.02 | 8.75 | 1.79 | 7.35 | 1.72 | 7.44 |
| SSNIT | 4.45 | 19.29 | 6.23 | 19.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| Premium | 2.46 | 3.44 | 0.00 | 0.00 | 1.78 | 2.72 | 0.00 | 0.00 |
| EMTS | 7.64 | 9.39 | 8.44 | 8.37 | 10.23 | 9.06 | 9.94 | 9.62 |

Source: Amponsah (2013b):Tables 1, 2, and 3.

Table 4 also shows that indeed both insured and uninsured households contribute to support the running of the NHIS. Similarly, the tables present the expected medical treatment service for all the households. According to the table, the household expected medical treatment cost ranges between GH¢7.6 and GH¢10.2, with insured poor households having the least expected medical treatment cost.

5. Result of the Comparison of Cost and Benefit of NHIS

Table 5 reports the NHIS contribution, expected medical treatment cost and net cost. The household contribution to the NHIS is considered as the cost that the household incurs for joining the NHIS, while the expected medical treatment service (which is the cost to the health care facilities) is considered as a proxy of the benefits that households are expected to receive for joining the NHIS. The net cost is the household expected medical treatment service (benefit) minus household NHIS contribution (cost).

The computation in the table shows that for the pension contributor households, cost exceeds benefit. For example, on the one hand, the insured poor

households had cost exceeding benefit by GH¢1.3, while, on the other hand, the insured non-poor households had cost exceeding benefit by GH¢25. In the case of the non-pension contributor households, insured poor had benefit exceeding cost by about GH¢6, while insured non-poor had benefit exceeding cost by only GH¢0.2. Thus, considering the magnitude of the net cost, a comparison of the pension and non-pension contributor households show that non-pension contributor households have more incentive to join the NHIS. The insured non-poor in the non-pension contributor household receives almost the exact amount that they contribute to the NHIS, while the insured poor receives more than what they contribute to the NHIS.

Table 5: The Cost and Benefit of the NHIS, 2006 (GH¢)

| Pension Status | Insurance Status | poverty | Cost GH¢ | Benefit GH¢ | Net cost GH¢ | CBR |
|----------------|------------------|----------|----------|-------------|--------------|------|
| Pension | Insured | Poor | 8.91 | 7.64 | -1.27 | 0.86 |
| | | Non-poor | 34.34 | 9.39 | -24.95 | 0.27 |
| | Uninsured | Poor | 8.26 | NA | -8.26 | NA |
| | | Non-poor | 27.74 | NA | -27.74 | NA |
| Non-pension | Insured | Poor | 3.57 | 9.06 | 5.48 | 2.54 |
| | | Non-poor | 10.07 | 10.23 | 0.16 | 1.02 |
| | Uninsured | Poor | 1.72 | NA | -1.72 | NA |
| | | Non-poor | 7.44 | NA | -7.44 | NA |

Notes: Cost-Benefit Ratio (CBR).

Source: Amponsah (2013b), Table 4.

The CBR strongly confirms the above observations because, on the one hand, the “the poor and non-poor, non-pension, insured contributing” households have the highest CBR of 2.54 and 1.02, while on the other hand, “the poor and non-poor, pension, insured contributing” households have the lowest CBR of 0.86 and 0.27 respectively.

However, for the uninsured households, it is observed that both pension and non-pension contributor households contribute to support the running of the health insurance scheme without receiving any benefit from the insurance scheme. The reason for this observation is that for the pension contributor households, the NHIS is mandatory; therefore, the pension fund in Ghana sends their monthly contribution of 2.5 percent of the income to the National Health Insurance Fund (NHIF). In addition, they also contribute to the NHIS through the purchase of consumption items that attract the NHIL. That is why all the uninsured groups have observation for cost in Table 5, but no observation for benefit. The uninsured in the non-pension contributor households contribute to the NHIS only through the purchase of consumption items that attract NHIL.

6. Conclusion

This study attempted to compare the household cost and benefit of joining the NHIS, to assess which group of households contribute to support the other, based on the households' pension, insurance and poverty status. On the one hand, the data on the distribution of pension contributor households shows that the pension scheme in Ghana is skewed towards the highly educated members of the society. Household heads with middle or high school education dominate the pension scheme. These groups of households are mainly formal sector employees, with the majority of them found in the public sector.

On the other hand, we observed that for the non-pension contributor households, the majority of the poor household heads are illiterates, while a larger proportion of the non-poor household heads have middle school education. Unlike the pension contributor household heads whose main sector of employment is the formal sector, the non-pension contributor household heads work in the informal sector, with larger proportion of the poor working as self-employed crop farmers, and majority of the non-poor being non-farm self-employed. Since it is difficult to determine the income of self-employed farmers and non-farm self-employed workers, these observations help to understand why scheme managers had difficulty in charging the prescribed premium for the poor and non-poor non-pension contributor households.

By comparing the household cost and benefit of joining the NHIS, we observed that the NHIS places more burden on pension contributor households. For these groups of households, their contribution (cost) to the scheme exceeds their expected medical treatment cost (benefit). Both the insured poor and non-poor have cost exceeding benefit, however, the magnitude of the net cost is lower for the poor than the non-poor.

Since the non-pension contributor insured poor households have benefit exceeding cost, it is plausible to argue that the non-poor pension contributor households contribute to support the non-pension contributor insured poor households. Therefore, from the welfare economics perspective, one can plausibly argue that the NHIS is a redistribution policy employed by the government to assist the poor; thus, the rich households transfer income to the poor household. As the study has shown, the non-pension insured poor households have the highest CBR (i.e., they receive the highest benefit). Finally, for the uninsured households, the study finds that they contribute to the scheme but do not benefit from it.

Concerning policy implementation, it is important for us to identify the rich households among the non-pension contributor households for them to pay the

prescribed health insurance premium, because the CBA did show that the present state of contribution places more burden on the non-poor pension contributor households. Moreover, it should be noted that the pension contributor households in Ghana constitute only about 8 percent of the entire households, while the rich among the non-pension contributor households account for over 73 percent of the remaining households. As such, identifying the rich among these non-pension contributor households for them to pay the right health insurance premium will help improve equity, as well as ensuring the sustainability of the scheme.

Amponsah, Samuel. 2013a. “Adverse Selection, Moral Hazard, and Income Effect: The Case of Ghana.” *Bulletin of Political Economy Tokyo International University*, Vol. 14: 1–20.

Amponsah, Samuel. 2013b. “Household Decision of Purchasing Health Insurance in Ghana: Cost and Benefit of Public Health Insurance by Poor and Non-Poor Households.” PhD diss. Graduate School of Economics, Tokyo International University.

Canning, David. 2006. “The Economics of HIV/AIDS in Low-Income Countries: The Case for Prevention.” *Journal of Economic Perspective*, Vol. 20(3): 121–142.

Currie, Janet. 2001. “Early Childhood Education Programs.” *Journal of Economic Perspective*, Vol. 15(3): 213–238.

Leape, Jonathan. 2006. “The London Congestion Charge.” *J.Econ.Perspect.*, 20(4): 157–176.

Nord, Erik. 1999. *Cost-value Analysis in Health Care: Making Sense Out of QALYS*. Cambridge: Cambridge University Press.

Persky, Joseph. 2001. “Retrospectives Cost-Benefit Analysis and Classical Creed.” *Journal of Economic Perspective*, Vol. 15(4): 199–208.

Rosen, Harvey S. 2005. *Public Finance*. Vol. 7, Singapore:McGraw Hill.

論 説

アルジェリア・テロ事件によせて—求められる発想の転換

東京国際大学特命教授 塩尻 和子

このたびのアルジェリア・テロ事件で人質となり、無念の死を遂げられた方々に哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りします。

1. アルジェリア政府の手段

私は2年2か月前にアルジェの大学を訪問したことがあるが、市街地は平靜で学生たちにも意欲があり、日本へのあこがれの気持ちを率直に表していた。しかし、小さいビジネス・ホテルでも、出入りは厳重に検閲され、車の下部も武器がないか調べられた。旧市街の見学は禁止され、地方の世界遺産訪問も取りやめを忠告された。北アフリカの政権交代が成功した後の2011年11月、チュニジアのシンポジウムで出会ったアルジェのホウアリ・ブーメディエン科学技術大学の学長は「大学内は学生のデモばかりで、まともな授業や研究ができない」と嘆いていたことを思い出す。民衆蜂起をうまく生き延びたといわれるアルジェリアの政権も安泰ではない。テロ事件の解決のために人質の生命を顧みず、テロリストの殲滅を目標とする作戦に訴えたことは、その不安を如実に示している。

しかし、軍事行動を優先するテロ対策は、むしろテロリストを増やし、彼らの力を強化する方向へと向かうことは、近年の「テロとの戦い」が証明している。

今回のイン・アミーナースの事件から考えてみると、世界の中には、人命尊重よりも政権の生き残りを重視する国が多いことが明らかになる。同じようなテロ事件が欧米で起こったとしても、今回のアルジェリアの対応とそれほど変わりはないかもしれない。それに対して、これまでの日本は、なによりも人命尊重を第一と考え、ペルーの大使公邸占拠事件やキルギスの人質事件など、日本人が巻き込まれる人質事件が起こった際には、粘り強い交渉の結果、時間はかかるものの、できるだけ多くの人質を無事に解放する方策をとってきた。このような経験を踏まえて、日本は

世界へむけて、人命が尊重されるテロ対策をリードする役割を担うことができる。そのためには常時、経済発展や社会の安定、若者の教育、医療の充実、技術移転など、それぞれの地域で必要とされる事業について平和的な支援を続けていってほしいものである。

今回の事件は日本の企業が、まさに平和的な支援につながる経済活動を行っている最中に生じた事件であり、アルジェリア政府の「何よりもテロリストの殲滅が第一」という姿勢には怒りを感じる。犠牲となられた方々には、まさに気の毒で残念で胸が痛む。それでも、日本は世界へ向け技術向上や産業発展の支援を行わなければならない。その際には、それぞれの国の政府の姿勢や思想、人びとの動向などを専門的な視点から十分に調査して、社員を派遣することが重要である。

今回の事件で生還された日揮の社員がアルジェリア人の同僚に救われて脱出できたという話を聞くと、日揮という会社が日頃からいかに現地の人々を大切に信頼して、現地のために命がけで仕事をしてきたか、よく理解できる。それでも防げなかった事件の根底には、1990年代から続くアルジェリアの強権的な政治体制と、政治的腐敗、広がる貧富の差、言論の自由のない社会、人権無視・・・など、いくつもの要因がある。チュニジアやエジプト、リビアのように民衆蜂起が取り敢えずは成功した国では、経済的側面はかえって深刻度を増しているが、曲がりなりにも総選挙が実施され、新しい政府が設立されてきている。言論の自由が保障されたために、政府や大統領を公然と批判するデモが続くことは、新政権にとっては頭の痛い問題であるが、民主的な社会の形成には欠かせない「成長の過程」である。

いまだ独裁的政権が続くアルジェリアでは、過激な反体制派にとって、ちょっとした理屈や大義名分がつけば、一気に軍事行動にでる気運が盛り上がっているときに、近隣で「フランスのマリ介入」という、願ってもない事態が起こった、ということではないか。過激な反体制武装勢力に

としては、政府に最も打撃を与える施設が攻撃の対象となることは、素人でもわかることである。また、彼らが外国人でムスリムではない人々を攻撃の対象としたことは、テロ攻撃のインパクトを強め国際的な注目を集めようという作戦でもあった。

2. テロリストとは何か？

「テロとの戦い」は非対称性戦争と呼ばれることがある。武力攻撃という手段を採る反体制過激派について、私たちは彼らを簡単にテロリストと一言で括ってしまうが、彼らには彼らなりの政治的目標がある。彼らは自分の欲望のために窃盗を繰り返したり殺人を犯したりする、いわゆる罪人ではない。人がテロリストなるには、それなりの理由がある。まず、彼らは自分たちの行動が正義だと信じている。タラル・アサドは「自らの所属する共同体への愛ゆえに殺人を犯す反乱者は、自分たちの国土を守るために戦うリベラルな社会の軍隊の鏡像である」(『自爆テロ』タラル・アサド著、菊田真司訳、青土社、10頁)として、国家の正規軍と反体制派の武装集団を対等にみて考察することを提案している。国家の命令で戦う国軍の兵士と同様に、たとえ極小集団であっても、自分たちなりの信念と理想のために戦っているということを見做してはならないと言うのである。

このことは、世界の歴史を概観すれば一目瞭然であるが、反体制派が勝利すれば、彼らはその瞬間からテロリストではなく、建国の英雄にも革命の指導者にもなるという歴史のパラドックスは枚挙にいとまがない。よく知られているように、彼らの中にはカエサルのように皇帝や国王になった者もあり、近代ではナポレオンなどのように大統領になった人もある。近代民主主義が確立され、民意によって国家の指導者が選ばれる政治体制が定着する以前は、政権はつねに反乱者との対戦によって異動するものであった。21世紀になってもなお、このような非対称性の戦乱が続くことは、人類が歴史から何も学んでこなかったことを証明している。

別の観点から見てみると、カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校のマーク・ユルゲンスマイヤー教授が2005年3月に東京で開催された第19回国際宗教学宗教史学会(IAHR)の基調講演で語られた言葉をかみしめてみるこ

が重要である。教授は次のように言われた。「この会場の誰もが特定の状況に追い込まれたときにはテロリストになりうるものであり、テロリストだからテロリズムを行うという説明はあまりにも怠慢な説明である。」(『宗教研究』342号、40頁、拙著『イスラームを学ぼう』220頁)

読者の中には「自分は絶対にテロリストにはならないので、このような考えは失礼だ」と思う人もいるかもしれないが、私たちは誰でも心の中で反論や批判や、時には恨みを抱いている。私たちはそれをうまく解消したり発信したりする方法を心得ている限り、暴力を使用することはないであろう。しかし、テロという段階にまで行かないものの、世の中は様々な種類の暴力であふれていることも事実である。

この社会に、人びとのもやもやとした批判や不満が、いつの日か暴力からさらにテロにまで増大するような特定の状況が起きないようにすることが、そもそものテロの要因を排除することにつながる。テロが生じる状況やテロリストの心情を別世界のものとして突き放すのではなく、私たち自らのものとして考えることが、長期的にみて、テロを防ぐためのもっとも有効な方法ではないか。

そういう意味では、これからの世界は、反体制派のテロ集団が発生する原因を突き止め、解決しようとする努力をしなければならない。今回のイン・アミーナースの事件のように、犯人も人質も、もろともに攻撃することでテロリストを殲滅しようとする作戦では、いつになっても世界中からテロはなくなる。むしろ、このような「テロとの戦い」がテロリストに大義名分を与え、彼らを一層、鼓舞することに繋がるのだということを、忘れてはならない。

3. イスラームへの理解を

もう一つ、考えなければならないことがある。それは、イスラーム教徒のテロリストたちは、いつも「イスラーム過激派」と呼ばれることである。「イスラーム」はアルジェリアでは、政府も国民も反体制派も、90%以上の人々が信じる宗教である。今回の事件は、イスラーム国アルジェリアで生じた事件であるので、「反政府過激派」あるいは「反体制武装勢力」と呼ぶ方が正確ではないかと思われる。例えばアメリカのクー・クラックス・クラン(Ku Klux

Klan、プロテスタントで白人至上主義を掲げる秘密結社)はかなりの過激思想をもった団体であるが、誰も「キリスト教過激派」とは呼ばない。北アイルランド闘争の際にも、バスク独立運動においても、実際にはキリスト教と関係性を持つ運動であるが、それらが「キリスト教と関係がある」とは誰も報道しない。キリスト教に関しては、そもそも暴力と結びつけるということを想定することさえ、誰も考えようとはしない。しかし、イスラームについては全く反対の意識が生じる。

旧宗主国によるイスラーム蔑視や偏見、差別の存在だけでなく、私たちが表面的な報道を過信して短絡的に、イスラームという宗教が要因で過激派が生まれる、イスラーム教徒はテロリストになりやすい、あるいは、世界のテロリストのほとんどはイスラーム教徒だ、といった誤解と反感を抱くことは、過激派を勇気づける要因の一つとなっている。しかも、日本の中東・イスラーム研究者の中には、宗教的なジハード思想を取り上げて、ことさらイスラームを危険視する発言があるが、これも過激派を喜ばせるだけであろう。ジハードに代表される聖戦思想は、多かれ少なかれ、どの宗教思想にも見られる教義である。ジハードはもともと宗教的な修行に重きをおく思想であり、それを現実には戦闘を促す教えだと受け取るムスリムは、極めて少ない。それにもかかわらず、イスラーム教徒の多くが暴力的な思想を持っているとみなすことは、逆にテロリストを増やす下地になりやすい危険な発想である。

イスラーム教徒の側では、外交政策上、アメリカに追随する日本に対して失望しながらも、それでも、いまだに親日的な感情がつよく、日本に大きな関心と期待を寄せている人が多い。それは、日本が西洋列強のように中東・アフリカ地域に植民地支配を行った歴史がなく、これらの国や地域を搾取・収奪した経緯もないからであり、また非キリスト教国であるという親近感も持たれている。日本と日本人への関心と期待が高い今のうちに、相互理解の対話を進めて、世界第2位の宗教勢力を擁するイスラームへの偏見と蔑視を取り去り、ムスリムの人々と共に安定した社会を建設するために協働する努力をすることは、邦人保護の観点からも不可欠である。

4. 情報収集能力の向上を

あまり注目されていない事実であるが、アルジェリアの隣国、リビアでは、フランス軍のマリ侵攻に危機感をいだき、アフリカのテロリストの国内侵入に備えて、昨年12月16日から西南部の国境を閉鎖していた。このような隣国の対応にも注目していれば、何らかの対応策が採られていたかもしれない。周辺諸国の動向についての幅広い目配りは、情報収集の盲点になりやすい。

今回の事件を経て、政府や会社の情報収集能力が批判されたが、アルジェリアの旧宗主国であるフランスを除いては、どの国も複数の犠牲者を出している。しかも、もともと現場にはフランス人は2名しかいなかった。情報不足は日本だけではない。たまたまこの時期に日本人の従業員が多く滞在して就労していたということでもあろう。

それでも、今後、政情不安定な国へ人員を派遣する場合、効果的な情報収集を図ることが何よりの人命保護につながる。そのためには、地域事情、言葉、風習、文化をよく学び、現地の人々と親交を結ぶことのできる人材の養成も緊急の課題である。

私事で恐縮であるが、旧満州で終戦を迎えた私の亡父は、若い日の私に「外国では何よりも現地の人と親しくし、心から話し合える友人を多く作れ」と忠告して送り出してくれたことを、何かにつけて思い出す。私共にはテロリストの襲撃に遭うといった恐ろしい経験はないが、それでもさまざまな困難な場面で、現地の人びとの友情や機転に助けられたことが少なくない。

残念なことに日本は、中東・北アフリカ地域の事情や、イスラームやユダヤ教などの宗教や文化に関する研究者や専門家を、十分に育成してきていない。しかも、官公庁では、世界各地の地域を専門に研究し地域事情に通じていて、地方の豪族や下町のリーダーなどと親しく交流することのできる少数の貴重な専門家を優遇しないばかりか、緊急の現場では排除しようとさえしてきた経緯もある。中東諸国に赴任する日本の大使や総領事が、中東地域事情やアラビア語の専門家でもなく、それまでに中東地域に赴任した経験さえもない場合が多いことも、再考を要する問題であろう。

教育の現場でも、私が2年前まで在籍していた筑波大学でさえも、北アフリカ研究センターというユニークな文理融合型の研究機関を擁しながら、また、学生の中東地域に

対する勉強意欲や関心は高いものの、当時、私がただ一人の中東・イスラーム研究の専門家であった。現在でも筑波大学には中東を専門とする研究者は若い教員が1、2名いるだけである。今後は、少なくとも規模の大きい大学には、中東地域に関して、政治、経済、歴史（近代と前近代）、宗教・哲学、社会人類学などの、それぞれの専門家を、早急に配置するべきであろう。

海外にあって、現地の言語と社会事情に通じ、つねに現地の友人から、正確な情報提供が受けられるような信頼できる友好関係を築き、不穏な空気を素早く読むことができるような人材の育成に力を入れることが、今後のテロ対策のための必須条件である。また、情報収集の技術を向上させるためには、中東地域に関する研究を行う諸機関を国家的な事業という視野で、支援し発展させていくことも、忘れてはならない重要な課題である。

他宗教や他民族に対する誤解や無理解、あるいは差別や蔑視意識に基づく政策判断が、いかに残酷で非人間的な結末を導くことになるのか、私たち日本人も過去の歴史から骨身にしみている。それなのに私たちは、相手の立場に立ってものを考えるという努力を忘れるか、避けてしまいがちである。このことは、前述の歴史のパラドックスにつながる見解でもある。戦場の正規軍の兵士も反乱集団のテロリストも、自らの国土や国民への愛のために戦うのであると考えるなら、将来の世界平和のためには、発想の大転換を図り、「テロリストとの対話」をも視野に入れることが重要となる。

日本は、中東・イスラーム地域において、西洋諸国と比べ「負の遺産」をほとんど持っていない。イラク戦争の際などの対米追従の政策によって日本の評価がかなり低下した現在でも、中東・イスラーム地域では日本は世界で最も期待され歓迎される国である。経済的支援や技術指導、研究協力などの分野をさらに拡大し、イスラームの人々と協働して、安定した社会の建設に寄与して行くべきである。日本は、いかに困難であっても、テロの温床となる経済的格差や貧困、汚職や政治不信を解消することに貢献し、武力ではなく平和構築作業によってテロを撲滅してほしいと、心から願うものである。それこそが真に効果的な「テロとの戦い」となるであろう。

(2013年1月25日記)

科 研 業 績 報 告

2012 年度学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (A) (海外学術調査)

研究課題「変革期のイスラーム社会における宗教の新たな課題と役割に関する調査・研究」

論文・研究ノート

イスラームの生命倫理と先端医療——キリスト教と比較して

新潟大学人文学部准教授 青柳 かおる

序論

二十世紀以降の著しい生命科学、医療技術の発展の結果、生命への高度な人為的介入が可能になり、生命倫理は現代社会の最先端とも言うべき問題となった。筆者は従来、スーフィズムや哲学などの古典イスラーム思想史を研究してきたが、ガザリー Abū Ḥamid al-Ghazālī (1111年没)¹の代表作『宗教諸学の再興 (Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn)』²所収の「婚姻作法の書 (Kitāb Ādāb al-Nikāh)」³を翻訳、解説したことをきっかけに (青柳 2003)、避妊や中絶の可否といった生命倫理の問題に取り組むようになった。そして胎内の存在はいつから人間になるのかという問題をめぐり、初期胚の形成過程について検討している過程で、受精卵 (胚盤胞) から作られる ES 細胞 (胚性幹細胞 Embryonic Stem Cell) を使った再生医療の問題を取り上げることになった。そして、イスラーム (イスラーム教) における胚の形成過程および ES 細胞に関する見解を明らかにし (青柳 2011)⁴、さらにユダヤ教とキリスト教における初期胚に対する見解とも比較した (青柳 2012)⁵。

以上の初期胚・ES細胞研究を踏まえ、本稿では iPS 細胞

(人工多能性幹細胞 Induced Pluripotent Stem Cell)、クローン、脳死と臓器移植という先端医療の議論を取り上げ、イスラームとキリスト教 (主にカトリック) の生命倫理を比較したい。第一章では iPS 細胞、第二章ではクローンおよびヒトクローン胚、第三章では、脳死と臓器移植の問題を取り上げ、現代のイスラーム法学者 (ウラマー) および研究者の見解をまとめる。第四章で主にカトリックにおける先端医療に関する生命倫理を明らかにする。そして結論ではイスラームとカトリックの議論を比較し、先端医療に関するそれぞれの宗教の生命倫理の特徴を解明したい。

第一章 イスラームの生命倫理における iPS 細胞

1998年11月、アメリカのジェームズ・トムソン教授らによって、人の ES 細胞の実験が成功したことが発表された (Thomson et al. 1998)。受精卵 (胚盤胞) から幹細胞を取り出し、未分化の状態 で培養すると、この幹細胞を特定の組織に分化させることができる。ただ、免疫的問題として、患者にとっては他人の細胞であるため、拒絶反応が起きてしまう⁶。また倫理的問題として、子宮に戻せば人間になる

¹ ガザリーはイスラーム中興の祖と言われる傑出したスーフィー (イスラーム神秘主義者) であり、法学者である。ガザリーの生涯について詳しくは、自伝『誤りから救うもの』(ガザリー2003)を参照。
² 『宗教諸学の再興』全四十書の抄訳は、Karim 2006参照。なおガザリーの『幸福の錬金術 (Kīmīyā-yi Sa'ādah)』は『宗教諸学の再興』のペルシア語の要約である。『幸福の錬金術』の翻訳は、Crook 2005参照。
³ *Iḥyā'*, Vol. 2, 34-95. この書の翻訳は、Farah 1984; Bercher and Bousquet 1989; Bauer 1917; 青柳 2003参照。
⁴ イスラームでは、コーラン、ハディース (預言者ムハンマドの言行録)、多くのイスラーム法学者の見解に基づき、中絶の議論と同様に、胚への入魂の時期を根拠として、医療のためであれば、ES細胞の作成は許されるという立場が多数派である。
⁵ 三大一神教を比較したところ、受精卵を人間とみなすか、まだ人間ではないとみなすのか、という点が宗教や宗派によって異なっており、大きな論争を巻き起こしていることが明らかになった。そして受精卵はいつから人間になるのかという視点が、概してまだ人間ではないとするイスラームはユダヤ教の見解に近く、人間であるとするキリスト教 (とくにカトリック) とは相違が見られると結論づけられた。
⁶ クローン技術と組み合わせて、自分のヒトクローン胚から ES 細胞をつくれれば拒絶反応はなくなるが、ヒトの核移植 ES 細胞は樹立されていない。

可能性のある受精卵を破壊してしまうことが挙げられる。

このようにES細胞は、初期胚の破壊という倫理的問題を含む上に、他人の細胞を使用するため、免疫系の拒絶反応という問題がある。これらの問題を解決する再生医療の技術として期待されるのがiPS細胞である⁷。2007年11月、京都大学の山中伸弥教授（2012年ノーベル生理学・医学賞受賞）らが、初期胚ではなく、成人の人間の細胞に、iPS細胞の誘導に必須の遺伝子を加えることによって初期化し、未分化の幹細胞を作り出すことに成功した（Yamanaka et al. 2007）⁸。これによって、初期胚の破壊という倫理的問題はなくなった。また患者本人の細胞を使用するため、免疫系の拒絶反応という問題もなくなった。しかし、iPS細胞の臨床応用に向けて解決すべき問題点は少なくない（キースリング2007, 279-280）。iPS細胞は画期的な発明であるが、成人の細胞を完全に初期化できるのか、またES細胞と同様の問題として、目的の細胞に分化するように誘導できず、目的とは異なる奇形腫に分化（ガン化）する可能性があるという安全性の問題も残されている⁹。

iPS細胞に対する現代のイスラーム法学者の見解について、まずファトワー（法的回答）提供ウェブサイトIslam Q and Aの「幹細胞¹⁰と幹細胞バンクについてのイスラームの見解を教えてください」という質疑応答（日付不明）を見てみよう（<http://islamqa.info/en/ref/108125/stem%20cell> 2012年12月17日アクセス）。ただしこの回答では、まだiPS細胞に関する情報が少なかった時期の回答と思われる、成人の皮膚を初期化するという記述はなかった。

その回答によれば、2003年のムスリム世界連盟のイスラーム法評議会（The Islamic Fiqh Council of the Muslim World League）は、幹細胞の移植について以下のように述べている。

幹細胞は、以下の供給源から得られる。（1）胚盤胞期の受精卵、（2）あらゆる妊娠期間の中絶された胎児、（3）胎盤または臍帯、（4）子供と成人¹¹、（5）クローン技術

によって、成人の細胞核を除核した卵子に移植して作った胚盤胞。さらに評議会は以下の決定を下した。第一に、供給源が以下の場合においては、幹細胞を採取、培養し、治療や研究に使うことが許される。（1）成人が許可した場合、（2）子供の場合、後見人が許可し、合法的な目的を持っている場合、（3）両親の許可がある胎盤または臍帯の場合、（4）両親の許可がある中絶胎児の場合、（5）体外受精によって廃棄される予定の受精卵が、両親によって寄贈されている場合。第二に、供給源が非合法な場合は、幹細胞を採取、使用することは許されない。たとえば、以下の場合である。（1）医学的な理由なしに故意に中絶された胎児、（2）寄贈された卵子と精子から生まれた受精卵、（3）クローン。

以上の回答では、「子供と成人」という記述が見られるものの、成人の皮膚を初期化するといった文言は見当たらず、主に受精卵や臍帯、胎児から作られる幹細胞が想定されているといえよう。

またムザミル・スイッディーキー Muzammil Siddiqi（北米イスラーム法評議会会長）とアフマド・クッティー Ahmad Kutty（トロント・イスラーム研究所の法学者）の連名による、2007年4月19日付の幹細胞に対するIslam Online（Onislamに再掲載）における回答は以下の通りである。

（1）幹細胞研究は、病気の治療のために非常に役立つものであり、許可されるだけではなく、研究することは義務である。（2）胚性幹細胞は、人工授精の結果残った受精卵で、廃棄されるものを使用するように、厳しく制限されるべきである。受精卵の提供者の同意も必要であり、金銭的な報酬や受精卵を余分に作ることは規制が必要である。（3）胚性幹細胞を使用しなくてもよいように、成人から幹細胞を作れるよう研究を進めるべきである（<http://www.onislam.net/english/ask-the-scholar/health-and-science/genetics/175298.html> 2012年12月17日アクセス）。この

⁷ iPS細胞は、再生医療のほかに創薬のためにも役立つとして期待されている。

⁸ 同日、ジェームズ・トムソン教授らもiPS細胞樹立に成功したと発表した（Thomson, J. A. et al. 2007）。

⁹ iPS細胞は遺伝子発現や形態などはほとんどES細胞と変わらない。そのためこれまでに長い蓄積があるES細胞の研究から得られる知見は重要と考えられる（キースリング2007, 283）。ES細胞の作成時における倫理的問題や拒絶反応の問題を一挙に解決できるため、ES細胞に代わる細胞として大きな注目と期待を集めているが、iPS細胞の研究はES細胞の研究と密接に関連しており、ES細胞との比較研究が必須であるため、今後もES細胞の研究は必要であると考えられる。

¹⁰ 幹細胞の種類などについて詳しくは、金村 2012 参照。

¹¹ この箇所が、iPS細胞を想定しているとも考えられるが、明記されていない。この回答がなされた時期には、ES細胞またはヒトクローン胚に重点が置かれていたのだろう。

ように、ES細胞は許可されるとしながらも、倫理的問題を避けるために、成人から幹細胞を作ることが提唱されている。この回答の時点では、2006年のマウスのiPS細胞の作成後であるが、まだヒトiPS細胞の作成前であり、将来的にはiPS細胞研究を促進すべきという見解といえよう。

さらに*Nature Middle East*の2012年8月30日付オンライン版記事“Stem Cell Research and Islamic Regulations”によると、カタールの保健最高評議会（The Supreme Council of Health: SCH）は、ES細胞研究を許可する方針を決定した。さらにSCHは、成人の幹細胞、iPS細胞、臍帯と胎盤の幹細胞、中絶胎児の幹細胞の使用を許可した（<http://www.nature.com/nmiddleeast/2012/120830/full/nmiddleeast.2012.125.html> 2012年12月17日アクセス）。このようにiPS細胞研究は認められている。大多数のイスラーム法学者の見解ではES細胞の作成が認められており、まして倫理的問題をクリアできるiPS細胞についての批判はほとんど見当たらないと思われる。

今後は、ES細胞、ヒトクローン胚、iPS細胞を作成した後の諸問題が論じられていくことになるだろう。第一に、人間と動物を混ぜることはどこまで許されるかという問題がある。たとえば、遺伝子操作によって臓器を作れないようにしたブタに、ES細胞由来の人間の臓器を作り、患者に移植することの是非である。まず、ブタ由来のウイルスに移植を受けた人が感染するリスクが生じる。また臓器工場としてクローン人間を作ることが手段化・道具可の観点から許されないのであれば、動物を扱うことも許されないのではないか、さらにヒトとブタの種が異なるとしても、それは人種差別と同じく種差別にすぎないのではないか、という問題が生じる（玉井・大谷2011, 90-93）。

第二に、精子・卵子の作成をめぐる問題がある。幹細胞を精子・卵子に分化させ、不妊治療の研究に役立てることが期待されている一方、文部科学省の指針では、ES細胞からの配偶子の作成は認めるが、個体を生み出すことは禁止されている。そのような個体の作成は、社会に対して大きな影響を与え、秩序を乱しかねないからである（玉井・大谷2011, 90-93）¹²。これらの問題は、日本においてもまだまだあまりなされていないため、イスラーム圏においても今後の課題といえる。

第二章 イスラームの生命倫理におけるクローン

次に、クローン技術を用いた再生医療について分析したい。クローンとは「枝」という意味のギリシア語に由来し、同じ遺伝子を持つ細胞群のことである。クローンには受精卵を二つに分裂させる方法と、核移植による方法がある。核移植による方法は以下の通りである。クローンを作りたい生物の体細胞から核を取り除き、それを除核された卵子に移植すると、体細胞の核の遺伝子が初期化される。そして電気ショックを与えると、受精したかのように卵子が活性化し、卵割が始まる。その卵子を培養させた後、仮親の子宮に入れると単為発生によってクローンが生まれる。しかしその成功率は非常に低く、また健康なクローンが生まれるとは限らない。

1997年、スコットランドの家畜研究者イアン・ウィルマット Ian Wilmutによって羊のドリーの存在が発表された。哺乳類の卵子が成体の体細胞（6歳のメス羊の乳腺細胞）の染色体を再プログラム化し、胚の発生、胎児の発達を経て、羊を誕生させたのである（キースリング2007, 173）。つまり、乳腺細胞にしかねないはずだった細胞が、卵子によって核の遺伝子が初期化され胚になったのである。ただし、移植された核の遺伝子の初期化は不完全であるらしく、クローン動物には奇形や病気が多く、普通の動物とは異なると考えられている（八代2011, 59-61）。動物のクローンは、家畜の系統保存や疾患研究の動物モデルとして使われる。

また人間のクローンの場合は、人間の個体を作成するクローンではなく、クローン技術を用いて治療に役立てることになる。クローン技術とES細胞を組み合わせることにより、核移植ES細胞を作ることができると考えられる。患者が自分の体細胞の核を、除核した卵子に移植し、自分と同じ遺伝子の受精卵（ヒトクローン胚）を作成してからES細胞を作り、必要とされる組織の細胞を作り出せば、拒絶反応を起こすことはない。しかし先に述べたように、遺伝子の初期化が完全ではなく、核移植ES細胞を得ることは困難である（八代2011, 121-122）。2004年、韓国のソウル大学の研究チームがヒトクローン胚からES細胞樹立に成功したと発表したが、それは捏造だったことが発覚し、人間の核移植ES細胞樹立の困難さが明らかになってきた

¹² 山中伸弥教授も、髪の毛などから簡単にiPS細胞は作成できてしまい、そこから作られた精子・卵子を受精させれば、本人の知らない場所で子供が生まれてしまう可能性があることを危惧している。

(八代2011, 127-129)。

次に、現代のイスラーム法学者およびムスリム研究者のクローンに関する見解を明らかにしたい。まず著名な法学者でムスリム同胞団のイデオログ、カラダーウィー Yūsuf al-Qaradāwī (1926年～)¹³の2002年12月29日付 Islam Online (Fatwa Management System に再掲載)におけるクローンに関する見解 (“Cloning and Its Dangerous Impacts”) は以下の通りである。

イスラームは科学の進歩と研究を内包するものであり、歴史の中で両者が対立したことはない。動物のクローンについて言うと、それは以下の条件下では許される (1) すべての人間にとって利益があり、利益のほうが損害より大きいこと。(2) 動物に害悪や苦痛を与えないこと。人間のクローンについて言うと、以下の理由によりそれは禁止されている。(1) クローンは同じ性質のものであるから、神の創造の多様性と矛盾する。(2) クローンとそのオリジナルとの関係が兄弟なのか、父親なのか、自分自身なのか、不明である。(3) 神はすべてを男女の対に創造したことと矛盾する。つまりクローンの男性が増えすぎてしまうかもしれないことが危惧されるのである。病気の治療のためであっても、人間の身体全体をクローン化することは禁止されている。しかし特定の部分、心臓や肺などのクローンであれば許されるし、神によって推奨され、褒賞される。またクローンは生命の創造ではない。というのは、それはすでに存在する生命体からその核を取り除き、さらにほかのすでに創造された卵細胞に移植するからである (<http://infad.usim.edu.my/modules.php?op=modload&name=News&file=article&sid=10553> 2012年12月17日アクセス)。

カラダーウィーは、クローン人間の作成には反対しているが、特定の組織や臓器のクローンの作成は許可されると

している。しかし特定の臓器を作るには、クローン人間から取り出すわけにはいかないのだから、ヒトクローン胚をつくり、ES細胞を取り出してから特定の組織に培養するという作業が必要である¹⁴。よって、ES細胞と同様に受精卵の破壊という問題に行き着くのだが、カラダーウィーはほとんど検討していない¹⁵。

次にインド系シーア派ムスリムの研究者、サチェディーナ (ヴァージニア大学教授)¹⁶の見解を取り上げる。サチェディーナは、以下のように人間のクローンについてのイスラーム法学者による賛否両論をまとめている (Sachedina 2006; Sachedina, “Cloning in the Quran and Tradition” <http://www.people.virginia.edu/~aas/article/article4.htm> 2012年12月17日アクセス)。

イスラーム法学者で、アズハル大学法学部教授のファールド・ワースィル Farid Wasil は、クローンとは神の創造への干渉であり、神の意思への挑戦であるとして不信仰と不道徳の悪魔的行為であり、ムスリム社会を害悪から守るために、クローン技術は政府によって規制されるべきだとした (Atighetchi 2007, 242)¹⁷。それに対しカラダーウィーは、神の創造行為の干渉になるのかについては明言していないが、もしそれが達成されたならば、それは神の意思なのだと言う (Sachedina 2006, 270)。そして先に述べたカラダーウィーの見解——人間の身体全体のクローンの問題点——をまとめたうえで、カラダーウィーは、遺伝病など難病治療のためなら、その技術を使うことは許可されるとしている (Sachedina 2006, 272)。先に見たようにカラダーウィーは、ヒトクローン胚の議論をすることなしに、医療的なクローン技術を認めているのである。サチェディーナ自身の見解は、再生医療のために、必要な規制に沿って成人の細胞からヒトクローンを作る

¹³ エジプトに生まれ、アズハル大学卒業後、ワクフ省やアズハル機構などに勤務した。カタール大学のシャリーア (イスラーム法)・イスラーム学学部部長を経て、現在、ヨーロッパ・ファトワー調査協議会会長、国際ムスリム・ウラマー (イスラーム法学者) 連盟会長を務めている。1980年以降のムスリム同胞団の中道派を代表する思想家として、アラブ諸国だけでなく世界中のムスリムに大きな影響力を持つウラマーである (大川 2007, 36)。主著は『イスラームにおける合法と非合法 (*al-Halāl wa-al-Harām fi al-Islām*)』(この書の翻訳は、Hammad 1999参照。また日本語の抄訳はアルカラダーウィー 2005; アルカラダーウィー 2006参照)がある。

¹⁴ 日本においては、「クローン技術規制法」(2000年12月)によってクローン技術等により作成される胚を人間または動物の胎内に移植することは禁止され、またクローン技術等による胚の作成、譲受及び輸入は規制されている(「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年十二月六日法律第百四十六号)」総務省・法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12H0146.html> 2012年12月17日アクセス)。クローン胚の作成・利用に関する倫理的考察について詳しくは、島藺 2006, 74-90参照。

¹⁵ またヒトクローン胚から作ったES細胞を動物の卵子に移植したり、その逆のことをすれば、人間と動物の「融合」した胚を作ることができる。しかし人と動物を混ぜ合わせたような存在(キメラ、ハイブリッド)を、胚の段階とはいえ作成し、破壊し、利用するといったことが、人間の尊厳を損なうものではないのかという問いも重要になる(島藺 2006, 88)。また人と動物を混ぜ合わせたような存在は、無からの創造ではないとしても、神が創造しなかった存在を人間が創造することにならないのだろうか。なおカラダーウィーは、クローン技術は終末の日の復活に通じるものがあるとしている。

¹⁶ シーア派政治思想の研究のほか、近年は生命倫理研究を進めている。Sachedina 2009; サチェディーナ 2007参照。

¹⁷ しかしファールド・ワースィルは、治療目的のためなら部分的なクローンは許可している (Atighetchi 2007, 242)。

ことは、利益が害悪を上回るので許可されるというものである (Sachedina 2006, 285)。

カラダーウィーとサチエディーナの見解を紹介したが、ヒトクローンの個体ばかりが問題とされ、治療目的の部分的なヒトクローン作成は許可されるとしながらも、それに必要なヒトクローン胚に関する議論がほとんどみられなかった。イスラーム法学者、研究者の間では、クローン人間の作成の是非に焦点が当てられ、ヒトクローン胚に関しては詳細な議論がないようである。ただ、ヒトクローン胚は受精卵を利用して作られるため、入魂前の120日¹⁸までなら受精卵の破壊を容認するイスラームにおいては、ヒトクローン胚の作成も認められるということであろう。

以上、第一章と第二章では再生医療に関する現代のイスラーム法学者たちの見解を見てきた。賛否両論はあるものの、大多数の法学者は医療研究のためであれば、クローンとES細胞技術を認めている。iPS細胞は最近の発見であり、今後の研究成果が待望されているが、イスラーム法学者の議論はまだあまり行われていないようである。しかしながら、iPS細胞は成人の細胞を初期化することによって作成することができ、作成時においてはヒトクローン胚やES細胞が抱える倫理的問題を含まないため、反対意見はほとんど生じないと思われる。今後は、iPS細胞の作成時だけでなく、作成後の倫理的問題について考察していく必要がある。

第三章 イスラームの生命倫理における 脳死判定と臓器移植

心臓死（心停止、呼吸停止、瞳孔散大の三兆候）を死とする考えも根強いが、近年では、脳死（脳幹を含めた脳す

べての機能が不可逆的に回復不可能な段階まで低下した状態）¹⁹は人間の死と認められ、臓器移植は実際にイスラーム圏で行われている。まず、人の死は心臓の停止であるか、脳死であるか、という点についての議論をまとめたい。

コーランには、死の天使によって人間の肉体から魂が奪われると述べられている（コーラン6章93節、32章11節、39章42節）。またハディースにも「或る人のところに死の天使が来てその魂を取り上げようとし（ブハーリー 1993-1994, 中巻, 214, 預言者達51(1)）；ムスリム 1978, 第二巻, 77など」と述べられており、イスラームにおける死とは、魂の肉体からの離脱であるが、その兆候がイスラーム法学者の間で脳死を「人の死」とするときの重要な争点となっている（森 2006, 65）²⁰。

脳死否定派の見解として、元アズハル²¹総長のガード・アル＝ハック Jād al-Haqq (1996年没) の見解（1995年9月11日付エジプトの新聞『アハラーム紙』）があり、これは伝統的なイスラーム法学者の代表的な見解である。それによれば、身体のすべての機能の停止が現実となったときに死とみなされる。魂の離脱によって、身体の機能すべてが停止し、呼吸、脈拍、筋肉の緊張など生命の現象が終わる。心臓が鼓動している人間の肝臓の摘出は殺人罪である。このように、同師の見解では、心臓・肝臓²²などの移植は現実には不可能となる（森 2006, 66-67）。

脳死肯定派の見解としては、元アズハル総長のタンターウィー Muḥammad Sayyid Ṭanṭāwī (2010年没) のもの（1995年8月4日付け『アハラーム紙』）がある。タンターウィーは、脳死の遺体から肝臓を必要としている病人への移植を許容したファトワーを発表した。脳死は、専門医師数人が決定した結果であり²³、たとえ心臓が鼓動していても、この鼓動は生命維持装置によって起こっていることであり、装置

¹⁸ ハディースによれば、「あなた方のうちの誰でもその創造は、母の胎内で、40日間で集められる。それから同様の日数で血の塊となり、それから同様の日数で肉の塊となる。それから天使が遣わされて、それに魂を吹き込む。そして天使は四つの言葉を命じられる。（ムスリム 1987, 第3巻, 570, 「定命の書」）」とあり、最初の40日は精液、40日は凝血、さらに次の40日は小さな肉塊になり、それから天使が彼に息を吹き込むと考えられる。つまり120日目に魂が吹き込まれ、胚は人間になるのである。この120日（または40日、80日）という日数は、中絶の議論や受精卵の破壊を伴う医療研究において、イスラーム法学者が依拠する日数であり、大変重要なものとなる。

¹⁹ 脳死判定規準のアメリカおよび日本の歴史については、唐澤 2012参照。日本の脳死判定基準（1985年の竹内基準）は（1）深昏睡、（2）自発呼吸の消失、（3）瞳孔固定、左右とも4ミリ以上、（4）脳幹反射の消失、（5）平坦脳波、（6）上記の条件が満たされた後、6時間を見て変化がないことである（松本 1998, 113）。

²⁰ 日本では、1997年に臓器移植法が成立し、通常は心臓死が人の死であるが、臓器提供の場合に限って脳死を人の死としている。2009年7月13日、臓器提供の年齢制限（改正前は15歳以上）を撤廃し、本人の意思が不明の場合も家族の承諾で可能とする改正臓器移植法（A案）が成立し、2010年7月17日施行された。

²¹ アズハル機構ともいう。アズハル・モスク、アズハル大学などを擁するスンナ派の宗教・教育組織。アズハル大学は世界最古の大学の一つ。

²² 肝臓はたとえ半分切除しても、また再生することができるので、生体間移植が可能である。

また腎臓も二つあるため、生体間移植が可能である。しかし他の臓器については生きている人間からの移植は困難であり、また心臓が停止した段階で移植しても移植は成功しないため、脳死の患者からの臓器を移植する必要がある。

の停止によって、すべての器官が停止することになるとした。すでに医療技術の進歩に応じたイスラーム法的な見解は1980年代半ばから多々出されている(森 2006, 67)²⁴。

脳死判定に続く臓器移植についても、否定派と肯定派が存在し、1970年代から激しい論争が続いていたが、ようやく1998年、アズハルでは臓器移植に関するファトワーを出し、臓器移植はコーランの教えに背かないとの判断を下した。臓器移植否定派の一人として、エジプトのテレビ説教師として有名なイスラーム法学者、シャアラウィー al-Sha'rāwī (1998年没)²⁵がいる。反対の理由は、人間の身体は神が創ったものであり、神の所有物であるが、それを他人の身体に移すことはコーランの教えに反するからである(森 2006, 68-69)²⁶。

臓器移植肯定派の一人として、カラダーウィーがいる²⁷。彼によれば (*Fatāwā*, Vol. 2, 530-540)、「神から授かった財産の中から彼らに与えよ(コーラン24章33節)²⁸」を根拠に、身体を必要とする者のために一部を寄付(無償提供)することは許される。腎臓病で苦しんでいる人を助けるためにムスリムが健康な腎臓を一つ提供することは法的に許容されている。それどころか祝福されることであり、報償されるものである。臓器移植は他人を救うための自己犠牲なのである(森 2006, 69-70)。

サウジアラビアでは、1989年、生命維持装置の取り外しに関するファトワーが出され、医学的な脳死の定義が出現し、その定義をイスラーム法的に受け入れるようになった²⁹。脳死・臓器移植の肯定的ファトワーが出されたことによって、多くの患者がそれによって助けられているという臓器移植

センターの談話が報じられており、ドナーカードを政府が奨励している(森 2006, 77)³⁰。

またエジプト議会は、2010年2月末、臓器移植法案を賛成多数で採択した。1990年代半ばから政府や医師組合が臓器移植の法制化を求めたが、96年までアズハル総長だった故ガード・アル=ハックが反対し、エジプト憲法はイスラームと矛盾する法律は認めないため、アズハル総長が反対すれば法制化は困難だった。しかし96年に臓器移植に積極的なタンターウィーが総長に就任して、具体的な議論が始まったのである。そして2009年春、カイロで開かれたアズハルのイスラーム研究アカデミー国際会議が臓器移植を認める声明を採択した。移植手術が実施され、臓器移植が現実の問題となったためである。ただし、脳死問題ではアズハルは慎重な態度である。その会議では、「コーランでは魂が身体から抜けた状態を死とする。魂は人には見えないから、心臓の停止などで死を判断する。脳死は(身体の変化を伴わない)潜在的な死である。我々は潜在的なものを根拠に宗教判断を行うべきではない」とする法学者もいた。アズハルが脳死を人の死とすることに宗教判断を避けたのは、エジプト国民に脳死への抵抗があり、法学者の意見も割れていることを示している(川上 2012, 64-71; 川上泰徳「スンニ派の権威 アズハルから: 2 (2010年3月24日付)」<https://aspara.asahi.com/column/chutowatch/entry/0mqe8zPWnD> 2012年11月16日アクセス)³¹。

このようにイスラームにおいては、近年、イスラーム法学者の間で脳死に関しては賛否両論あるものの、臓器移植が認められるようになってきた。先端医療を推進したいエ

²³ 魂の離脱がどのようにして起きるのか、コーラン、ハディースには述べられていないため、脳死に賛成するイスラーム法学者は、死の瞬間を決定するのは医者責任だとする。また人間靈魂は脳と結びついており、脳死の瞬間に魂が身体から離脱するのだと言う者もいる(Moazam 2006, 33-34)。

²⁴ オマーンのスルターン・カーブス大学病院の外科医、ダール Abdallah S. Daar と同大学病院勤務のイスラーム法学者、ヒタミー A. Binsumeit Al Khitamy によれば、イスラームにおいて死とは、肉体から靈魂が抜き取られるときである。その正確な瞬間は、肉体的兆候からは分からないが、脳死は、1986年10月、ヨルダンのアンマンで開催された第三回国際イスラーム法学会議(the Third International Conference of Islamic Jurists)で、多くの学者、法学者によって認められており、すべてではないが、多くのムスリム諸国において脳死判定が受け入れられている(Daar and al-Khitamy "Islamic Bioethics," December 14, 2005. <http://www.islamicity.com/articles/Articles.asp?ref=CM0512-2863> 2012年12月17日アクセス)。

²⁵ 彼はタンターウィーとは異なり、公的なイスラーム法学者の地位についてではなく、誰も神の所有物である臓器を提供できないとして臓器移植に反対していた(Hamdy 2008, 79)。シャアラウィーはいかなる臓器移植にも反対としながらも、究極的な解決として遺体からの移植には賛成した(Atighetchi 2007, 171; Rispler-Chaim 1993, 37-38)。彼の立場は1987年2月26日の週刊誌の議論では明確であり非妥協的であったが、メディアの批判が非常に大きく、1988年12月23日のテレビ番組に出演してからはそれほど明確な立場ではなくなった。シャアラウィーとタンターウィーの議論については詳しくは Hamdy 2008 参照。

²⁶ これに対し、タンターウィー(既出)は、宇宙のすべては神に属すが、良い目的のためなら、人間に自分の身体を自由にすることを許しているとして反論した(Atighetchi 2007, 171)。

²⁷ ほかのイスラーム法学者も臓器移植を認めているが、脳死については触れていなかった。臓器移植に関するスィッディーキーおよびクッティーの2005年6月1日付の見解は、<http://www.islamicity.com/qa/action.lasso.asp?db=services&lay=Ask&op=eq&number=6968&format=detailpop.shtml&find> (2012年12月17日アクセス) 参照。

²⁸ コーランの和訳は、藤本・伴・池田1979を参照した。

²⁹ サウジアラビアのイフター・イスラーム研究・常任委員会のファトワーによる生命維持装置の取り外しの条件について詳しくは、森 2006, 68 参照。

³⁰ サウジアラビア、エジプト、イラン、モロッコ等の臓器移植に関する法規定については Atighetchi 2007, 183-197 参照。

ジプト政府の意向を汲んで、アズハル総長の考えも脳死・臓器移植反対から賛成へと変化していると考えられる。しかし、自分の身体を他人のために役立てることは推奨されるという見解を持つ推進派も存在する一方、脳死に抵抗感を持ち、また人間の身体は神が作ったものであり、人間の自由にはできないという反対派も根強く存在し³²、賛否両論に分かれている状態といえよう。「アラブの春」とよばれる中東の民主化によって言論の自由が許される状態になったため、エジプト政府やアズハルの意向とは異なる見解が噴出して来る可能性も高い。今後のエジプトやチュニジアといったイスラーム諸国の生命倫理に関する言論を見守らなければならないだろう。

第四章 キリスト教(カトリック)の生命倫理における先端医療

キリスト教(カトリック)の先端医療技術に関する見解をまとめたい。iPS細胞については倫理的問題を含まないため、カトリックでは歓迎されている。新聞報道によれば、ことしのノーベル医学生理学賞受賞が決まった山中伸弥京都大学教授らが作製した人工多能性幹細胞(iPS細胞)について、カトリックの総本山、ローマ法王庁(バチカン)は人の受精卵(胚)からつくる胚性幹細胞(ES細胞)と違って倫理面で問題視していない。山中教授の受賞について公式コメントはないが、好意的に捉えているとみられる。山中教授らの成果が発表された2007年11月、当時、バチカン生命科学アカデミー所長だった聖職者のスグレッチャ氏はバチカン放送のインタビューに対し「人(受精卵)を殺さず、たくさんの病気を治すことにつながる重要な発見だ」と歓迎した(共同)産経ニュース「山中教授にノーベル賞 バチカンも好感か2012年10月8日」<http://sankei.jp/msn.com/life/news/121008/art12100822530010-n1.htm> (2012年12月17日アクセス)。iPS細胞作成後の倫理的問題は、イスラーム同様、今後の課題といえよう。

次にクローン(とくにヒトクローン胚)についてであるが、カトリックにおいては、クローン人間を作ること、ヒトクローン胚を作ること不可である。初期胚の問題と重なるが、受精卵を命の始まりとみなしているため、受精卵を用いたヒトクローン胚の作成も不可となる。これは、クローン人間を作ること不可であるが、ヒトクローン胚を作ること認めているイスラームとは異なっている。イスラームでは、受精後120日までは人間と認めないという見解が多数派だからである。

キリスト教保守派のブッシュ大統領が政権を担った頃、国連で初めてヒトクローンを禁止する条約を作成しようとする会議(2005年2月18日)が開催された。クローン技術に関する加盟国の反応について、池部織音氏(国際連合教育科学文化機関(UNESCO)カイロ事務所職員)がウェブ上の「国連フォーラム」において述べているので、それをまとめたい。

その会議において、具体的に明確だった対立は、(1)日本やイギリスやオランダをはじめとする先進国や一部のアジア諸国など研究を進めていきたい国々は、ヒトクローンの研究は支持するが、クローン技術によって人間をつくることには反対という立場であった。これに対し(2)米国およびカトリックの国々は、ヒトクローン胚も受精卵も生命の始まりであるとして、クローン胚の研究を行うこと自体に強い反対の立場を取った。これで会議は二つに割れ、交渉は暗礁に乗り上げた。そこで面白かったのは、イスラーム圏がある意味で「浮動票」だったということである³³。イスラーム圏ではクローン研究を技術的に行うことのできる国はあるが、特に研究費を投資して優先的に進めたい、という状況にはない。また、イスラーム教では受精卵の状態を命の始まりと考えていないので、クローン研究をはっきりと禁止してはいない。このことから、イスラーム圏はこの会議では様子見という感じで、あまり態度を明確にはしなかった(<http://www.unforum.org/unstaff/104.html> 2012年12月17日アクセス)。

このように、カトリックやアメリカのキリスト教保守派

³¹ サチエディーナは、イスラームにおける臓器移植の見解として、人間の命を救うという原則の下、神から与えられた身体に関して、人間の権利は限定されるが、生体もしくは死体の臓器を寄贈することは許されるとする(Sachedina 1988, 1088)。しかし、脳死については、個体の損傷という概念が伝統的なイスラームの伝統的概念に近いとするが、結局死の判定は医師の手にゆだねられるとしている(Sachedina 2009, 160-161)。

³² コーランが肉体の復活を認めているため、遺体は、敬意を表し、可能な限り早く埋葬されるべきであり、イスラーム法は遺体の切断と火葬を禁止していることも、ムスリムが臓器移植に反対する理由である。しかし賛成派は、病気の治療や医療研究のためなら遺体の切開は許されるとするのである。

³³ 賛成71か国(モロッコ、サウジアラビア、スーダンなど)、反対35か国(イスラーム諸国は含まれない)、棄権43か国(アルジェリア、エジプト、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、セネガル、オマーン、チュニジア、トルコなどイスラーム諸国の大部分)という結果であった(Atighetchi 2007, 250)。

においては、ヒトクローン胚を人間と見る立場が多数派である。それに対し、イスラームやリベラル派などでは、まだ人間ではないと見る立場が多数派であるといえよう。結局2005年に、ヒトクローン胚を含むすべてのヒトクローンの作成を禁止する「国連ヒトクローン宣言」が發布された。ただしこの宣言に拘束力はない。

次に脳死と臓器移植の問題であるが、カトリックはそれらを認めている³⁴。まず脳死について、1957年の国際麻酔学会で、教皇ピオ12世が「個々のケースにおける死の実証に関しては、宗教や倫理の原理から答えを導き出すことはできません。この意味でこれは教会が扱う問題ではありません」、「明確で厳密な死の定義を与えたり、意識不明の状態のまま死んでいく患者の死の判定をするのは、医師、特に麻酔医の務めです」と述べ、具体的な死の判定は科学・医学にゆだねられるようになった（松本 1998, 101）。こうして、命がいつ終わるのかについては、医学の専門家が決めるべきこととなったのである。しかしながら、ローマ教皇によって任命された科学者たちのグループ、教皇庁科学アカデミーは、1985年に宣言文を採択し、死が到来するのは（1）自発的な心臓機能および呼吸機能が完全に停止したとき、または（2）各脳機能の不可逆的停止が確認されたときであり、議論の結果、脳死が死の真の基準であることが明らかになったとしている（松本 1998, 116）。

臓器移植については、ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世は、1990年4月30日に開催された「腎臓病と移植に関する会議」において、腎臓移植医療を積極的に受け入れている。しかし、問題は移植用の臓器の不足であるとし、臓器不足の解決のためにキリストの模範に従った兄弟愛を思い起こさせている。つまり問題解決のためには、他者への奉仕のために大きな犠牲を払うようにと人々を駆り立てる愛が必要であり、キリストはすべての人々の救いのためにご自身の命を与えたのだから、臓器の確保の緊急性を寛大さと兄弟愛への挑戦であると認識しなければならないというのである（松本 1998, 128-129）。

さらにヨハネ・パウロ2世の「回勅 いのちの福音」において、臓器移植はイエスの十字架における愛の行為と同じ、英雄的な行為であるとして称賛され、以下のように述べられている。

きわめて人間味豊かで、愛に満たされた英雄的な行為が生まれるのも、このような状況（他者に自己を与える愛に満たされる毎日の生活）においてです。このような行為は、いのちの福音のもっとも荘厳な実践であるといえます。それは、その行為は自分を全面的に譲り渡すことをおして、いのちの福音をのべ伝えるからです。このような行為は、愛する人のために自分の命を与える（ヨハネ 15, 13参照）という、至高の愛のまばゆいほどの現れです。その行為は、イエスがすべての人の価値を揭示し、自己を真心から贈り物とするとき、いのちはどのようにしてその完全さに至るかを啓示した、十字架の秘義にあずかるものです。このような際立った機会のほかに、真正ないのちの文化を造り上げる大小さまざまな分かち合いの意志から成る、日常的に行われる英雄的な行為があります。そのような意志の特別に称賛に値する事例は、時に何の希望もない病人に健康を取り戻し、場合によってはいのちを永らえる機会を与えようとして、倫理的に認められる方法で実施される臓器の提供です（ヨハネ・パウロ2世 2008, 188 (86項)）。

もちろん、回勅では「深刻な安楽死の形態についても黙っていることはできません。そのような安楽死は、たとえば移植に必要な臓器の有効性を増すために、提供者の死を確定する客観的で適切な基準と対象に対する敬意を欠いて臓器が摘出されるような場合に起こりうる可能性があります（ヨハネ・パウロ2世 2008, 36 (15項)）」として、安易な脳死判定と臓器移植には警告を与えている。

以上のように、概してカトリックでは、臓器移植は自分を犠牲にして他人を助ける隣人愛、そして十字架における死によって人類を助けたイエスの愛の行為と同一視され、推奨されている。

しかし、以上の見解に対して、キリスト教の立場からさまざまな批判や意見もある。それによれば、臓器移植には、「自立して存在することの出来ない」もはや「存在する価値のない」ものの中から何とか「まともな性能」を維持している部品を抜き出し、自立する可能性のあるより「優れた存在」のために利用する、という発想が象徴的に現れている。「死に行く人」はそのままでは「役に立たない」からせめても「役に立つ」臓器でも提供することが社会的使命であるかのような考え方は、どこかで「存在する価値のあるいのち」とそうでな

³⁴ カトリックにおける脳死と臓器移植について詳しくは、May 2008, 315-360.

いいのちがあることを前提とした考え方に結びつく危険があり、この考え方は優生思想に結びつく。イエス自らはその命を賭して、自らの使命を果たそうとしたことは明らかである。しかし、他の者に対してそこまでの要求がなされたのか、という点と否と言わざるを得ない。むしろ生前のイエスの活動は当時のユダヤの中で「存在する価値がない」と思われていた人々に関心と愛を注いでいるのが分かる。逆に「存在する価値多いにあり」と自負している人々には容赦の無い厳しい批判をしている(舟木2012, 154-157)。

また、日本のカトリック団体であるカトリック中央協議会は、脳死や臓器移植に慎重な日本の風潮に配慮したのか慎重な姿勢で、「臓器移植を手放しに愛の行為として勧めることを躊躇させるものがある」ともしている(日本カトリック司教団 2001, 111)。死生観や臓器移植への考えは、同じカトリックでもバチカンと日本のカトリック中央協議会の見解にやや相違が見られるように地域によっても異なり、また個人によって異なるものである(藤山みどり「臓器移植法に賛成ですか? 反対ですか?」2010年9月掲載 <http://www.circam.jp/reports/02/detail/id=1993> 2012年12月17日アクセス)³⁵。

結論

ES細胞の倫理的問題を解決する技術として、受精卵を用いないiPS細胞がある。これについてはまだ議論が多くはなされていないようであるが、管見の限り、イスラーム、カトリック双方において反対意見は見られなかった。iPS細胞はES細胞が抱える初期胚の破壊という倫理的な問題を解決するものであり、作成に関して問題はない。しかし今後は、iPS細胞作成後、人間と動物の混ざったような存在を作ってもよいのか、また精子と卵子に分化させ、そこから個体を作ってもよいのか、といった諸問題を議論する必要がある。このような諸問題について、イスラーム圏では法学者の見解が大きな影響力を持つ。今後の課題は、(1) 医療関係者や、サチエディーナのような法学者ではない知識人の見解、(2) 法学者、医療関係者、知識人が、どの領域にどの程度の影響力があるのか、という問題、(3)

イスラーム諸国の政府の医療倫理審議会のような機関について、誰がメンバーであり、どのような議論がなされているのか、を検討することである。

クローンについては、イスラーム、カトリック双方が、人間の個体のクローンを作ることは反対している。ただし、細胞から核を取り出し、受精卵に入れてヒトクローン胚を作ることによってES細胞を作る技術開発については、イスラームは認めていた。一方、カトリックはヒトクローン胚作成には反対の立場である。この違いは受精卵が人間か否か、という立場の違いに帰着するといえよう。

脳死と臓器移植については、イスラームもカトリックも認めている。ただし、イスラームのほうは近年、先端医療を推進したいイスラーム諸国政府の意向が反映している可能性があり、実際は心臓停止を人の死とする考えも根強いようである。カトリックについては自分の身体を他人に差し出す行為が愛に満ちた英雄的行為とみなされている。しかし、人の役にたつてこそ存在の価値があるという一見、正論と思える考え方が優生思想に結びつくといった批判や、日本人の死生観にそぐわないという批判もある。

このように臓器移植に関しては、イスラームとカトリック、両者とも賛否両論の立場がある。それでもカトリックのほうが、ローマ教皇の見解を見る限り、イスラームよりも臓器移植を推奨しているといえるのではないだろうか。イスラームもカトリックも、人間の身体は神が創造したものであるとするが、神のものであるからこそ人間はなにも操作することはできないとする考えが強いのか、他人のために臓器を提供することが隣人愛と十字架の犠牲という神の教えに適うとする考えが強いのか、という点が相違の根底にあると考えられる。

『比較宗教思想研究』第13輯, 2013年, 収録

*本稿は、平成二四年度科学研究費補助金(基盤研究(C) 課題番号24520066)、平成二四年度科学研究費補助金(基盤研究(A) 課題番号24251008)および平成二四年度公益財団法人三菱財団法人人文科学研究助成による研究成果の一部である。

³⁵二千年以上にわたって日本人が影響を受けてきた儒教文化から来る死生観・倫理観では、祖先から受け継いできた命を子孫につないでいくという生命の連続性を基本にしているため、死に臨んでも身体の完全性を重んじることになり、臓器を提供することに「感情的に」ついていけない「何か」がある。儒教文化の影響は、こと移植にかんしては消極的・否定的に作用していると思われる(松本1998, 127)。

参考文献

アラビア語文献

Fatāwā: Yūsuf al-Qaraḏāwī, *Fatāwā Mu‘āṣirah*, 3 vols., Kuwait: Dār al-Qalam li-al-Nashr wa-al-Tawzī‘, 2003–2004.
Iḥyā’ : al-Ghazālī, *Iḥyā’ ‘Ulūm al-Dīn*, ed. by Abū Ḥafṣ, 5 vols., Cairo: Dār al-Ḥadīth, 1992.

日本語文献

青柳かおる 2003.『現代に生きるイスラームの婚姻論——ガザリーの「婚姻作法の書」訳注・解説』*Studia Culturae Islamicae* no. 32, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
青柳かおる 2011.「イスラームの生命倫理における胚の形成過程の問題」『比較宗教思想研究』第11輯, 1–16.
青柳かおる 2012.「イスラームの生命倫理における初期胚の問題——ユダヤ教、キリスト教と比較して」『比較宗教思想研究』第12輯, 2012年, 1–21.
アルカラダーウィー (遠藤利夫訳) 2005.「『イスラームにおける合法(ハラール)と非合法(ハラーム)』抄訳(一)」『シャリーア研究』第2号, 拓殖大学海外事情研究所, イスラーム研究センター, 159–183.
アルカラダーウィー (遠藤利夫訳) 2006.「『イスラームにおける合法(ハラール)と非合法(ハラーム)』抄訳(二)」『シャリーア研究』第3号, 拓殖大学海外事情研究所, イスラーム研究センター, 97–142.
大川玲子 2007.「イスラーム教徒の聖典観——現代の若者たちにとっての「コーラン(コーラン)」」『国際学研究』第31号, 明治学院大学, 33–54.
金村米博 2012.「幹細胞医療」シリーズ生命倫理学編集委員会編『先端医療』丸善出版社, 60–84.
唐澤秀治 2012.「脳死判定の歴史と現状」シリーズ生命倫理学編集委員会編『脳死・移植医療』丸善出版社, 19–42.
川上泰徳 2012.『イスラムを生きる人びと——伝統と「革命」のあいだで』岩波書店.
キースリング, アン A., スコット C.アンダーソン (須田年生監) 2007.『幹細胞の基礎からわかるヒトES細胞』メディカル・サイエンス・インターナショナル.
サチェディーナ, アブドゥルアズィーズ (青柳かおる訳) 2007.「イスラームにおける生命倫理」『生命倫理百科事典』

丸善, 第1巻, 57–65.

島藺進 2006.『いのちの始まりの生命倫理——受精卵・クローン胚の作成・利用は認められるか』春秋社.
玉井真理子・大谷いづみ (編) 2011.『はじめて出会う生命倫理』有斐閣.
日本カトリック司教団 2001.『いのちへのまなざし——二十一世紀への司教団メッセージ』カトリック中央協議会.
藤本勝次・伴康哉・池田修 (訳) 1979.『コーラン』中央公論社.
舟木譲 2012.「臓器移植は「愛のわざ」か——キリスト教の視点から」『関西学院大学キリスト教と文化研究』第13号, 145–158.
ブハーリー (牧野信也訳) 1993–1994.『ハディース——イスラーム伝承集成』(上・中・下) 中央公論社.
松本信愛 1998.『いのちの福音と教育——キリスト教的生命倫理のヒント』サンパウロ.
ムスリム (磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳) 1987.『日訳サヒーフ・ムスリム』日本ムスリム協会.
森伸生 2006.「イスラーム法と現代医学——脳死と臓器移植問題を通して」『シャリーア研究』(拓殖大学イスラーム研究センター) 第3号, 63–80.
八代嘉美 2011.『増補iPS細胞——世紀の発見が医療を変える』平凡社文庫.
ヨハネ・パウロ二世 (裏辻洋二訳) 2008.『回勅 いのちの福音』カトリック中央協議会, ペトロ文庫.

英語文献

Atighetchi, Dariusch 2007. *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives*, [Dordrecht]: Springer.
Bauer, H. (trans.) 1917. *Von der Ehe: Das 12. Buch von Al-Gazālī's Hauptwerk*, Halle.
Bercher, L. and G.-H. Bousquet (trans.) 1989. *Le livre des bons usages en matière de mariage: Extrait de l'Iḥyā' ‘Ouloūm ed-Dīn ou: Vivification des sciences de la foi*, Reprint of 1953 ed., Paris.
Brockopp, Jonathan E. (ed.) 2003. *Islamic Ethics of Life: Abortion, War, and Euthanasia*, Columbia, S.C.: University of South Carolina Press.
Brockopp, Jonathan E. and Thomas Eich (eds.) 2008. *Muslim Medical Ethics: From Theory to Practice*, Columbia, S.C.: University of South Carolina Press.

- Crook, Jay R. (trans.) 2005. *Alchemy of Happiness (Kimiya al-Saadat)*, 2 vols., Chicago: Great Books of the Islamic World, Inc.
- Farah, M. (trans.) 1984. *Marriage and Sexuality in Islam: A Translation of al-Ghazālī's Book on the Etiquette of Marriage from the Ihyā'*, Salt Lake City.
- Hamdy, Sherine, 2008. "Rethinking Islamic Legal Ethics in Egypt's Organ Transplant Debate," in Brockopp and Eich 2003, 78–93.
- Hammad, Ahmad Zaki (translation review) 1999. *The Lawful and the Prohibited in Islam*, Plainfield, Indiana: American Trust Publications.
- Karim, Maulana Fazlul (trans.) 2006. *Imam Ghazzali's Ihya Ulum-Din*, New Delhi: Islamic Book Service, 4 vols., Revised Edition of 1992 ed.
- May, William E. 2008. *Catholic Bioethics and the Gift of Human Life*, Huntington, Indiana: Our Sunday Visitor.
- Moazam, Farhat 2006. *Bioethics and Organ Transplantation in a Muslim Society: A Study in Culture, Ethnography, and Religion*, Bloomington: Indiana University Press.
- Sachedina, Abdul Aziz 1988. "Islamic Views on Organ Transplantation," *Transplantation Proceedings*, Vol. 20, No. 1, supplement 1, 1084–1088.
- Sachedina, Abdul Aziz 2006. "The Cultural and the Religious in Islamic Biomedicine: The Case of Human Cloning," in Heiner Roetz ed., *Cross-cultural Issues in Bioethics: The Example of Human Cloning*, Amsterdam: Rodopi, 263–290.
- Sachedina, Abdul Aziz 2009. *Islamic Biomedical Ethics: Principles and Application*, Oxford: Oxford University Press.
- Thomson, James A. et al. 1998. "Embryonic Stem Cell Lines Derived from Human Blastocysts," *Science*, Vol. 282, No. 5391, November 6, 1145–1147. (<http://www.sciencemag.org/cgi/content/full/282/5391/1145?ref=Klasistanbul.Com>)
- Thomson, James A. et al. 2007. "Induced Pluripotent Stem Cell Lines Derived from Human Somatic Cells," *Science*, Vol. 318, No. 5858, December 21, 1917–1920 (Originally published in *Science Express* on 20 November 2007). (<http://www.sciencemag.org/cgi/content/abstract/318/5858/1917>)
- Yamanaka, Shinya et al. 2007. "Induction of Pluripotent Stem Cells from Adult Human Fibroblast by Defined Factors," *Cell*, Vol. 131, Issue, 5, November 30, 861–872 (Published online: November 20, 2007). (<http://www.cell.com/retrieve/pii/S0092867407014717>)

教育—加熱する受験競争と教育格差の現実

名古屋商科大学教授 池田 美佐子

エジプトでは例年6月から7月にかけて、国中が「危機」を迎える。大学受験に相当する全国統一の高校学年末試験「サナウィーヤ・アンマ」が実施されるためである。高校2年生と3年生を対象とした2回の試験の結果によって、大学の進学先が決定される。

高校生にとって、これは自分の将来を左右する大事な分岐点となる。教育の機会均等の理念が掲げられ、公立では大学まで授業料が無償であるエジプトでは、同世代の約3人に1人が進学するといわれ、どんなに貧しくとも難関の大学や学部合格すれば、エリートへの道が開

ける。そのため、親たちは子どものよりよい将来を願い、大きな犠牲を払って受験生のわが子を支える。各大学による個別試験がないため、「サナウィーヤ・アンマ」の結果がすべてであり、この試験に臨む高校生のプレッシャーは計り知れない。

「サナウィーヤ・アンマ」をめぐる、メディアは毎年大きな賑わいをみせる。今年の合格点は何点か、どの選択科目が難しかったか、そして、軍隊や警察による物々しい試験問題輸送、それでも起こる試験問題の漏えい事件、最近日本でも問題になった携帯電話によるカンニングなど

数々の不正行為、さらには、緊張のために気を失った生徒の数、最高点獲得の学生への祝福の電話や表彰式などさまざまである。試験は人文・自然科学・数学の3つの部門に分かれており、最高点獲得者が女子学生である場合も多い。

受験競争の激化のための弊害も見逃せない。子どもの「サナウィーヤ・アンマ」の点数を少しでも上げるために、高校生を持つ多くの親は家庭教師を雇い、これが家計を深刻に圧迫している。一方で、家庭教師が大きな収入源となるため、教師はアルバイトにいそしみ、本来の学校での教育がおろそかとなっている。エジプト政府も受験競争の激化の緩和を検討しているが、なかなか改善されないのが現状である。今年のエジプト政治の大変革に伴って、「サナウィーヤ・アンマ」にも変化が起こるとの予想もあったが、例年と大きな変わりはない結果となった。

それでは、エジプトの教育制度そのものはどのようなもののだろうか。幼児教育2年間、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、そして大学4年間であり、日本と基本的に同じである。義務教育は小学校と中学校の9年間であり、これも同じである。公立高校は普通科と工業、農業、商業などの職業科に分かれる。高等教育では、国立の4年制総合大学が20校ほどあり、それに加えて近年急増した4年制私立大学もほぼ同数にのぼる。そのほかに、国立の4年制単科大学や2年制の高等専門学校もある。総合大学には修士課程や博士課程などの大学院も設置されているところが多い。公立は高校、大学も含めてすべて無料である一方で、私立学校の授業料は高い。

エジプトの教育制度で忘れてならないのは、イスラーム学校の存在である。公立のイスラーム学校としては、アズハル大学を頂点として、全国各地に初等教育から中等教育までのアズハル学院がある。アズハル学院では、一般科目もちろん教えるが、宗教科目の授業が重視され、初等教育より男女別クラスとなる。アズハル大学は現在総合大学であり、伝統的な法学やアラビア語の学部のほかに、医学部、工学部、教育学部、また女子部もあわせもつ。公立とらんで、私立のイスラーム学校も存在する。

エジプトの教育科目にはどのような特色があるのだろうか。特色の一つとして「宗教」の科目を指摘することができる。これは小学校から高校までの必修科目で、小学校では週3時間、中学・高校でも週2時間の授業がある。正しい生活習慣や態度など、日本では「道徳」で学ぶ内容もこ

こに含まれる。また国語である「アラビア語」の科目も重視されている。小学校では、算数の授業が週6時間であるのに対し、アラビア語はその倍の12時間となっている。アラビア語文法の習得が難しいことや、普段使う口語と正式な読み書きに使う正則アラビア語の差が大きいことなどが理由であろう。また、識字率の向上が依然として国の大きな課題であることも、アラビア語教育の重視に反映されている。さらに、近年新しく加えられた科目として、「書道」がある。日本の書道と同じように、アラビア文字の書道もアラブ文化の長い伝統で培われた芸術であり、伝統文化の教育の再認識が窺われる。これも小学校1年生から中学3年まで必修である。外国語教育については、小学校の高学年から英語教育が始まり、高校で第2外国語を学ぶ。

全国民に対して教育の機会が保障されている一方で、エジプトの教育は、深刻な課題を数多くかかえている。その一つが、教育の環境や質の格差の問題である。貧富の格差の顕著なエジプトでは、富裕層と貧困層の教育のレベルの違いは歴然としている。

エジプトの近代化の始まりは日本より一足早く、近代教育の伝統は長い。この中から、元国連事務総長・ブトロス＝ガーリー氏、IAEAの元事務局長で大統領候補のパラダイ氏、ノーベル化学賞を受賞したアハマド・ズウェイル氏など、国際的に活躍する数々の人材を輩出している。一方で、現在でもエジプトの識字率は70%程度であり、これはアラブ諸国のなかでも高い数字ではない。女性や農村部ではさらに低い。実際、小学校をきちんと修了しない生徒の割合も高く、彼らは社会生活に必要な最低限の知識を身につけないまま成人となる。若年層の人口比率の高いエジプトでは、1クラスの生徒数も多く、2部制をとっている学校もあり、量的にも質的にも、公立学校の教育は多くの問題をかかえている。

このような公立学校の現状を危惧して、経済的に余裕のある層は、通学の問題に頭をかかえながらも、子どもたちを私立の小学校、中学校、高校に進学させる。エジプトの私立学校は、公立より明らかに質の高い教育が行われており、さらに、英語、フランス語、ドイツ語など外国語によって教育を行う学校も多い。エジプトでは19世紀よりキリスト教の布教活動の一環として欧米からのミッションスクールが各地に設立され、現在の私立学校にはその流れをくむ学校が多い。これらの学校では、外

国語での授業に加えて、公用語であるアラビア語教育にも力をいれており、生徒たちはバイリンガル教育を受ける。これらの高校の卒業生は、私立大学あるいは海外の大学にも進学するが、大学については国内の主要な国立大学に進む生徒も多くなる。

エジプトは一握りの支配層が政治や富を独占したムバラク政権を否定し、民衆革命によって民主化への道を選択し

た。エジプトが真の民主的国家になるためには、将来を担う子どもたちの間にある大きな格差は是正されなければならない。エジプトは今後、政治の民主化のみならず、教育をはじめとする広い分野の民主化の実現が不可欠となるであろう。

鈴木恵美（編著）『現代エジプトを知るための60章』
明石書店、2013年（217 - 221頁）収録

第531回 6月29日(金)

エジプトにおける民主主義の系譜と議会文書

名古屋商科大学教授 東洋文庫研究員 池田 美佐子

東洋文庫の2012年度春期東洋学講座「東洋文庫と本の世界」において、筆者は、「エジプトにおける民主主義の系譜と議会文書」という題目で講演を行った。講演内容は大きく三つに分かれ、東洋文庫におけるイスラーム・中東研究所蔵資料と研究プロジェクトの紹介、エジプト近代議会の歩みを通してのエジプト民主主義の考察、立憲君主制期を中心としたエジプト議会議事録の紹介とその歴史研究への利用がその内容であった。

東洋文庫が所蔵するイスラーム・中東研究所蔵資料の紹介については、前近代の資料として14世紀のシリア地方で作製されたコーランの写本と、16世紀モロッコのヴェラム（羊皮紙）に書かれたある一家の不動産売買などの文書の二点を、現物を提示しながら説明した。近現代史研究の資料に関しては、所蔵されている主な新聞、雑誌、議会文書などを中心に紹介した。続いて、東洋文庫の現代イスラーム研究班が現在取り組んでいる議会や憲法をテーマとした資料収集や比較分析研究の概要を説明した。

エジプト近代議会の歩みを通してエジプトの民主主義を考えるにあたって、はじめに2011年までのエジプトの近現代史を4区分（英占領期前ムハンマド・アリー朝期、イギリス軍事占領期、立憲君主制期、軍事政権期）し、それぞれの時代について議会や憲法などの制度の展開を中心に概観した。その際、エジプト近現代史を理解するうえで重要な、オスマン朝、ムハンマド・アリー朝、イギリスの三つの外部勢力による重層的支配構造を明らかにした。

次に、エジプト議会の変遷を具体的に辿る前に、約

150年に及ぶエジプト議会史から見えてくるエジプトの「民主主義」の特徴を、5つにまとめて説明した。つまり、第一に、エジプトでは19世紀半ばという早い時期に「近代議会」が設置され、そのころから「民主主義」の萌芽がみられたということ、第二に、さまざまな外的、偶発的な要因が作用して「民主主義」の制度や思想が進展したこと、第三に、エジプトの「民主主義」の実現はつねに限定的であったこと、これに関連して、第四に、中絶や後退を繰り返したこと、最後に民族主義と表裏一体の場合があることを指摘した。

具体的なエジプト議会としては3つの議会、つまり、19世紀半ばにヘディーヴ・イスマールが開設した「代表諮問議会」、英占領期の「立法諮問議会」、最後に「立憲君主制期議会」を取り上げ、それぞれの特徴を考察した。「代表諮問議会」については、1870年代後半から高まる議会の活発化に注目し、それを議会の内的要因と外的要因に分けて検討した。「立法諮問議会」に関しては、占領者の統治機関として軽視されがちな評価に対して、エジプト議会の発展において果たした重要な役割についての再評価を示唆した。「立憲君主制期議会」は、国王やイギリスからの妨害にもかかわらず、エジプト近現代史において最も大きな権限を与えられた議会であり、その権限を駆使して活発に議会活動を展開したことを述べた。

議会議事録の紹介については、「代表諮問議会」と「立法諮問議会」の議事録を簡単に説明したあと、立憲君主制期の議会議事録に焦点をあて、現代イスラーム研究班が作

成した同議事録の利用手引きの内容を紹介しながら、その特徴を明らかにした。同手引きは、この膨大な議会議事録を研究に利用するための議会の年表、議事録の書誌情報、本会議日程表、索引表などの各種データベースを提供したもので、それぞれのデータベースについて画像を用いて解説した。同班ではまた、東京大学東洋文化研究所に所蔵されている約100巻の同議事録をすべて画像データ化し、それを東洋文庫との共催で東洋文化研究所のサイト上で公開していることも説明した。

続いて、議事録の構成やある一日の議事録の内容を概観したあと、同議事録の編纂技術の高さの例として、「索引」と「付録」について言及した。索引については、上院の場合、アルファベット順索引、議会機能別索引、質問の索引、提案の索引、請願の索引、付録の索引の6種類があり、これらの索引は、膨大な量の議事録から必要な情報を探すのに大いに役立つことを指摘した。「付録」は、本会議に提出された議会の委員会の報告書から成り、本会議の議論を補足するさまざまな情報を提供してくれるすぐれた資料であることを述べた。法

案の趣旨説明、委員会での審議、法案の原案と修正案、法案の賛否リスト、請願の内容とその処理などがその内容である。議会議事録の説明の終わりに、これを用いた歴史研究の可能性についても言及した。議事録は政治史、経済史、社会史研究にとって多様な研究を可能にする資料の宝庫であり、一例として、「付録」に掲載された国民からの請願書を使うことによって、エジプト一般人の声を発掘する興味深い研究が可能であることを指摘した。

最後に、「むすびにかえて」として、エジプト議会研究から見えてくるエジプトの「民主主義」の特徴は、現在進行中のエジプトの民主化を考察するうえで有益なヒントを提供するであろうと結んだ。

東洋文庫和文紀要『東洋學報』第94巻 第2号

2012年9月 財団法人東洋文庫(99-101頁)収録

彙報：2012年度春期東洋学講座講演要旨

(東洋文庫ミュージアムオープン記念講演会「東洋文庫と本の世界」)

エジプトにおける反軍事同盟運動(一九四六年)

名古屋商科大学教授 池田 美佐子

「撤退とナイル河谷統一の要求を支持するデモ」『アハラム』紙(一九四六年二月二日)

あらゆる政党、政治組織、非政治組織が、[イギリス軍の]撤退とナイル河谷の統一⁽¹⁾という民族的要求を支持すると表明した。さまざまな個人や宗派からなるエジプト国民も、心の底から湧き上がる願いを世界に知らしめるため、統一行動によってこの正当な要求を示すことに賛同した。そして、木曜日(昨日[二日])をあらゆる階級の人々が参加するゼネストの日と定め、この日を「撤退の日」と呼んだ。

さまざまな組織がこの記念すべき日に参加するよう人々に呼びかけ、また同時に、神聖なる祖国の問題から逸脱して秩序や治安を乱すことのないように警告した。……

昨日の首都はきわめて平穏に始まり、街頭デモに参加した人々は全国民の撤退への願いを表明して団結した。カイロのあらゆる地区の商店やコーヒーハウス、ビジネスは休業し、平穏かつ断固とした行動で国民の意思を示した。……

デモ隊は秩序を保ち続け、……住民は家のバルコニーに現われてデモ隊に挨拶をし、愛国的スローガンを交換しあった。……このように、秩序と平穏は昼近くまで保たれたが、その後きわめて無念で悲しむべき事件がイスマーイル広場で勃発し、暴力と混乱が広がった。……

一つのデモ隊が旗を掲げてイスマーイル広場を横切り、ガーデンシティの方向へ進むためカスル・アイニー通りの入り口にさしかかったとき、イギリス軍のトラックが突如近づいてデモ隊に突っ込み、カスル・ニールの兵舎の方に走り去った。その後には一人のエジプト人の死者と数人の負傷者が残された。……仲間の死を目撃したデモ隊は激昂した。……

このとき、状況を知らないイギリスの兵士が運転する二台の車が橋の方向から近づいてきた。……デモ隊はこれらの車をガソリンで炎上させた。これに対して兵舎のイギリス兵はデモ隊にむけて発砲を始めた。……

この事件の直後から状況は危険な状態に達し、イギリス兵は人々に向けて兵舎や倉庫から小銃や機関銃で発砲した。

(1) エジプトは一八九九年よりスーダンをイギリスと共同統治しており、当時スーダンはエジプトの不可分の領地という考えが一般的で、この問題はイギリスとの交渉において大きな争点となっていた。

【出典】 *al-Ahrām*, February 22, 1946.

【解説】 一九三六年に締結されたイギリス・エジプト条約は国際情勢の緊迫を背景とした軍事同盟でもあり、一八八二年より続くイギリス軍の駐留をさらに認めるものとして、エジプト国民の不満は大きかった。第二次世界大戦の終了とともに、国民はイギリス軍の完全な撤退を願い、政府によるイギリスとの再交渉を期待した。ヌクラシー政権は四五年十二月にイギリスとの事前交渉を始めたが、翌年一月には軍事同盟の継続を主張するイギリスの覚書が発表された。エジプト国民はこれに大いに失望し、国民の広い支持をえた抗議行動が二月から三月にかけてカイロを初め全国で行なわれた。その中心となったのが、史料にある二月二十一日のゼネストとデモであった。

最初の抗議行動は、二月九日のフアード大学（現カイロ大学）の学生を中心とするデモで、その結果、二十人以上の学生が死亡した。これが原因となってヌクラシー政権は崩壊した。九日の事件を受けて、左翼系の学生が労働運

動の組織に呼びかけて結成された「民族労働者学生委員会」は、二十一日を「撤退の日」と定め、イギリスの完全撤退とナイル渓谷の統一の要求を掲げて、全国民にゼネストとデモへの参加を呼びかけた。一九一九年の民族運動以来の規模とされるこのデモには、四万人から十万人の人々が参加したとされ、また、各地方都市でも同様のデモがくり広げられた。この日の衝突で二十人以上の市民が犠牲となり、上記委員会は三月四日を二十一日の犠牲者のための「追悼の日」と定めてゼネストを決行した。

このように「民族労働者学生委員会」は国民を抗議運動に動員することに成功した。しかし、元来学生が主導する流動的な同組織は、同年七月、ヌクラシー政権を引き継いだスィドキー首相による左翼系活動家の大量検挙と左翼組織の非合法化などの弾圧のために、壊滅的な打撃を受け、その後再生して民族運動を主導することはなかった。イギリスの完全撤退は、一九五四年のナセル政権による条約締結まで待つことになり、このとき、四六年の抗議運動における要求の大きな柱であったナイル河谷の統一（スーダンとの統一）は破棄されるに至った。

歴史学研究会編『世界史史料』11

20世紀の世界Ⅱ 第二次世界大戦後 冷戦と開発、
岩波書店、2012年（37 - 39頁）収録

宗教的マイノリティからみた一月二五日革命 —コプト・キリスト教徒の不安と期待—

筑波大学人文社会系 / 北アフリカ研究センター助教 岩崎 真紀

一 エジプト一月二五日革命¹と宗教

エジプトでは、二〇一一年初頭に起きたチュニジアでの民衆革命に刺激された青年たちがインターネットを通じて政権打倒を呼びかけ、それに呼応した大規模な群衆が一月二五日にカイロの中心地タハリール広場を埋め尽くした。反体制デモは一過性の動きに終わらず、その後もタハリール広場では大規模な集会が繰り返され、アレクサンドリア、

スエズ、マンスーラ等のデルタ地方の都市でも同様の動きが見られた。そして最初のデモからわずか一八日目の二月一日、ムバーラク大統領は辞任し、三〇年にわたる独裁政権が終焉を迎えた。

宗教という観点から見た場合、今回革命を経験した他のほとんどのアラブ諸国同様、エジプトも抗議活動が始まった当初、宗教性は前面に出ていなかった²。ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)

¹ 日本では「エジプト騒乱」「エジプト政変」「エジプト革命」など、いくつかの呼称が用いられているが、本発表では、現地での一般的な呼称である「一月二五日革命」を用いる。



写真1. カイロの高級住宅街ザマーレク地区の路上に描かれたムスリムとコプトの団結を表わすグラフィティ 2011/7/28
教会とモスクの絵と「変革の革命」というメッセージが書かれている。(以下とくは説明がない写真はすべて筆者撮影)

を利用しデモを呼びかけた都市の青年層を中心とする運動体「四月六日運動」や「我らは皆ハーリド・サイド」は既存の宗教勢力とはつながりを持っておらず、穏健派と言われるイスラーム団体ムスリム同胞団もデモ発生当初一連の抗議行動に距離を取っており、のちにデモ参加を表明してからもイスラーム的スローガンを前面に出すことはなかった³。タハリール広場では、エジプトの多数派であるスンナ派ムスリムと総人口の約一〇%を占める少数派のコプト・キリスト教徒の連帯が報じられ、宗教の差異を越えたエジプト国民の団結が謳われた。現場を訪れたジャーナリストの田原牧はその状況をつぎのように書いている。

十字架のネックレスを首から掲げたコプト教徒と、クルアーン（聖典コーラン）を抱えたムスリムが親しげに挨拶している光景も見た。話しかけると、ヤーセルと名乗るムスリムは「自由を求めることに、キリスト教徒とムスリムの間で隔たりはない」と厳かに語り、隣のコプト教徒のミッシェルがそれにうなずいた⁴。

革命中のタハリール広場のこのような状況に対して大塚哲也は「東の間の解放区、宗教・社会階層の差異を問わぬ

空間が生まれ、年齢・性差すらも越えようとする傾向が見られた。(中略)ターナーの言うコミュニタスに近い状況」が出現したと分析している⁵。

しかしながら、ムバーラクが退陣し、革命が一定の成功を取めた現在のエジプトでは、宗教を軸とした集団の存在感が顕著になり、異なる宗教間の抗争も報道されるようになってきた。その例として、ムスリム同胞団が政党を結成し政治の表舞台に登場したこと⁶や、イスラーム初期世代（サラフ）における原則や精神への回帰を唱えるサラフィー主義者によりコプト教会が襲撃されるといった事象が挙げられる。

本稿では、エジプトの宗教的マイノリティの中心的存在であるコプト・キリスト教徒が現代エジプトの政治・社会のなかで置かれてきた状況を概観するとともに、彼らが一月二五日革命とそれにとまなう社会変化をどのように受け止めているのか考察する。

なお、本稿は二〇〇四年七月より筆者が上エジプト（エジプト南部）ミニヤ県で行なっているコプト・キリスト教徒とムスリムの民衆の宗教実践に関する参与観察やインタビューと、二〇一一年七月にミニヤ県のコプト・キリスト教徒に対して集中的に行なった一月二五日革命とその後の社会状況に関するインタビュー調査に基づいている。



写真2. ミニヤ県S修道院内教会でのコプト正教会典礼風景 2011/7/15

² 加藤博「アラブは『近代』を克服できるか」『世界』八八号、二〇一一年、二二四頁。

³ 横田貴之「一月二五日革命とムスリム同胞団」『現代思想—総特集=アラブ革命チュニジア・エジプトから世界へ』三九—四号、二〇一一年、一二〇頁。

⁴ 田原牧「中東民衆革命の真実—エジプト現地レポート」集英社、二〇一一年、一〇七頁。

⁵ 大塚哲也「エジプト『1・25革命』の社会史的点描：公共性とコミュニタス」『現代思想—総特集=アラブ革命チュニジア・エジプトから世界へ』三九—四号、二〇一一年、一〇二頁。

⁶ 横田、前掲書、一二三頁。

二 現代エジプト社会における コプト・キリスト教徒の立場

コプトとは

「コプト」(al-qibt, qibṭī) という名称はギリシア語でエジプトを意味するアイギュプトスという語に由来する。一世紀にパレスティナで誕生したキリスト教はすぐにエジプトにもたらされ、七世紀にアラブ人ムスリムが到来したころのエジプトは民の大半がキリスト教徒であった⁷。そのため当時のアラブ人ムスリムは自分たちとの差別化を行なうため、土着のエジプト人（当時はキリスト教徒と同義語）のことをコプトと呼んだ⁸。現在ではコプトとは「エジプト人キリスト教徒」を意味し、そのなかにはコプト総人口の約九〇%を占めるコプト正教徒のほか、コプト・カトリック、コプト・プロテスタントといった宗派も存在する⁹。本稿ではこのうちのコプト正教徒を対象とし、とくに説明がない場合コプトとはコプト正教徒もしくはコプト正教会を指す。

コプト正教会は、エジプトという土地と深く結びついたキリスト教であるが、それは誕生直後のキリスト教をいち早く受容し、カルケドン公会議の神学論争により西欧キリスト教世界と袂を分かって以降、独自の伝統を築いてきたことによる。聖家族エジプト逃避行伝承への信仰、聖マルコを初代とし現在では一一七代目となる総主教の系譜、年間計約二五〇日間の断食¹⁰、独自の暦である殉教暦¹¹など、これらはみなコプト正教会独自の歴史認識や宗教実践である。そして人種的・民族的にはムスリムとなら差異がないコプトをムスリムとは異なる独自の宗教的・文化的存在たらしめている要素でもある¹²。いわば、これらの要素はコプトの宗教的アイデンティティの源泉となっており、彼らがエジプトにおいてムスリムに同化せずに独自の信仰世

界を維持することを可能にしているものといえよう。

コプトはマイノリティか

コプトはみずからのアイデンティティをキリスト教信仰と結びつけて考える一方で、ムスリムが多数を占めるエジプト社会におけるマイノリティ(aqallīyah)とみなされることは忌避する¹³。なぜなら、コプトにとってマイノリティという言葉は、イスラーム社会のなかの異質な集団であることを強調し、さらにはエジプトという土地に根差さない外来者というニュアンスを持っているためである¹⁴。一月二五日革命後においても、二〇人以上の死亡者を出した二〇一一年一〇月九日の国営テレビ局前でのコプトデモ隊と軍の衝突に関して、シュヌーダ三世総主教は「われわれが現在守っている国家の結束」に悪影響を及ぼしかねないとして、この事件に対する国際機関の調査を拒否している¹⁵。

この事例からは、欧米的価値観としてのマイノリティという概念に取りこまれ特殊な存在として規定されることにより、イスラームが支配的宗教であるエジプト社会のなかで周縁化されることを恐れるコプトの姿が見えてくる。コプトはみずからの宗教的・文化的独自性を重視しつつも、政治的・社会的にはムスリム／コプトという宗教的差異が明確化するのを避け、エジプト国民としての一体性を重視するのである。

さて、ここまでコプトはマイノリティと呼ばれるのを好まない理由について述べてきたが、対ムスリム人口でいえば明らかにその数は少なく、マイノリティにほかならない。



H.H. Pope Shenouda III, 117th Pope and Patriarch of Alexandria and the See of St. Mark

写真3.
シュヌーダ三世コプト総主教
出典：H.G. Anba Basilios,
The Paradise of Kalamoun,
Maghgha, St. Samuel
Monastery, p. III., 出版年不明。

⁷ Makari, P. E., *Conflict & Cooperation: Christian-Muslim Relations in Contemporary Egypt*, New York: Syracuse University, 2007, p.41.

⁸ Hasan, S. S., *Christians versus Muslims in Modern Egypt: The Century-Long Struggle for Coptic Equality*, Oxford: Oxford University Press, 2003, p.17.

⁹ *Ibid.*, p.20.

¹⁰ おもな断食の名前と日数は以下のとおり。使徒断食（一五～四九日間）、ヘラクリウス断食（七日間）、ヨナの断食（三日間）、四旬節断食（五五日間）、降誕節断食（四三日間）、聖処女断食（一五日間）、毎週水曜と金曜の断食。コプトの断食とはイスラームのそれとは異なり、肉類、乳製品、動物性油脂、卵を断つ断食であるが、ヨナの断食、四旬節断食、聖処女断食の際には魚類も避けられる（Basilios, A., "Fasting," in: *The Coptic Encyclopedia*, vol.4, ed. by Atiya, A., New York: Macmillan Publishing Company, 1991, pp.1093-1097.）。

¹¹ 古代エジプト時代の暦を元しつつ、キリスト教徒を峻烈に迫害したローマ皇帝ディオクレティアヌスが即位した二八四年を元年とする暦。月の名には古代エジプト語が用いられている（Hasan, *op.cit.*, p.25.）。

¹² コプトはしばしばみずからを古代エジプト人、ムスリムをアラブ民族の末裔として差異化するが、身体的特徴から両者を判別することはほぼ不可能である（谷垣博保「現代エジプトにおけるコプト—中東最大のキリスト教コミュニティの状況」『現代の中東』二八号、二〇〇〇年、五〇—五一頁）。

¹³ 谷垣、前掲書、六八頁。

¹⁴ 谷垣、前掲箇所。

¹⁵ <http://www.almasryalyoum.com/en/node/507201>, 二〇一一年一〇月三一日確認。

しかしながら、実際にはコプト人口の正確な数は不明である。というのも、エジプト総人口に占めるコプト人口の割合は統計機関によって大きく数値が異なるためである。二〇一一年一月三日付のエジプトの政府系新聞アル＝アハラームによれば、もっとも最近の政府統計がエジプトのキリスト教徒人口を総人口八三〇〇万のうちの三三〇万（約四％）とする一方、シュヌーダ三世総主教はこの数字を否定し、コプト正教徒人口だけで一二〇〇万（約一五％）に達すると述べている¹⁶。そもそも、一般の人々にも比較的容易に手に入るエジプト政府刊行の統計資料には、社会、環境、教育、経済、農業などさまざまな分野に関するデータが掲載されているにもかかわらず、宗教に関する統計数値は掲載されていない¹⁷。こうした事実は、エジプトにおいて宗教人口比について公の場で語ることの難しさ、そして宗教的マイノリティであるコプトの立場の危うさを表わしているといえよう。

三 対立と共存

イスラーム復興のなかで

エジプトでは一九六七年戦争（第三次中東戦争）においてイスラエル軍に大敗したことを機に、それまでナーセル大統領（在任一九五六一―一九七〇）が唱えてきた社会主義的イデオロギーが衰退し、代わりにイスラーム復興運動が台頭したと言われる¹⁸。これにくわえ政権を継いだサーダート（在任一九七〇―一九八一）がナーセルとの差異化をはかり大衆からの支持を得るためにイスラーム勢力を利用したことから、社会的にも政治的にもイスラームの影響力が増大した¹⁹。こうした状況において国民の宗教的帰属意識が強まるなか、一九七二年にカイロ郊外の村ハーンカーで

教会建設をめぐるムスリムとコプトの暴力的対立が起こったが、これは二〇世紀初頭以来約六〇年ぶりの大規模な宗教対立であった²⁰。そしてこれ以降、上エジプトのアス्यूト県とミニヤ県を中心とする各地の大学で対立が激化し、教会の焼き討ちや聖職者に対する暴力も横行するようになる²¹。

サーダート政権下では法の領域でも大きな変化があった。ナーセル時代に制定された憲法では第二条において「イスラームは国家の宗教であり、アラビア語は公用語であって、シャリーア（イスラーム法）の諸原則は立法の主たる源泉の一つである」と規定されていたものが、サーダートによる一九八〇年の憲法改正によって「主たる源泉の一つ」という文言が「主たる源泉」と改正された²²。つまりこの結果一九七一年憲法のような「ほかにも主要な法源がある」という解釈はもはや不可能となり、エジプトの法体制におけるイスラームの優越性が決定的なものとなったのである。さらにムスリム同胞団を中心としたイスラーム主義者たちがすべての法をシャリーアに基づくよう要求したが、シャリーアのもとではキリスト教徒は庇護民としてムスリムより劣位に置かれるためコプトはこれに強硬に反対した²³。結果的に身分法など一部の分野を除いてシャリーアの適用は実現されなかったが、この件をめぐる当時総主教となったばかりのシュヌーダ三世とサーダート政権のあいだには緊張関係が生じた。さらに一九八一年にはサーダートによって総主教がワーディー・ナトルーンの修道院に幽閉され総主教職を剥奪されるという事態まで生じた²⁴。

同じ年、サーダートは戦闘的イスラーム組織ジハード団によって暗殺される。彼に代わり大統領に就任したムバラクはジハード団の幹部を処刑・投獄し、同団を事実上の壊滅状態に追い込んだ。同時に他の戦闘的イスラーム組織

¹⁶ <http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/25627/Egypt/Politics-/Egypt-Pope-orders-first-postrevolution-count-of-Ch.aspx>, 二〇一一年一月二日確認。

¹⁷ たとえばCentral Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS), *Statistical Year Book of Arab Republic of Egypt: 1995-2003*. Cairo: Central Agency for Public Mobilization and Statistics, 2004.

¹⁸ 小杉泰「脅威か、共存か?『第三項からの問い』」同編『現代世界とイスラーム復興—イスラームに何が起きているか』平凡社、一九九六年、二六頁、池内恵『現代アラブの社会思想—終末論とイスラーム主義』講談社、二〇〇三年、四二―四三頁。

¹⁹ J・エスポジト、J・ボル（宮原辰夫、大和隆介共訳）『イスラームと民主主義』成文堂、二〇〇〇年、二九六―二九七頁。

²⁰ 田村愛理「近現代エジプトにおけるムスリム＝コプト紛争—国民統合の視点から」『日本中東学会年報』一、一九八六年、四一頁

²¹ この時期に起きたおもなコプト＝ムスリム対立は以下のとおり。一九七七年：ミニヤ県北部のサマロート主教区のタウフィキヤ村でコプト聖職者、女性、子供が殺害される。一九七八年：カイロのアブー・ザーバル教会が焼き討ちに遭う。一九七九年：カイロの歴史遺産の教会ダムシリーヤ聖処女教会が焼き討ちに遭う。一九八〇年：クリスマス前夜のアレクサンドリアの諸教会が爆破される。ミニヤ主教区のコプト家庭が放火され、工場、薬局、菓子屋が略奪に遭う。これによりミニヤの街中でコプトとムスリムの暴力的対立が起こる。一九八一年：コプト主教がイスラーム武装組織に暗殺される (Solihin, S. M., *Copts and Muslims in Egypt: A Study on Harmony and Hostility*, Leicester: The Islamic Foundation, 1991, pp. 82-85., Hasan, *op.cit.*, pp.106-108.)

²² 小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂、一九九四年、二四五頁。

²³ 小杉、前掲書、二四八―二四九頁。なお婚姻や養育などを含む身分法の領域では各人の信仰に応じた宗教法が適用される。

²⁴ Hasan, *op.cit.*, p. 110.

の大規模な検挙も行われたことによって、エジプト社会における宗教対立は小康状態を迎える²⁵。また、ムバーラクは一九八五年にシュヌーダ三世を総主教に復帰させ、コプト正教会と政権の対立にも終止符を打った²⁶。しかし、一九八六年にミニヤ県南部のアブー・コルカース市でコプト経営の店などが破壊された事件を機に戦闘的イスラーム組織のコプトへの襲撃事件は再び増加し、そうした状態は一九九〇年代を通じて続いた²⁷。二〇〇五年以降はコプト教会や修道院がムスリムによって攻撃され死亡者が出る事件がさらに多発しており²⁸、一月二五日革命の直前にも新年のミサを進行中のアレクサンドリアのコプト教会で爆弾を身につけた男が自爆、二一人が死亡、九七人が負傷する事件が起きている²⁹。

教会襲撃や聖職者に対する暴力など戦闘的イスラーム組織によるコプトへの度重なる攻撃を把握していたにもかかわらず公正な対応を怠り、イスラーム重視の姿勢を明確にしていたサーダート政権にくらべると、ムバーラク政権はコプトの状況を劇的に向上させたとは言い難いものの、戦闘的イスラーム組織の排除や総主教との和解などにより政権とコプト正教会を良好な関係へと導いた点は評価に値するだろう。しかし注意しなければならないのは、ムバーラク政権下でも戦闘的イスラーム組織もしくは一般のムスリムがコプト教会や商店を襲撃する事件がつついていた点である。独裁政権が崩壊した今、近年の宗教対立はムバーラクによってコントロールされていたという指摘が見られる。つまり彼は自身や政権への批判が目立つようになるとコプトとムスリムを争わせ批判の矛先をかわすとともに、宗教対立によるエジプト社会の分裂という脅威を鎮められるのは自分しかいないというレトリックを用いていたというのだ³⁰。

それほど頻繁ではなかったが、たしかに革命後の筆者の現地調査中にも二〇一一年元日に起こったアレクサンドリ



写真4. ミニヤ市のコプト教会で行われた結婚式に集うコプトとムスリム
2005/7/12 左4人の女性と右端の男性がコプト、中央の女性2人がムスリム

アのコプト教会襲撃は実際には政府によるものだったというコプトの声が聞かれた。ムバーラク政権が宗教対立を故意に発生させることが実際にあったのか、またあったとすればその実態はいかなるものであったのかは、今後慎重に検証されていく必要がある。

日常にみる共存の風景

前項では現代におけるコプトとムスリムの対立という局面を中心に概観したが、これら二つの宗教共同体は上述のような対立関係にのみあるわけではない。現地調査中にコプト—ムスリム関係について筆者が質問したミニヤのコプトとムスリムのほとんどが、まずは「わたしたち（コプトとムスリム）は兄弟なんだ」と言って共存関係を強調した。この言葉の裏には、こうしたことを常に言語化することで対立を未然に防ぎたいという顕在的・潜在的な「願望」もあるだろうが、実際の状態の一部も表わしていると筆者

²⁵ *Ibid.*, p.116.

²⁶ *Ibid.*, p.113.

²⁷ *Ibid.*, p.116.

²⁸ おもな事件はつぎのとおり。二〇〇五年：一〇月アレクサンドリアの教会が攻撃され、三名のコプトが死亡。二〇〇六年：四月アレクサンドリアの四教会が同時に襲撃され、コプト一名が死亡二名が負傷。二〇〇八年：五月ミニヤの修道院が襲撃され、修道士が拉致され改宗を迫られる。一〇月ミニヤでコプトの住宅が放火される。一〇月カイロの教会が襲撃される (*Middle East Times*, April 14, 2006., 二〇〇八年一月五日付朝日新聞、*al-Masriah-Yawm*, November 25, 2008)。二〇一〇年：一〇月ギザ県オムラーニーヤの教会改築をめぐるコプトと警察が衝突、コプト側に二人の死者と一五四人の逮捕者が出る。これに対してシュヌーダ三世総主教が被害者に対する社会正義を求める公式見解を表明 (<http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/1517/Egypt/Politics-/Pope-Shenouda-demands-justice-for-victims-of-Omran.aspx>, 二〇一一年九月一日確認)。

²⁹ <http://www.asahi.com/international/update/0101/TKY201101010133.html?ref=reca>, 二〇一一年九月一日確認、<http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/0/3042/Egypt/0/Cairo-boils-as-Copts-protest.aspx>, 二〇一一年九月一日確認。

³⁰ たとえば二〇一一年一〇月一四日付のアハラーム紙がコプトの人権活動家の談話としてこのような見解を掲載している (<http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/24107/Egypt/Politics-/Egypots-Copts-A-cry-of-pain.aspx>, 二〇一一年一〇月三一日確認)。

は考える。というのも、生活実践のレベルでは、さまざまな局面でコプトとムスリムが良好な共存状態を築いている場面が見受けられたからである。

たとえば、筆者がミニヤ県で出席したどのコプトの結婚式にもムスリムが来ており、その逆のことも多々あった(写真4)。そこでは宗教の違いは大きな障害ではなく、ヒジャーブをかぶり長袖・ロングスカートのムスリマが、ノースリーブにミニスカート姿で長い髪をなびかせたコプト女性とともに民俗舞踊を踊る光景が見られた。ミニヤ市近郊のコプトとムスリムが混在するある村では、クリスマス・復活祭、犠牲祭・断食明けの祭というそれぞれの宗教の二大祭の際には、宗教の違いを越えて近隣の家々を訪れ祝祭の挨拶を行ない、祝祭の当事者である訪問された側は茶菓でもてなす習慣があり、高齢者も青少年も皆これを実践していた。ムスリムがコプトの祝祭に参加したり、バラカ(神の恩寵)を得るために教会や修道院を訪れる光景も決して珍しくはない。聖人崇敬の盛んなコプト教会には多くのムスリムが願かけに訪れる。

一八二〇年代から三〇年代にかけてカイロや上エジプトに滞在した東洋学者レイン³¹や、一九二〇年代にファイユームとアスユートを中心に人類学的調査を行なったブラックマン³²が記録しているような、新生児の誕生を祝うお七夜(スプーア)や男子の割礼(ヒターン)といった通過儀礼は、今日でもコプトとムスリムに共通する儀礼である。墓参、呪術、女性のヴェール着用³³などは、ミニヤ県の農村では宗教を問わず現在でも慣行されている。連綿と続くこうした伝統的慣習以外にも、ミニヤ市内ではカトリック系NGOを中心としたムスリム・キリスト教各宗派指導者合同勉強会など、宗教共存のための新しい試みも展開されている。

ともすると、陰惨な対立の局面ばかりがメディアに取り上げられることを考えると、コプト・ムスリム関係はそれほど一面的なものではなく、ここで取り上げたような日常的な共存状態が存在することにもわれわれはもっと目を向けるべきではないだろうか。



写真5.

ミニヤ市の主要幹線道路に設置されたムスリムとコプトの団結を説く看板
2011/7/9 「エジプトよ、私たちはあなたを愛する。私たちは皆ひとつの国ひとつの民」というメッセージが描かれている。

四 革命への対応— ミニヤ県のコプト・キリスト教徒を事例として

調査地の概要

本節では、一月二五日革命に対するコプト・キリスト教徒の意識と行動について、インタビュー調査の結果をまとめた表1をもとに考察を行なう。なお、このデータは、筆者が二〇一一年七月にカイロの南約二四〇kmに位置するミニヤ県のT村とS修道院でコプト・キリスト教徒計二四人(二〇代から六〇代の男性二〇人女性四人)に対して行った半構造化インタビュー調査に基づく。

ミニヤを選定した理由は以下のとおりである。エジプトは首都カイロを中心とした中央集権的社会である。しかし、加藤博が指摘するように、現実のエジプトは社会経済的観点から見てカイロとその他の地方において大きな差異があり、エジプト社会の全体像をつかむためにはカイロだけでなく地方も視野に入れる必要がある³⁴。またミニヤを含む上エジプトにはエジプトの全コプトの約六〇%が住んでいると言われ³⁵、コプト・ムスリム間の対立も顕在化しやすい土地柄である。このようなことから、一月二五日革命がコプト・キリス

³¹ Lane, E. W., *An Account of the Manners and Customs of the Modern Egyptians: The Definitive 1860 Edition*, Cairo: The American University in Cairo Press, 2003(1860).

³² Blackman, W. S., *The Fellahin of Upper Egypt*, Cairo: The American University in Cairo Press, 2000(1927).

³³ 農村女性は宗教に関係なくヴェールを被る場合が多いが、ヴェールの名称は二通りある。ムスリマが頭から顎までをしっかりと覆うヴェールはヒジャーブ(hijab)、それ以外の巻き方をするヴェールはタルハ(ṭarḥah)という。ヒジャーブはムスリマのみ着用する。コプト女性はタルハ着用時に耳を布の外に出すこともあるが、ムスリマは必ず耳を覆う。

³⁴ 加藤博「エジプト社会の地殻変動—政治意識調査から」『現代思想—総特集=アラブ革命チュニジア・エジプトから世界へ』三九—四号、二〇一一年、一—二七頁。

ト教に与えた影響を把握するためには、地方とくにミニヤで暮らすコプトを対象とすることは意味を持つものと思われる。

ムバーラク政権下におけるコプトの不満

回答者がムバーラク政権下でもっとも大きな問題と感じていたのは、宗教的自由の欠如であった（表1. 質問1）。具体例として、半数前後の回答者が、信仰を理由とした就業機会の制限と政府による教会の新規建築や改築の制限について言及した（表1. 質問2）。

一月二五日革命の背景にはさまざまな要因が挙げられているが、雇用・失業問題がその主要な要因のひとつとして考えられていることから分かるように、近年のエジプトでは就業は大きな問題であった³⁶。そのような社会状況のなかで、コプトは宗教を理由に高等行政や高等教育、政治、軍事分野といった公的機関における雇用や昇進の差別を受け、就業機会の低下をより強く感じていたものと考えられる。

また、現在でも一八五六年に発出されたオスマン布告³⁷によって制限を受けるエジプトの教会は、新規建築や改築、

表 1.1 月 25 日革命に対するコプト・キリスト教徒の意識と行動

回答者計 24 名

| 質 問 | 回答（一部複数回答可） | %（人数） |
|---|---|-----------|
| 1. ムバーラク体制下でもっとも大きな問題として感じていた事柄 | 宗教的自由の欠如 | 83.3 (20) |
| | 政治的自由の欠如 | 54.2 (13) |
| | 経済的自由の欠如 | 50.0 (12) |
| | 社会的自由の欠如 | 45.8 (11) |
| | その他 | 4.2 (1) |
| 2. 現在のエジプト社会でコプトが生きて行くうえでの問題とは何か | 就業機会の制限（とくに高等行政、高等教育、政治、軍事分野） | 58.3 (14) |
| | 政府による教会の新規建築や改築の制限 | 45.8 (11) |
| | （急進派ムスリムによる）教会焼き打ち | 33.3 (8) |
| 3. カイロや他の主要都市でデモが始まったときに自身が行ったこと | テレビ視聴（視聴したおもな放送局） アル=ジャズィーラ ON TV、アル=アラビーヤ、BBC アラビア語放送 | 87.5 (21) |
| | 家族や友人と議論 | 45.8 (11) |
| | SNS を含むインターネット | 12.5 (3) |
| | 何もせず | 4.2 (1) |
| | その他 | 1.7 (4) |
| | デモ参加 | 0.0 (0) |
| 4. シュヌーダ三世総主教の革命に関する見解はどのようなものだったか | 回答なし / 何も耳にせず | 87.5 (21) |
| | 当初親ムバーラク、革命成功後は、革命の主体である若者たちを祝福 | 8.3 (2) |
| | 当初コプトに対してデモ参加を慎み、代わりに国家のために祈るよう呼びかけた | 4.2 (1) |
| 5. コプトの政党は必要か | 不要 | 62.5 (15) |
| | 必要 | 33.3 (8) |
| | その他 | 4.2 (1) |
| 6. ムスリム同胞団の政党が副党首にキリスト教徒ラフィーク・ハビーブを据えたことをどう思うか | キリスト教徒の票を得るための見せかけにすぎない | 91.7 (22) |
| | その他 | 8.3 (2) |
| | ハビーブはプロテスタントなのでコプト正教会とは無関係である | 0.0 (0) |
| | 望ましいことである | 0.0 (0) |
| 7. ムスリムとコプトの関係は革命後どう変化したか | 悪化 | 66.7 (16) |
| | 良化 | 12.5 (3) |
| | 変化なし（非良好） | 12.5 (3) |
| | その他 | 8.3 (2) |

³⁵ Kepel, G. (translated by Rothschild, J.) *Muslim Extremism in Egypt: The Prophet and the Pharaoh*, Barkley: University of California Press, 1986, p.157.

³⁶ 岩崎えり奈 『「革命」と農村』『現代思想—総特集—アラブ革命チュニジア・エジプトから世界へ』三九—四号、二〇一一年、一三一頁

修理に県知事の許可が必要とされ、実現には煩雑な手続きと長い時間を要する。他方でモスクの建設に対する制限はほとんどなく、市民は金銭が許す限り多くのモスクを建てるのが奨励されている³⁸。教会とモスクへのこのような対応の違いは、コプトの政府に対する不信感を高める大きな原因となっていた。

メディアの影響と革命への関わり方

一月二五日革命は「インターネット革命」と言われるほど、フェイスブックやツイッターを中心としたインターネットが人々を抗議行動へ動員するのに大きな役割を果たしたことが指摘されている³⁹。しかし、本調査の回答者にとってはインターネットよりもテレビが人々と革命をつなぐ主要な媒介ツールであった（表1. 質問3）。とくにすべての回答者が視聴していたカタルの衛星放送局アル＝ジャズィーラのエジプト中継特別チャンネルは大きな影響力を持っていたと考えられる。T村では二〇〇九年頃からパソコンを持つ家庭が増えてきたがインターネット接続率はそれほど高くなく、人々が日常的に接しているメディアはテレビである。加藤は、今回の革命においてインターネットが果たした役割は大きい、推計一七%というエジプトのインターネット利用率の低さと三〇%以上という非識字率の高さ（その割合はミニヤを含む上エジプトでさらに高い）を考えるとソーシャルメディアの有効性とその限界が見えてくると指摘しているが⁴⁰、本調査の結果にも同じことが言える。

テレビにせよインターネットにせよ、メディアは連日タハリール広場に集結するデモ隊を映しだし、外部者にあたかもそれがエジプト人すべての動きであるかのような錯覚すら起こさせるほどであった。しかし、カイロやアレクサンドリア、スエズ等の都市以外では一月二五日以降も大規模な抗議運動は起こらず人々は日常生活を営んでいたと

いう⁴¹。ミニヤでは一月二八日や二月四日に県庁の前で抗議デモが行われたが、実際にミニヤやカイロでデモに参加したという回答者は皆無であった。この理由については、各地での一連の抗議活動が政権崩壊をもたらすほどの力を持つようになるとは予測できなかったためという声が多かった。このことからカイロやアレクサンドリアなどデモがさかんに行われていた一部の都市とそれ以外の都市や農村部では、革命への関わり方に大きな温度差があったことが分かる。

シュヌーダ三世総主教の動き

タハリール広場でデモが行なわれるようになった当初、シュヌーダ三世総主教はムバーラクを支持しており、信徒にはデモ参加自粛を呼びかけていた⁴²。しかし、ムバーラク退陣後の二月一五日には一転して革命の主体であった青年たちを称賛するコメントを出している⁴³。一貫性に欠けたように見える総主教の動きは、一九八一年のサーダート政権との対立と総主教の修道院への幽閉という経験、そしてそれに関連したコプト＝ムスリム関係の悪化という歴史を踏まえると、政権批判がコプト共同体に与える負の影響を慮った結果、ムバーラク政権崩壊が揺るぎない事実となるまで政権に批判的な立場を取るのを控えたと考えられることができるだろう。しかし、そうしたことも含め、革命に対する総主教の対応について言及した回答者は非常に少なかった（表1. 質問4）。

総主教は時の政権に対してコプト共同体を代表し、コプト全体を象徴する存在で在りつづけてきた⁴⁴。しかし実際にはタハリール広場でデモに参加するコプトの姿が見られたことから分かるように、全信徒が総主教の指示を守っていたとは言い難く、コプト共同体は一枚岩ではない。他方、本調査の回答者に関してはデモ参加者もおらず、総主教の革命への対応を批判する声もなかったことを考えると、彼

³⁷ 一八五六年のオスマン帝国皇帝による勅令。教会の自治は認めるが宣教は認めないとする（田村、前掲書、四九頁）。なお、当初許可権者は国家元首である大統領であったが一九九八年より県知事となった（谷垣、前掲書、五九頁）。

³⁸ Hasan, *op.cit.*, p.210.

³⁹ 山本薫「メディア文化から見たエジプト」1月25日革命」『現代思想—総特集＝アラブ革命チュニジア・エジプトから世界へ』現代思想—総特集＝アラブ革命チュニジア・エジプトから世界へ』三九—四号、二〇一一年、一三八頁。

⁴⁰ 加藤、前掲書、一二八—一二九頁。

⁴¹ 加藤、前掲書、一二九頁、田原、前掲書、二三二—二三三頁。

⁴² <http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/5097/Egypt/Politics-/Pope-Shenouda-III-supports-Mubarak,-Egyptian-state.aspx>, 二〇一一年九月一日確認。

⁴³ <http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/5654/Egypt/Politics-/Pope-Shenouda-praises-%E2%80%9C9CYouth-Revolution%E2%80%9D-.aspx>, 二〇一一年九月一日確認。

⁴⁴ Van Doorn-Harder, P., *Contemporary Coptic Nuns*. Columbia: The University of South Carolina Press, 1995, p.20.

らにとっては総主教の言葉は革命のさなかでも現在も大きな影響力を持っており、またその言動への批判はタブー視されているものと思われる。

政治参加

ムバーラク政権崩壊後ムスリム同胞団が自由公正党を結成したのは対照的に、今回の革命後もコプトによるキリスト教を基盤とした政党が発足することはなかった。本調査でも回答者の六〇パーセント以上がコプトの政党を不要とした（表1. 質問5）。その理由として「宗教と国家・政治は分離すべき」、「宗教に基づいた政党は不要」、「エジプトは世俗国家であるべき」、「政党はコプトとムスリムが混在すべき」、「ラディカルすぎるため失敗の可能性が高い」、「急進派ムスリムに攻撃の理由を与えることになる」といった事柄が挙げられた。

修道制に多大な敬意が払われ、精神生活を重んじるコプトの伝統においては、政治と信仰は分けられるべき領域であるという考え方が主流である。また一九七〇年代以降のイスラーム復興のなかでマイノリティとしてさまざまな社会的迫害を受けてきたコプトは、政治においてみずからを主張することの危険性を承知している。このためコプト政党の結成には否定的にならざるを得ないものと考えられる。シュヌーダ三世総主教はキリスト教政党結成に反対の立場を取っており⁴⁵、このことも信徒に大きな影響を与えているだろう。

一方、自由公正党の副党首にはキリスト教徒のラフィーク・ハビーブという人物が任命された⁴⁶。しかし、ハビーブはキリスト教徒といってもプロテスタントでありエジプトのキリスト教徒の大半を占めるコプト正教徒からすればなじみの薄い存在である。そのようなこともあり、この動きに対しては回答者の九〇パーセント以上が同胞団のキリスト教徒懐柔策であるとして否定的な見解を示している（表1. 質問6）。

ムスリムとの関係に対する革命の影響

革命の渦中ではコプトとムスリムの連帯がエジプト国民団結の象徴として報じられ、本調査実施時も回答者たちは誇らしげにそのことを語っていた。しかしながら、その一方で回答者の七〇%近くが革命後ムスリムとコプトの関係が悪化したと考えている（表1. 質問7）。その背景には三月と五月に起きたコプトとムスリムの大規模な衝突が存在する。カイロ郊外のソール村で三月に起きたコプト男性とムスリム女性の恋愛に端を発する衝突では一三人が死亡し⁴⁷、五月にはカイロのインバーバ地区でキリスト教からイスラームへの改宗女性がコプト教会に監禁されているという流言によりサラフィー主義者が教会を襲撃、一〇人が死亡した⁴⁸。

回答者たちのほとんどがこれらの事件をムスリムとの関係悪化の理由に挙げたが、その一方で「自分が住む村ではコプト—ムスリム関係は革命を経てより良いものになった」と述べる。革命後身近なムスリムとの関係は良くなったという実感があるにもかかわらず、ムスリムとの関係全般に関しては悪化したという回答が多くを占めるのである。この点において、ムスリムとの関係について第三者に問われたとき彼らが指標とするのは、隣人である日常生活をともにするムスリムとの関係ではなく、テレビやパソコンの画面に映る名も知れないムスリムとの関係であると言えよう。

五 むすびにかえて—語りはじめたコプトたち

S修道院の五〇代の修道士が悲観的な口調で「一月二五日革命を経てエジプト社会でコプトの立場がどうなるかはまったく見当がつかない」と筆者に語ったように、革命後のコプト—ムスリム関係は決して楽観視できるものではない。事実、本稿執筆中にも、一〇月には国営テレビ局前でエジプト社会におけるコプト迫害抑止を求めるデモ隊と軍の衝突により二〇名以上が死亡、二〇〇名以上が負傷する

⁴⁵ <http://www.el.tufs.ac.jp/prmeis/src/read.php?ID=21655>, 二〇一一年一月五日確認。なおコプトの人権活動家が政党アル=ハヤーを結成したが、キリスト教政党ではないと明言している（<http://www.almasyalyoum.com/en/node/510585>, 二〇一一年一月五日確認）。

⁴⁶ <http://www.ikhwanweb.com/article.php?id=28597>, 二〇一一年一月三日確認

⁴⁷ <http://www.nytimes.com/2011/03/10/world/africa/10egypt.html>, 二〇一一年一月三日確認。

⁴⁸ <http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/11623/Egypt/Politics-/Sectarian-violence-in-Egypt-clouds-postrevolution-.aspx>, 二〇一一年一月三日確認。エジプト社会ではコプト—ムスリム間の恋愛や結婚、また改宗（とくにイスラームから他宗教）は事実上タブーとなっているが、その禁が破られた結果ここまで大規模な衝突にまで発展することは稀である。

⁴⁹ <http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/23731/Egypt/Politics-/Perpetrators-of-Maspero-violence-to-face-military-.aspx>, 二〇一一年一月二日確認。

⁵⁰ 二〇一一年一月二日付朝日新聞。

⁵¹ <http://www.fatherzakaria.net/>, 二〇一一年一月二日確認。

という革命後最初の大規模な流血事件が起こっている⁴⁹。また、一二月下旬から段階的に始まった議会選挙では、ムスリム同胞団を基盤とする自由公正党が過半数に近い議席を獲得し⁵⁰、政治におけるイスラーム勢力の優勢を示している。かりに自由公正党が政権を担うようになったとして彼らが非ムスリムにどのように対処するかは未知数である。しかし同党の躍進はコプトの将来への不安をあおりこそすれ、減ずるものではない。

しかしながら、コプトは将来に何も期待できないのかという点も必ずしもそういうわけではないように思われる。今回コプト・ムスリム関係に焦点をあてた筆者のインタビュー調査にコプトたちは非常に協力的であったが、これは革命前と比べると大きな変化である。というのも、筆者が二〇〇九年に反ムスリム的発言を行なうことで有名なコプト司祭ザカリヤ・プトロス⁵¹に関するインタビュー調査

を試みた際には、多くのコプトが秘密警察や隣人・同僚のムスリムに知られることを恐れ、ほとんど協力者を得ることができなかった。それとは対照的に今回はインタビューを依頼したほぼすべてのコプトが好意的に質問に答え、コプト・ムスリム関係を積極的に語った。コプトが第三者に対してムスリムとの関係について自由に語れるようになったという事実は、ムバーラク政権崩壊にともなう宗教の領域におけるひとつのポジティブな変化と言えるのではないだろうか。そして、このコプトたちの声がどのようにエジプト社会に反映されていくかが、今後のエジプト社会の宗教共存のあり方を決める鍵となるだろう。

(本稿は、平成二三年度文部科学省科学研究費補助金、若手研究(B)、課題番号23720033、課題「現代エジプトにおけるコプト・キリスト教修道院の意味と役割」による研究成果の一部である。)

【初出：『現代宗教2012』秋山書店、2012年7月、pp.219-238。】

『世界史の中のパレスチナ問題』報告書

日本女子大学文学部史学科 白杵 陽

報告者は『世界史の中のパレスチナ問題』（講談社現代新書2189、2013年1月、423ページ、ISBN 978-4-06-288189-0）を出版した。本書は一般読者を想定した概説書ではあるが、本科学研究費の研究課題とも密接に関わっているため、その概要を簡単に紹介することで報告に代えたい。また、報告者にとって、世界史という巨視的な立場からパレスチナ問題の見取り図を教科書的なかたちでまとめることは、長年の夢の実現でもあった。以下は、同書所収の「はじめに」および「おわりに」からの抜粋であるが、元の表現を適宜変更していることをあらかじめお断りしておきたい。

現代世界を見渡してみるとまだまだ未解決の問題がたくさんある。その中でももっとも深刻な様相を呈している民族紛争にパレスチナ問題がある。パレスチナ問題とはパレスチナという土地をめぐる政治的な紛争である。国際社会が解決を望み、紛争当事者も解決を望んでいるにもかかわらず、平和からは遠い状態にある。イスラエル人の求める

平和（シャローム）とパレスチナ人の願う平和（サラーム）がそんなにもかけ離れているのであろうか。イスラエル人であれ、パレスチナ人であれ、それぞれの立場から「平和」を求めているはずである。にもかかわらず、解決の糸口さえ見いだせていないのはなぜだろうか。アメリカ合衆国をはじめとする大国がこの問題を解決するために調停しているが、少しも和平交渉の進展はない。

そこで本書は、21世紀に入っても解決の糸口さえ見いだせないこの難問を世界史という長期的・広域的な時空間のなかで位置づけなおして、いったいこの問題の根源はどこにあり、どのように展開し、そして現状はどうなっているのかを考えてみようという試みである。もちろん、そのような大それた試みが一冊の新書でなしうるとは思っていない。しかし、今、必要なことは、どうすれば解決するのかという視点からではなく、なぜこれまで解決できなかったのかという視点から根本的に考え直すことである。つまり、どのような解決の方向性がありうるのかを改めて考えるための素材を提供しようというのが本書のささやかな目標と

いうことになる。

地球という単位でいえば猫の額ほどもない一神教の共通の聖地を抱えるこの小さな地域がこの一世紀以上にわたって世界政治の中心の一つになっている。最近ではパレスチナ・イスラエル紛争と呼ばれている。パレスチナの地にイスラエルというユダヤ国家が建設され、そのためパレスチナの地から離散を余儀なくされたパレスチナ人の帰還の問題がパレスチナ問題の中心にある。パレスチナ難民問題とその帰還権である。しかし、パレスチナ問題が数十年の単位では解決するのが難しいといわれるのも、ユダヤ人というヨーロッパ社会で差別されてホロコーストという悲劇まで経験したユダヤ民族が新たな「国民国家」を建設したために、パレスチナ人という新しい犠牲者を生み出してきたという悪循環があるからである。そもそも、パレスチナ問題は近代の生み出した諸問題を抱え込んでいるので、とりわけ一九世紀以来の近代的な国民国家と国際政治のあり方を根底から問うている。

だからといって、一九世紀的な解決方法にしたがってパレスチナ人のためのパレスチナ独立国家を樹立すれば、この紛争が解決してパレスチナ問題もおのずから解消するのかといえば、少なくとも私はそれほど楽観的にはなれない。すでにパレスチナ民族国家が独立しさえすれば問題は解決して、どうにかなるといった事態ではなくなっているからである。19世紀以来、パレスチナ問題にはあまりにも多くの国際政治的な諸要因が複雑に絡み、そして政治的のみならず、経済的、宗教文化的な諸要因が加わって、その複合的な諸要因を解きほぐしようもないくらいに入れ子状の構造をもつ紛争になってしまっている。生半可な知恵を動員したところでどうにもならなくなっている。

20世紀終わりに米ソ冷戦が終焉して、アメリカの中東和平案に基づく和平交渉といったものも試みられてきた。冷戦終焉直後、1991年に父ブッシュ大統領の主導によるマドリード中東和平会議が開催され、さらに1993年9月にビル・クリントン大統領の仲介でイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）とのあいだにオスロ合意（パレスチナ暫定自治に関する原則合意）が締結された。このオスロ合意は今年こそ、和平への第一歩を踏み出したのだという期待を抱かせるに十分に歴史的な意義をもつものだったが、次第に合意の抱え込む問題が見えてきた。結局、オスロ合意に基

づく和平交渉もうまくいかず、何度か起死回生の試みも行われたが、シャロン政権成立後は事実上、棚上げされた状態になった。パレスチナ問題は21世紀に入ってから、かえって混迷の度合いを深めているといってもいい。この紛争に対して対処療法的な治療では完治することはむずかしいと誰もが感じている。

しかし、かといって抜本的な治療法が見出されているわけでもない。2003年3月のイラク戦争後、カルテット（米、露、EU、国連）と呼ばれる大国、地域統合組織、そして国際機関が、パレスチナ問題を解決するために「ロードマップ（工程表）」と称する新たな和平案を提案したが、この和平案も迷宮入りとなってしまってパレスチナ問題の解決には至らなかった。国際社会がいろいろと努力をしてもどうにもならない「泥沼化」といった現状がある。であれば、やはりこの紛争は構造的に深刻な問題をはらんでいると考えるしかない。いわゆる「アラブの春」を経た現在、先行きがまったく見えない。短期的な視点から問題を見ていても、なぜ今の事態に至ってしまったのかわからない。

もちろん、米ソ冷戦終焉後、本来は公正な仲介者としてのアメリカがきちんとその役割を果たすべきにもかかわらず、これまで果たすことができなかったのはアメリカ国内政治とその外交政策決定過程における「イスラエル・ロビー」の影響が異常なくらい大きく、アメリカの国益を損なっていると指摘する衝撃的な研究も出版された（メアシャイマー、ウォルツ著、副島隆彦訳『イスラエル・ロビーとアメリカ外交』講談社、2007年）。イスラエルがそれでもなお、なぜアメリカのユダヤ人がアメリカ国内政治において、あるいはアメリカの中東外交において、その人口比率以上に強力な影響を及ぼしてきたのか、その歴史的な背景を考えざるをえない。となると、やはりヨーロッパ・キリスト教社会においてユダヤ人が被ってきた差別・迫害を世界史の中で改めて位置づけてみる必要がある。

だからこそ、本書はユダヤ人問題に端を発するパレスチナ問題の根源を歴史的にさかのぼって、その問題の核心はいったいどこにあるのかを探ることを目的としている。そこで、本書はパレスチナ問題と呼ばれるパレスチナあるいはエレット・イスラエル（イスラエルの地）と呼ばれている土地をめぐる紛争を、たんに政治的な問題あるいは宗教的

な対立として捉えるのではなく、むしろ21世紀の現在という地点から世界史的な文脈で改めて考えていかなければ、紛争の中心に横たわる本質は見えてこないという立場から議論した。

本書はこの紛争について大局的立場からの見方を提示するために、現代のパレスチナ問題に密接にかかわっている歴史の中の諸事件を段階ごとについていくつか取り上げて、あるいはこの紛争の世界史的な諸側面をいくつか切り抜いて、それぞれの時代相の中で現代に生きる立場から考えてみた。世界史の問題として考えるためには、どうしてもパレスチナ問題がなぜ解決できないかの中核となる問題を正面から取り上げざるをえない。それはユダヤ人問題である。パレスチナ問題はヨーロッパ・キリスト教社会が生み出したユダヤ人問題の帰結として生じたからである。

そもそも、歴史はイギリスの歴史家E・H・カーの指摘を俟つまでもなく、すべて現在の視点から事実を解釈したものともいえる（E・H・カー著、清水幾太郎訳『歴史とは何か』岩波新書、1962年）。本書もその意味ではユダヤ人問題に対する特定の立場からの解釈にならざるをえない。しかし、その立場性がじゅうぶんに自覚されていないと独善的な見方あるいは党派的な正当化になってしまう。そのような立場の拘束性の自覚の上に、どのような立場から世界史の中のパレスチナ問題という課題で見取り図を描けるのか。本書は、イスラエルとパレスチナ人の対立は近現代史におけるユダヤ人問題の帰結としてのパレスチナ問題の形成の中で作り上げられたという立場から記述される。したがって、イスラエルとパレスチナ人の対立は、考古学や聖書学などの学知をも動員しつつ、古代の「物語」をも、その対立を固定化するために動員されてしまっており、だからこそ、その対立の根底に横たわる人為的な構図を理解しないかぎり、解決への処方箋は見えてこないという認識の上に立っている。はるか昔の話をしているとしても、それは現在の立場から再解釈された議論だということをつねに意識した。もちろん、いろいろな立場の異なる解釈があることは当然のことであり、本書が取っている解釈が唯一正しいなどと主張するつもりは毛頭ない。

当事者として対立すると想定されているパレスチナ人とイスラエル人の両者の立場をすり合わせつつ、内在的に理

解した上で、この問題の世界史における歴史的な構造を語っていく。しかし、むずかしい課題である。本書の目的はあくまで両者の対立を生み出した世界史的な構造を明らかにすることにある。ナショナリズム的な排他性に基づく深刻な対立の存在とその対立に基づく認識上の亀裂をいったんは認めたくえで、その対立の起源・生成を探究して、歴史的な展開を検証し、その現状を分析するという手法をとることになる。

本書はパレスチナ問題を世界史という巨視的な場においてパレスチナ問題を考えるにあたって重要な事件を時代ごとに切り抜いて捉えるために、時間軸にそって三部構成で考えていく。次のような課題設定になる。すなわち、第一部「パレスチナという場所」は「パレスチナ問題の起源を探究する—現代中東政治の原型の形成」、第二部「列強の対立に翻弄されるユダヤ人とアラブ人」は「パレスチナ問題の展開を検証する—大国に翻弄される中東政治の展開」、そして第三部「『アメリカの平和（パクス・アメリカーナ）』の終わりの始まり」は「パレスチナ問題の現状を分析する—中東政治でのアメリカ覇権の終焉」である。探究・検証・分析という課題に基づく三大断が、現代中東政治という観点から見てその形成・展開・現状というかたちで対応している。

第一部「パレスチナという場所」ではあくまで現代という時代状況を前提としたうえで、世界史の中でパレスチナ問題の起源を考えるために三つの一神教の相互関係を検証した。ユダヤ教徒がなぜヨーロッパ・キリスト教社会で迫害されてきたかを、キリスト教とイスラームのユダヤ教への姿勢の違いから考えた。しかし、この場合もパレスチナ問題が決して宗教的な対立ではないということを検証するために、紛争の起源として前近代の一神教の相互関係のあり方を取り上げた。そして十字軍・大航海時代を経て、オスマン帝国をめぐる東方問題で宗教がいかに国際政治における権力政治の場で利用されつくされるかを検討した。

第二部「列強の対立に翻弄されるユダヤ人とアラブ人」ではパレスチナ問題がいかに国際紛争として欧米の大国に翻弄されてきたかの歴史を、1880年代の帝国主義の時代から第二次世界大戦後までの期間の約一世紀の時代を取り上げて検証した。パレスチナ問題がいまだに解決を見ないのは、国際政治と地域政治と国内政治の三層構造

の中で相互にがんじがらめになっているからである。この一世紀間のパレスチナ問題を、帝国主義の時代、英仏覇権の時代、米ソ覇権の時代に分類して検討した。

そして第三部『『アメリカの平和 (パクス・アメリカーナ)』の終わりの始まり』では冷戦終焉後のアメリカ一極支配の到来が中東和平の試みの時代であると同時に、その失敗によってアメリカは中東での覇権を失っていきつつあるという現状認識の下に現時点でのパレスチナ問題と中東和平プロセスについて考えていった。

本書はけっして通史ではない。先ほども触れたように、本書は世界史の中のパレスチナ問題を考えるために、ある時代における事件を切り取って、時代の直面するテーマに沿ってその時代相を現代の視点から考えてみるということになる。したがって、第一部「パレスチナという場所」で扱うイエス処刑の問題は「イエス・キリスト殺し」のユダヤ人という宗教的な反ユダヤ主義が生まれる契機となる事件として取り上げるし、十字軍、レコンキスタそして大航海時代はその反ユダヤ主義が「内なる敵」としてのユダヤ人への敵意が「外なる敵」のイスラーム教徒に向けられていく武装巡礼の事件として議論される。また、東方問題は十字軍的な精神の延長として、イスラーム世界であるオスマン帝国へのヨーロッパ列強の介入として考える。東方問題は直接、現在のパレスチナ問題につながる歴史的事象であり、国際政治の要因と国内政治の要因が密接に絡み合っていて、国内政治が列強の代理戦争のような様相を呈する。

第二部「列強の対立に翻弄されるユダヤ人とアラブ人」で議論する帝国主義時代以降の19世紀末から1967年の第三次中東戦争までの時期は、第二部で取り上げた東方問題の典型的なパターンが第一次世界大戦後の英仏の中東支配と中東域内の政治、そして第二次世界大戦後の米ソ冷戦とアメリカの反共封じ込め政策といったように、オスマン帝国末期から英米支配、そしてアメリカの中東における覇権の確立の時期を扱うことになる。

さらに第三部『『アメリカの平和 (パクス・アメリカーナ)』の終わりの始まり』では、第三次中東戦争以降、アメリカとイスラエルの同盟関係が強化され、また中東和平の模索が開始され、冷戦終焉を象徴する湾岸戦争を機にアメリカ一極支配が確立するとともに中東和平プロセスが開始され、九・一一事件以降、和平そのものが停滞してしまう同時代の事件を分析していくということになる。

本書の意義をまとめれば、以下の通りになろう。すなわち、第1講から第14講までにおいてパレスチナ問題の歴史を、それぞれの時代相を象徴する事件あるいはトピックを適宜切り抜きながら概観することによって、第一部では三つの一神教の相互関係から始めて、十字軍、東方問題までを、第二部では帝国主義時代から第一次世界大戦後の英仏支配、第二次世界大戦後の米ソ冷戦期におけるアラブ・イスラエル紛争のうち第三次中東戦争に至るまでの時期を、そして第三部ではパレスチナ／イスラエル紛争への変質（アラブ・イスラエル紛争のパレスチナ化）から、湾岸戦争後のアメリカ単独一極支配とそのアメリカの覇権の終焉、アラブ革命の勃発までを概括的に取り扱った。そして第15講では日本とパレスチナ問題の関係について、各時代を象徴する人物を中心に取り上げて素描を試みた。

世界史の中のパレスチナ問題を考えるにあたって、現代という視点から重要だと思われる事件を切り抜いて解釈を加えるという作業を通じて、私たちは今、何を学ぶことができるのか。パレスチナ問題の解決はむずかしいというのはいわば常套的な表現であるが、歴史的な解釈の積み重ねの上に築かれた、「現代」から見たそれぞれの時代における諸相はパレスチナ問題の世界的な重層構造の中で形成されたことを認識させられる。

世界史とは「統一的な連関をもつところの全体としてとらえた人類の歴史」（広辞苑第五版）ということであれば、本書は、一神教の聖地という観点からは「世界の中心」であり、同時に中東地域の一部という観点からは「世界の周縁」でもある両義的な性格をもった、パレスチナという地域から見た世界史ということになる。ヒト・モノ・カネ・情報が国境を超えて瞬時に行き交うグローバル化の時代において、パレスチナ問題を通して世界史を再考することは、問題自体が現在進行形で進みつつあり、また現代世界が直面する矛盾を集中的に抱え込んでいるがゆえに、いよいよ重要になりつつある。パレスチナ問題は人類の叡智をかけて必ずや解決しなければならない世界史的な課題だからである。

報告者自身、かつてパレスチナ問題を語ることは人類の解放を語ることにつながるのだという確信をもち、差別や抑圧のない社会を作るための一助になりたいという理想に燃えていたことがあった。しかし、現実のパレスチナが置かれている政治的状況はひじょうに厳しく、現在ではさら

に絶望的なものになっている。現在に至るまで、このような不正・不義がなぜ放置され続けるのかと憤ったりして、報告者自身の歴史認識が常に問い直されることばかりであった。このような新書を著すことによって問題の所在を明らかにして解決の方向性を見出そうと試みたが、いっそう深い森に迷い込んだ感じで、むしろ将来的な展望が見えなくなってしまったというのが本音である。

ただ、世界史という大きな枠組みの中でパレスチナ問題をもう一度考え直す必要に迫られたのは、解決を準備したはずの1993年のオスロ合意が締結されて以降、すでに20年もの歳月が流れているにもかかわらず、何の解決の見通しも見えてこないことへの苛立ちと同時に無力さからであった（奇しくも、2013年はオスロ合意締結20周年という記念すべき年である）。パレスチナ人自身はもっと苛立ち、あるいは絶望に追い込まれていることであろう。同時にイスラエルの人びとも違ったレベルからであろうが同じような感情にとらわれているはずである。先ほど冒頭でも記したように、「平和」がサラームかシャロームであるかで、あまりにも隔たりが大きすぎる。そのような状態の中で、パレスチナ問題をめぐる国家間の冷酷なパワーポリティックスが進行する現実を冷静な眼で一步引いたところから見続けたいという気持ちが生まれたことも確かである。

報告者がオスロ合意のニュースを、まだ佐賀大学という地方国立大学で教鞭をとっているときに聞いたときに最初によぎったのは、イスラエル占領地以外の離散のパレスチナ人の運命はどうなるのかということであった。すでにその時点でそれなりの年月、パレスチナ問題に付き合ってきた後だったので、その時の直観はヨルダン川西岸・ガザ以外のパレスチナ人を「棄民」してしまうのではないかという懸念であった。が、やはり当時感じたことは大事にすべきことだったかもしれない。今、パレスチナ問題を解決するうえで突き当たっている高くて厚い壁は、イスラエルという内向きになった国家と社会そのものが抱え込む問題である。と同時に指摘しなければならないのは、国家と民族中心のエゴであるが、やはり同じ土地で同じ国家を分け合うことをいかにして可能にするかという問いすらも問われなくなってしまったことは和平から遠ざかってしまったことの証左である。離散のパレスチナ人が「棄民」とならないために祖国への帰還

権を保障するということが、国民国家という排他的な制度的枠組みの桎梏によって棚上げになってしまっている現状があるからである。この点に関してはやはりアメリカという超大国の担う責任は重いと考える。したがって、本書でもパレスチナ問題でのアメリカの果たしてきた役割についても意識的に前面に押し出した。

なお、本書の目次は以下の通りである。

目次

はじめに

第一部 パレスチナという場所

- 第1講 パレスチナという地域とその宗教と言語
- 第2講 ユダヤ教から見たキリスト教と反ユダヤ主義の起源
- 第3講 イスラームから見たユダヤ教とキリスト教
- 第4講 ヨーロッパ対イスラーム－「1492年」という転換点
- 第5講 オスマン帝国と東方問題

第二部 列強の対立に翻弄されるユダヤ人とアラブ人

- 第6講 帝国主義時代の宗教、民族、人種
- 第7講 第一次世界大戦とパレスチナ委任統治
- 第8講 第二次世界大戦と国連パレスチナ分割決議案
- 第9講 イスラエル国家建設とナクバ
- 第10講 アラブ・イスラエル紛争の展開

第三部 「アメリカの平和」の終わりの始まり

- 第11講 第三次中東戦争以降のパレスチナ問題とイスラエル
- 第12講 冷戦終焉後の中東和平の挫折
- 第13講 9・11事件後のパレスチナ／イスラエル紛争
- 第14講 アラブ革命とパレスチナ問題の現状
- 第15講 パレスチナ問題と日本

おわりに

今後の読書案内のための文献一覧

アラウィー派 異端視され続けてきたシーア派分派

神田外語大学外国語学部准教授 菊地 達也

アラウィー派はシリアの人口の約12%を占める少数派であるが、20世紀後半には軍とバアス党の要職を占める支配階層となった。1971年以降シリアの大統領職を独占してきたアサド親子もこの宗派の出身である。シリアでの主要な居住地はラタキヤを中心とする地中海沿岸部の山地帯であるが、規模は小さいもののレバノンとトルコにも彼らの共同体が存在する。

現代では派の内外でアラウィー派という呼称が一般化しているが、この呼称が浸透したのは20世紀になってからである。そもそもアラウィーというアラビア語は、預言者ムハンマド（632年没）のいとこであり女婿であるアリー（661年没）の特別な地位、場合によってはその神性を主張する人々を意味しており、前近代においてはこのような傾向を持つ諸集団を包含する言葉であった。隣国トルコに多数居住するアレヴィーは、シリアのアラウィー派と同じ語源に由来する名前を持ち、同じようにアリーを崇敬するため、アラウィー派と混同されることもあるが、まったく別系統の宗派である。また、本章が扱うアラウィー派は、前近代には通常ヌサイル派（ヌサイリー派）と呼ばれていた。この名称は分派学上の用語であり、シーア派イマーム（指導者）、ハサン・アスカリー（873/4年没）の側近であったとされるムハンマド・イブン・ヌサイル（生没年不詳）に由来する。前近代における彼らの自称はムワッヒドゥーン（一神教徒たち）であった。皮肉なことに、同じ地域の少数派であるドゥルーズ派だけでなく少数派への攻撃で知られるワッハーブ派もこの自称を用いている。

アラウィー派にはシンクレティズム（諸教混淆）の傾向が顕著であり、イスラーム教だけでなくキリスト教、サービア教（ハッラーンの星辰崇拝者）、古代グノーシス主義、イラン文化などの影響が指摘されている。このような特質は彼らの祭礼において如実にうかがえる。イスラーム教的な祝祭としては、スンナ派とシーア派に共通する二大祭（犠牲祭と断食明けの祭り）のほか、シーア派のアーシューラー祭礼もアラウィー派では催される。イスラーム

教に由来しない祝祭としては、公現祭、聖霊降臨祭などのキリスト教の祭礼、イラン太陽暦の元日ノウルーズも祝われる。

ドゥルーズ派にはあまり見られない他宗教との混淆は、アラウィー派の信仰や儀礼を分かりにくくしているだけでなく、アラウィー派のイスラーム性に対する疑念を他宗派に与え続けてきた。そのため、彼らがイスラーム教の一宗派に留まるのか、それとも独立した宗教なのか昔から議論があった。厳格なスンナ派の立場からすれば、アラウィー派の信仰と実践はイスラーム教として容認できるものではなく、ハンバル学派のイブン・タイミーヤ（1328年没）はアラウィー派に対して不信仰者宣告をおこない、彼らを激しく糾弾した。現代のスンナ派においても彼らのイスラーム性を認めない者は多い。シーア派諸勢力内の最大多数派である十二イマーム派においては、アサド政権への政治的配慮もあり、レバノンのムサー・サドル（1978年失踪）のように彼らをシーア派として容認する高位法学者も現れている。バッシュャール・アサドが、少なくとも人前で宗教儀礼をおこなう際にはスンナ派のやり方に則っていることから推察されるように、現代のアラウィー派においては、自らのイスラーム性を強調する者が多い。特に十二イマーム派との同質性が主張されることが多いが、その場合には支持するイマームの系統が同じであることが根拠として挙げられがちである。

宗派形成の歴史と中心的教義に注目するならば、アラウィー派は十二イマーム派とはまったく別の集団であるものの、シーア派分派であることは間違いのない。アラウィー派は、シーア派の中でもイラクのグラート（極端派）の思想を受け継いでおり、現代まで生き延びた数少ないグラート集団の一つと言える。グラートという呼称は他称であり、イマームの神格化、輪廻転生、イスラーム法の廃棄といった思想的な極端さが名称の由来となっている。シーア派諸派の中でも大宗派となった十二イマーム派やイスマーイール派は宗派拡大の過程においてグラートの教義を排除していくが、彼らが排除してしまった

古く極端な教義をアラウィー派はよく留めている。

前述の通り、ヌサイル派という呼称はムハンマド・イブン・ヌサイルに由来するが、現在のアラウィー派の原型を作ったのは、シリアのアラウィー山地に共同体を形成したフサイン・イブン・ハムダーン・ハスィービー（956/7年あるいは969年没）であったと考えられている。アラウィー派の思想的特徴は、彼らの隣人でもあるドゥルーズ派と比較すると分かりやすい。ただし、ドゥルーズ派の『英知の書簡集』のような絶対的な聖典がアラウィー派にはなく、いまだ外部の研究者の目には触れていないテキストも多いため、その宗教教義の全容は解明されておらず、派内で見解の分かれる問題も多いようである。

ドゥルーズ派は、ファーティマ朝のイマーム＝カリフだったハーキム（在位996-1021年）を人の形をとり顕現した神として崇拜するが、アラウィー派は、マアナー（意味）およびマアナーに従属するイスマ（名）、バーブ（門）という三つの位格として神が地上に顕現すると考える。このような顕現は人類史において何度もあったが、預言者ムハンマドの時代においては、マアナーがアリー、イスマがムハンマド、バーブが教友サルマーン・ファーリースィー（655/6年没）であったとされ、最高の位格マアナーであるアリーはムハンマドに優越する。

ドゥルーズ派は、信徒は信徒にしか転生しないという輪廻思想を持つが、アラウィー派では悪行をなした信徒は人間以外のものにも転生しようと信じる。アラウィー派の宇宙創成論によれば、原初において神の近くにあったアラウィー派信徒の光り輝く靈魂は、神に対する疑念と反逆のために地上に投げ落とされ、肉体という牢獄に幽閉され、輪廻転生を余儀なくされたという。神が何度も地上に顕現したのは、再び神に服従することで天上界に復帰するように信徒を促すためであり、信徒はマアナーを知ることによって輪廻転生を抜け出し、星々が輝く7つの天を通過し、神を観想する究極の状態に到達できるとされる。

以上のような宗教教義は外部への漏洩が禁じられ、内部的には通過儀礼において男性信徒にのみ段階的に教義が開示されてきた。シリアの山間部の閉鎖的なマイノリティ集団になってからは、かつてのような積極的な布教もおこなわれなくなり、徹底した秘密主義が貫かれてきた。他のシーア派系分派と同じように、他宗派が有力な地域において不利益を蒙ることが予想される場合には、タキー

ヤ（信仰の偽装）をおこなってもよいとされる。

ハスィービーの時代、アラウィー派はアレppoをはじめとするシリア、イラクの都市部を拠点として宣伝活動をおこなっていたが、その種の活動はおおむね失敗し、11世紀には信徒の居住地域は地中海沿岸部のラタキヤやタルトゥースおよびハマー、ホムス、アレppoの間の山岳部に限定されるようになった。このような変化に伴い、支持層もグラートの信条を持つ都市部の知識人から農民に変わっていく。彼らの居住地域を支配したのはアイユブ朝、マムルーク朝、オスマン朝といったスンナ派王朝であり、一定の自治と信仰が認められることもあったが、1317年に発生した反乱に見られるように、アラウィー派を異端視する支配王朝との関係が悪化することもあった。アラウィー派は支配王朝の政策だけでなく多数派であるスンナ派による圧迫にも苦しんできたが、同じようにスンナ派に異端視され山間部を拠点とするドゥルーズ派、イスマーイール派（ニザール派）ともライバル関係にあった。

このような厳しい環境下で生き延びてきたアラウィー派ではあるが、19世紀にはイスマーイール派との抗争に勝利し、居住地域を拡大させた。この時期には仕事を求めシリア内のほかの地域に移り住む信徒も増大した。オスマン朝からシリアの支配権を奪い1920年に委任統治を開始したフランスのもとで、状況はさらに一変する。シリアの諸宗派の分断を図るフランスの意向もありアラウィー派国家が建設され、職を求めるアラウィー派の若者が、兵役を忌避したスンナ派に代わって新設されたシリア軍の中樞を担うようになった。1940年代にバアス党が設立されると、世俗主義的で出身宗派を問わない同党には多くのアラウィー派が入党した。バアス党が1960年代に政権を奪取すると、党と軍に多数の信徒を輩出したアラウィー派は支配的な勢力となる。ただし、アラブ民族主義の政党であるバアス党の政策にアラウィー派の宗教性が反映されているわけではなく、逆に同党の政策の影響を受け世俗主義的な傾向を持つ信徒が増えてしまった。アラウィー派は同派出身のアサド政権を支え続けてきたが、それは必ずしも宗教的紐帯だけに基づくわけではなく、地縁、血縁、実利など様々な要因が複雑に絡み合っている。

黒木英充監修『シリア・レバノンを知るための69章』
明石書店、2013年、収録予定

Meir M. Bar-Asher & Aryeh Kofsky, *The Nuṣayrī- 'Alawī Religion : An Enquiry into its Theology and Liturgy*, Leiden: Brill, 2002.

Yaron Friedman, *The Nuṣayrī- 'Alawīs : An Introduction to the Religion, History and Identity of the Leading Minority in Syria*, Leiden: Brill, 2010.

イスマーイル派 「暗殺者教団」の末裔たち

神田外語大学外国語学部准教授 菊地 達也

イスマーイル派はシーア派の一分派である。シーア派とは、預言者ムハンマドの死後（632年）その権威・権力はいどこであり娘婿であるアリー（661年没）とその子孫に継承されたと主張する人々の総称であるが、同派はイマーム（指導者）位の継承や教義を巡り分裂を繰り返してきた。その中の一派であるイマーム派のイマーム、ジャアファル・サーディクの765年における死に際し、その子イスマーイルを支持した集団がイスマーイル派の源流である。現在、その信徒はシリアのほかイエメン、イラン、パキスタン、インド、東アフリカなどに居住する。現代シリアには様々なマイノリティ宗派が存在するが、イスマーイル派の人口は総人口の約1%程度であり、マイノリティ宗派の中でも規模は小さい。

イスマーイル派は、イスラーム共同体の指導権はアリーとその子孫たるイマームたちに受け継がれたと考え、彼らに無謬性などの超人的な能力を付与し、宗教上の絶対権威と見なしてきた。さらに同派は、人類史には7つの周期があり、それぞれの周期は告知者（大預言者）、委託者、イマームといった宗教指導者に導かれ、最後のイマームが次の周期の告知者になると考えた。彼らの主張によれば、告知者ムハンマドによって開始された6番目の周期においては、最後のイマームがカーイム（マフディー、救世主の意）としてムハンマドの周期を終わらせ、人類史を完成させるという。

880年代には、姿を隠していたカーイムの再臨を唱えるメシア主義的な宣教運動が大々的に展開されたが、カーイムの代理人を自称していた指導者は、一時シリアのサラミーヤを拠点としてした。899年には運動の指導者アブドゥッラー（934年没）が、自分はカーイムとされた人物の子孫でありイマームであると宣言した。彼をイマームとして支持する勢力は909年にチュニジアにファーティマ朝

を樹立し、アッバース朝の権威を否定するイマーム＝カリフ体制を構築した。ファーティマ朝が969年にエジプトを征服しイスラーム世界の西半分を支配する大王朝になると、シリアもその版図に組み込まれる。

ファーティマ朝は経済的にも繁栄したが、1094年にはイマーム位継承問題を巡りイスマーイル派は主流派のムスタアリー派と反ファーティマ朝のニザール派に分裂してしまう。ニザール派の指導者ハサネ・サッバーフ（1124年没）はイランのアラムート要塞を拠点とし、要塞の確保と政治的手段としての暗殺を通じて東方で勢力を拡大した。1094年の継承問題に際しシリアのイスマーイル派も分裂したが、12世紀前半にはニザール派が圧倒するようになった。シリアのニザール派はアラムートの指導部の配下に置かれたが、本拠地アラムートとは違いアラビア語の伝統とファーティマ朝期の文献を固守した。彼らの指導者ラシードトゥディーン・スイナーン（1192年没）はマサーフの要塞などを拠点とし、ファーティマ朝を滅ぼしたサラフッディーン（1193年没）や十字軍勢力に対抗した。1192年のエルサレム王の暗殺を通じてスイナーンの名は西欧にも知られ、マルコ・ポーロの「暗殺者教団」伝説における「山の老人」のモデルになった（伝説のほとんどは後世の創作）。

1256年にモンゴル帝国軍によってアラムート要塞が陥落し、ニザール派が政治勢力として無力化し、イマームとの連絡も困難になると、シリアのニザール派は独自の道を歩まざるを得なくなる。彼らの当時の主要な居住地は地中海沿岸部の山地帯であった。ニザール派が政治的、宗教的な脅威でなくなったこともあり、当地を支配したマムルーク朝、オスマン朝は同派に対して概して寛容な態度をとった。イマームという直接的な帰依の対象を失ったシリアのニザール派ではスーフイズムの影響が増大し、聖者や聖者廟への崇敬が盛んになった。派内の宗教指導者はシャイフ

と呼ばれ、ファーティマ朝期の思想家やスィナーンらシリアのニザール派によって著された著作や詩だけでなく、イブン・アラビー（1240年没）らのスーフイズム思想書をも書写してきた。

オスマン朝期のニザール派は、アラウィー派（ヌサイル派）とたびたび衝突を繰り返した。アラウィー派が主に居住する地域も地中海沿岸部の山地帯であり、アミールなどと呼ばれるニザール派の有力一族がアラウィー派信徒を支配することもあった。生活が厳しいこの地域では土地などを巡る争いがしばしば深刻化し、アラウィー派への人口流出もあり、ニザール派は徐々に信徒数に勝るアラウィー派に圧倒されていく。19世紀中頃にはその居住地域はマサーフ、カドムスなどに限定されるようになり、19世紀後半にはニザール派アミールによる開墾が成功したサラミーヤへの移住が始まった。20世紀になるとカドムスなどでもアラウィー派による圧迫が強まり、移住がさらに活発化した。現代シリアにおけるニザール派の居住地がおおよそ故地サラミーヤとその周辺に限られるのは、このような歴史的経緯のゆえである。

ニザール派もイマーム位継承を巡り何度も分裂を繰り返してきたが、シリアのニザール派はムウミン・シャーヒーという系統に属していた。1880年代にイマームとの接触を目指しイランに使者が送られるが、その願いは叶わず、最後に辿り着いたのはインドのムンバイに居を構えていたカースィム・シャーヒー系のイマーム、アーガー・ハーン3世（1957年没）であった。イマームとの接触は熱狂を生んだが、系統の違うイマームに服従すべきか論議を呼んだ。しかし、イマームとその宗派指導部との接触が増えた結果、20世紀まではシリア在住のニザール派のほとんどがカースィム・シャーヒー系へと鞍替えした。

イマームの支配体制に組み込まれたことは、シリアのニザール派に様々な変化をもたらした。彼らはオスマン朝と良好な関係を築いてきたが、同朝と緊張関係にあったイギリスの植民地に居住するイマームに彼らが服従することは、オスマン朝官吏の警戒を喚起した。1963年に権力を奪取した世俗主義的なバアス党の政権においても、国外の宗教指導者による信徒のコントロールは監視と制限の対象になった。

ニザール派の宗派指導部の中枢を担うのは、ホージャと呼ばれるヒンドゥー教から改宗した南アジア系の信徒である。世界中に点在するニザール派共同体の中ではシリアの共同体

は規模が小さく、マージナルな存在である。そのため、ホージャが多いパキスタンなどを意識した宗派改革が、歴史的、文化的背景の違うシリアの共同体にも強制されることもある。たとえば、スーフイズムやヒンドゥー教に由来する要素を一掃することで南アジアの宗派組織と儀礼の近代化が目指されたが、この改革はシリアにも適用され、多くの聖者廟が取り壊された。伝統的な宗教指導者シャイフも改革の対象となり、1990年代までにシャイフはほとんどいなくなってしまった。これに代わる宗教指導者層が、ロンドンのイスマール派研究所などで、宗派指導部が作成したプログラムに基づく教育を受けた教師と説教師である。20世紀後半にはムスタファー・ガーリブ（1981年没）など近代的な宗教知識人も輩出されるようになったが、彼らの関心は自分たちの父祖が築いてきたシリアの伝統ではなく、栄光の時代であったファーティマ朝期の思想や現代のアーガー・ハーンに向かいがちである。

政治面でも近現代はニザール派にとって大きな転換期であった。同派にとって最も不都合なのは、多数派であるスンナ派による宗教的な政権が樹立されることであり、この点ではアラウィー派などと利害が一致する。そのため、圧倒的な人口のスンナ派を抱えるエジプトと統合された時期（1958-1961）には、スンナ派に対する警戒心が非常に高まった。

帰属宗派を問題にしない世俗主義的なバアス党の支配は、イスマール派にとって一長一短があった。地主層でもあったアミールたちはバアス党の土地改革によって損害を被り、シャイフ層は共同体内でこれまで担ってきた初等教育の権利を奪われた。しかし、非都市部の中下層の信徒にしてみれば、村落部での開発を進め、軍などへの就職の機会を増やしたバアス党は悪い存在ではなかった。

現在、シリアのニザール派は、アーガー・ハーン4世による世界的な開発ネットワークと宗派組織支配の中にますます組み込まれつつある。その一方、同派にとって悪くない存在であったバアス党政権が、2011年に勃発した民主化運動によって岐路に立たされている。この一世紀の間、シリアのニザール派は大きな変動を体験し、状況に合わせて自らを変容させてきたが、彼らの自己変革は当分の間続きそうである。

黒木英充監修『シリア・レバノンを知るための69章』
明石書店、2013年、収録予定

Farhad Daftary (ed.), *A Modern History of the Ismailis: Continuity and Change in a Muslim Community*, London & New York: I. B. Tauris, 2011.

Nasseh Ahmad Mirza, *Syrian Ismailism: The Ever Living Line of the Imamate*, Richmond: Curzon Press, 1997.

生きられる宗教と宗教学…イスラーム研究再考

東京国際大学特命教授 塩尻 和子

1. 中東民主化ドミノにみる宗教性

チュニジアに始まり、エジプト、リビアへと移り、紆余曲折をへながらもそれぞれの長期独裁政権を転覆させ、同時に周辺のエエメン、シリア、ヨルダン、バハレーンなどのアラブ諸国でも反政府運動を引き起こしたことで中東の「民主化ドミノ」とよばれる現象を宗教学からみた場合、そこに何が見えてくるのか、考えてみたい¹。

2011年は北アフリカから中東一帯にかけて、市民を中心とする社会変革が広がる年となった。口火を切ったのはチュニジアの市民革命で、1月14日には23年間君臨したベン・アリー大統領が国外へ脱出、2月11日にはエジプトでムバーラク大統領が辞任し、30年間にわたった独裁政権が崩壊した。その余波をうけて、はやくも2月15日には、リビアの東部都市、ベンガジで反体制デモが拡大し、瞬く間にキレナイカ地方一帯に広まり、ついに8か月後の10月20日、カッザーフィーを殺害するにいたった。

民社化を求める民衆蜂起は、今なお、燎原の火のように広がっている。中東地域には、君主制を敷いている国を別にしても、共和制を採りながら独裁的な長期政権を戴く国家が多い。エジプトやリビアだけでなく、立憲君主制のヨルダンやバハレーンでも、チュニジアの暴動を契機として、物価安定、失業問題の解決、言論の自由、平等な市民権などを求めて市民デモが起きているのである。

もともと中東北アフリカの国々は、20世紀初頭までオスマン帝国の領土内であって、それぞれが地域に特化した半独立の自治政権を敷いていたが、現在のような独立した国

民国家の体制を取ってはいなかった。やがてオスマン帝国の弱体化に伴って西洋列強の植民地となり、その後、第一次世界大戦から第二次世界大戦にかけて旧宗主国から独立した国々である。現在の「国境線」は国民国家の独立に際して人工的に設定されたものである。

グローバル化した世界の中では、通信手段の発達によって、あらゆる情報が一瞬にして世界を席卷する。2010年12月にチュニジアの地方都市で起こった青年の焼身自殺という衝撃的な事件が、インターネットに乗って世界中に伝えられ、これまで抑圧されていた若者や一般市民が、権力による迫害を恐れず声を上げることを止めなかった。これまで独裁者側を支援してきた欧米諸国も、もはや独裁政権を守ることができず、手のひらをかえすように市民の側に立ったのである。いいかえると反政府運動が、当初は政治的イスラーム集団によって主導された運動ではなかったために、欧米諸国が市民の側を承認することができた、ということもできよう。しかし、それは反政府運動の表面的で一時的な様相に過ぎなかったことが、すぐに判明したのである。

アラブの民主化ドミノには、1911年にイタリアによるリビアの植民地化から始まった西洋列強の北アフリカ支配と独裁の長い歴史を振り返り、イスラームを国教とする自国にふさわしい民主主義を打ち立てようとする市民の意識が働いていることを忘れてはならない。

私は、2012年12月下旬、年末も近づいてきたころに、7年ぶりにエジプトを訪問した。滞在中にクリスマスが終わったが、コプト正教徒が祝う1月6日の公現祭まで一連

¹ 本稿は北アフリカの民衆蜂起に関して、私がこれまでに発表した以下の論文を資料とし、2012年12月19日から29日までのエジプト出張の成果を加えて構成したものである。「チュニジアで何が起きているのか」『世界3』岩波書店、2011年3月1日、25-28頁、「リビア情勢を読み解く」『中東研究511号』中東調査会、2011年6月、17-23頁、「民主化ドミノと脱宗教化という幻想」『現代宗教2012』国際宗教研究所編集、秋山書店、2012年7月10日、174-190頁、「中東民衆化過程における若者たちの苦悩の原因」『人間会議2012夏』宣伝会議、2012年6月5日、90-97頁、「北アフリカの民衆蜂起と宗教回帰——リビアを中心に」『中東研究』第515号、中東調査会、2012年10月24日、18-27頁。

の教会行事が続くので、クリスマスの装飾は1月中旬まで続けられる。2011年2月に民衆蜂起が起こり、初めてともいえる民主的な総選挙の結果、イスラーム色の強い自由公正党が政権を握ったエジプトでも、都市の商店街やホテル・レストランなどではクリスマスの飾りつけが輝いていた。しかも、ムスリムの家庭にも、互いに贅を競うかのように、クリスマスツリーなどが飾られていた。ほとんどの国民が仏教を信仰する日本でも、商店街でも家庭でも盛大にクリスマスを祝う装飾が施されるのと似ているかもしれないが、イスラームにとっては同じ聖書を共有する啓示宗教であるキリスト教は、さらに身近な存在である。しかし、身近な存在であるということには、共存と相克が入り乱れる危険性が高いという点で、長所もあれば欠点もある²。

民衆蜂起による民主化からまもなく2年になるが、かろうじておおよかに政府を批判することが許容されただけで、期待された政治の民主化も、若者たちが待ち望む経済改革も雇用の安定も、ほとんど実現されていない。政治的および経済的混乱に対する不満はたびたび爆発するようで、私の帰国後も新聞報道によれば、エジプトではサラフィー主義者といわれるイスラーム厳格派の台頭が脅威となっているようである³。サラフィー主義者はヌール党という政党を結成し、2011年から2012年にかけて実施された初めての人民議会選挙でイスラミスト・ブロックを構成し、498議席のうち127議席を獲得して、ムスリム同胞団が率いる自由公正党に次ぐ第2の政党となっているが、若者たちは改革の実現が待てないのであろう。しかし、私が実際に目にしたエジプトの大都市は、新聞報道とは異なり、デモもなく平静で、サラフィー主義者による風俗の取り締まりも見られず、人びとは「以前の方がよかった」とつぶやきながらも、落ち着いて逞しく生きているようにみえた。

新政権による新憲法は人民議会から選出された憲法制定委員会によって起草され、12月15日と22日にわけて実施された国民投票により64%の支持を得て承認されたが、投

票率はわずか32%しかなかった⁴。新憲法の条文は全体的にイスラーム中心主義的であるということもなく、以前の憲法の内容と比べても、差異は少ない。若者の間で問題となっていることは、最高憲法裁判所の長官と判事の任命権を大統領が掌握するという条項⁵を盛り込むことによって、大統領の権限を以前の独裁政権よりもさらに強大にしようとした点である。しかし、これに逆転するもう一つの問題は、一般庶民の間では憲法草案を支持することがイスラームに忠実であり、反対することが世俗的であると受け取られている点である。世俗的であるということは、信仰心が乏しいか、背教的であるとみられかねない深刻な問題となる。

エジプトだけでなく、イスラーム教徒が多く住む国・地域では、政治であれ経済であれ、公的な問題であれ家庭内の私的なもつれであれ、最終的にはイスラームに従っているかどうかで正当か否かが判断される。本来、教義や信仰とは関わりのない領域の問題であっても、それがイスラーム的であるかどうかは、きわめて大きな最終判断となる。個人も社会も集団も国家も、イスラームに従っているか否かを問うことが重大問題となる。

一般に宗教の解釈は、教義や典礼、戒律などについて、時代や地理的条件だけでなく、同時代の同じ場所であっても人々がおかれている状況によって異なるものであり、じつに信者一人一人によって判断が相違するといっても過言ではない。そのなかで、ある一定の判断を正当とみなし、他方を不正として退けることは、当然、起こりうることである。しかし、現実の生活のなかで自らの行為や判断が、自分が信仰する宗教に照らして正当か不正かと判断されることがあるとしても、それが生死をわける究極的関心事となることは、ほとんどない。

2. ムスリム同胞団

エジプトの歴史の中で、民主的な選挙で選ばれた最初の

² エジプトのコプト教徒とムスリムとの共存と対立の関係については、岩崎真紀「宗教的マイノリティからみた一月二五日革命」『現代宗教2012』pp.224-226, pp.232-233。

³ 2013年1月4日、朝日新聞朝刊、3面「イスラム厳格派脅威」、6面「厳格派が無法集団化」。エジプトではイスラーム穏健派が政権を掌握するなかで、サラフィー主義者と呼ばれる強硬派が台頭し、イスラーム法の厳密な実施を求めて暴徒化しつつあると報道している。リビアのベンガジでアメリカ総領事館が攻撃され、アメリカの大使を含む4人が殺害されたのも彼らの一派の仕業であり、彼らはさらに暴徒化する傾向にあるとみている。しかし、このような暴徒はごく一部の集団であり、彼らの行動は革命後の社会の混乱に乗じた不満のはけ口となっていると考えられる。

⁴ 32%という投票率は非常に低いと受け止められるが、民主化革命後のエジプトでは2011年の人民議会選挙では投票率54%、2012年の第1回大統領選挙では投票率46%、しかも、政権交代後の2011年3月の憲法改正の国民投票も32%であったことを考えると、必ずしも低いとは言えない。選挙民が自由な総選挙という体制に慣れていないことと、憲法承認の選挙自体にも不慣れなのか判断がつけられなかったのかもしれない。

⁵ 新憲法第4部第1章第183条

大統領ともいえるムルシー大統領は、就任式前にカイロ大学で行なった演説で、「すべてのエジプト人は法の前で平等である」として、副大統領に女性やコプト教徒を指名する用意があると発表していた。エジプトで最大のイスラーム集団、ムスリム同胞団の代表としてではなく、エジプト人の代表として政治を行なうと約束したのであるが、新憲法を見る限り、彼の主張は大きく後退している。

ムルシー大統領は、南カリフォルニア大学で学位を取り、アメリカで教職に就いた後、2000年から2005年まで無所属で国会議員を務めていた⁶。その後、2010年までエジプトのザガジグ大学で工学部教授を務めていた研究者でもある。5人の子供のうち、2人はアメリカ国籍を持つ。もともと、ムスリム同胞団の有力候補であったシャーティルが出馬資格を取り消されたため、ムルシーが最終候補に浮上したが、そのために政治手腕を疑問視する向きもあり、政権運営にはシャーティルらムスリム同胞団の影響力が当然視される。

穏健派のイスラーム集団と言われながらも、これまで政府によって激しい弾圧の対象となり、非合法化されてきたムスリム同胞団から、大統領が出た、ということは、エジプトの歴史上にも、きわめて特筆されることである。

エジプトのムスリム同胞団は、ハサン・バンナーによって創設され、サイイド・クトゥブによって発展した⁷。

ハサン・バンナー（1906-1949）はエジプトの近代的教員養成学校ダール・アル＝ウルームを卒業して教師をしていた。学生時代からイスラーム復興に関心を持ち、1922年のオスマン帝国の滅亡とそれに伴うカリフ制の廃止、西洋列強の進出などに危機感を抱き、1928年に勤務していたイスラミーリーヤでムスリム同胞団を結成した。同胞団は32年に彼の転勤を機にカイロへ本部を移した。当初はサラフィー主義（イスラーム原点回帰）だけでなく、スポーツ、知的・文化的活動、経済活動など含んだ総合的な社会運動を目指しており、1940年代にはエジプトで最大の政治組織となった。しかし、次第に政治結社の色彩を強め、組織防衛のための秘密機関が独走を始め、当時の首相を暗殺したために、翌年49年にその報復としてバンナーが秘密警察に

よって暗殺された。

バンナーは精神的ジハード（大ジハード）が戦闘的ジハード（小ジハード）に優越するという伝統的な見解を拒否して、これまで侵略されてきたムスリムの地を守るために、侵略者に抵抗するジハードは全ムスリムの義務であると主張した。こうして、ジハードに新しい意味が付与されることになった。

サイイド・クトゥブ（1906-1966）は上エジプト、アシュート近くの村に生まれた。カイロで教員養成学校を卒業した後、教育省に勤務しながら著述業、文芸評論家として早くから名を成していた。アメリカのスタンフォード大学に留学して教育修士号を取得したが、この滞米経験が彼を宗教復興運動へと向かわせるきっかけとなった。クトゥブはアメリカへ留学するまでは近代主義者であり、西洋文明を崇拝していた。しかし、彼がアメリカで受けたカルチャーショックは、彼をより宗教的にし、西洋の倫理的退廃を確信させることになった。アメリカの物質主義、性的寛容さと放縦な性行動、アルコールの摂取と濫用、さらに彼自身がその浅黒い肌によって経験した人種差別的待遇など、これらはすべて彼を驚愕させ、失望させたのである。

エジプトに帰国後まもなく、彼はムスリム同胞団に加入した。彼はすぐに頭角を現し、抑圧的なエジプト政府との次第に激化する闘争の中で、もっとも影響力のあるイデオログとなっていった。彼は生涯に40冊を超える著作を出版し、その多くがペルシア語や英語に翻訳されて広く配布された。当時の大統領ナーセルの暗殺計画に加担した嫌疑で10年に及ぶ獄中生活と拷問の日々を耐えたが、その間にも多くの著作を行った。革命的急進的なイスラーム改革を著した『道標』や、クルアーン解釈書『クルアーンの陰で』などは国際的にも高い評価を受けている。クトゥブが1966年に死刑判決をうけたとき、イスラーム世界各地から助命嘆願が寄せられるほど、彼はイスラーム文化人として尊敬と信頼を勝ち得ていた。

なお、ハサン・バンナーの孫、ターリク・ラマダーン（現オックスフォード大学教授）は、ヨーロッパに住むムスリムは、それぞれの国のよき市民であれと説き、ヨーロッパ

⁶ 当時ムバラク政権下でムスリム同胞団は非合法化されており、国会で議席を持つためには無所属で立候補する以外に方法はなかった。

⁷ ムスリム同胞団とハサン・バンナー、およびサイイド・クトゥブに関しては拙著『イスラームを学ぼう』（秋山書店、2007年）207-209頁。

⁸ ターリク・ラマダーン（Tariq Ramadan, 1962-）の共存に関する思想については、*Western Muslims and the Future of Islam* (Oxford, 2004) に詳しい。拙稿「イスラームの理性主義と他者との共存」（『ユダヤ教・キリスト教・イスラーム派共存できるか』森孝一編、明石書店、2008年）1811 pt183頁。

に住むイスラーム教徒が平和的に共存できる方策を理論化しようとしている⁸。

3. エジプトの新憲法とアズハルの権威

2012年12月に承認されたエジプトの新憲法は、以下にみるように、国民に信教の自由を保障している。しかし、保障されているのはイスラームのほかはユダヤ教とキリスト教という「啓示宗教」だけのようにみえる。関係する条項を抜き出してみる⁹。

第1部第1章第3条

エジプト国民におけるキリスト教徒とユダヤ教徒については、彼らの法の諸原則が、彼らの身分法、宗教的な事柄、精神的指導者の選出を規定する法の制定における主要な法源となる。

第1部第2章第43条

信教の自由は、保障される。

国家は、宗教的儀礼の実践と、啓示宗教のための礼拝施設の設置の自由を保障する。これらは法律の規定に従う。

言い換えると、憲法は正式にはイスラームのほかにはユダヤ教とキリスト教だけを認めており、歴史的な「保護民政策」¹⁰を彷彿とさせる条文になっている。

さらに注目される点は、イスラーム法の権威としてアズハル機構にある意味で絶対的な権威を与えたことである。憲法前文の11では以下のように記載されている。

エジプトの思想・文化的な先駆性は、その無形の力の具現である。それは、芸術家や思想家、大学、科学・言語学士院、調査研究所、報道界や芸能、文学やマスメディア、国民的性格を持つ教会と高貴なるアズハルに与えられた自由の賜物である。アズハルは歴史の長きにわたり、永遠たるアラビア語と高貴なるイスラームの法を護持し、啓蒙された穏健な思想を伝える灯台として、この国

の本質を護ってきた。

また、第1部第1章第4条では以下のように記載されている。

高貴なるアズハルは、独立した包括的なイスラーム機関である。他のどの機関に干渉されることなく、これに関わるすべての事柄を執り行う。アズハルは、エジプトと世界におけるイスラームの布教、宗教諸学、アラビア語の普及を監督する。イスラームの法に関係する事柄については、高貴なるアズハル内部に設置された指導的な宗教者からなる機関に諮問する。

国家は、アズハルがその目的を実現するために必要な財政的基盤を提供する。

アズハル総長は、独立した権限を持ち、辞任させられることはない。その選出については、法律が指導的宗教者の機関の成員からの選出規定を定める。

この中には「国民的性格をもつ教会と高貴なるアズハル」¹¹としてキリスト教会も取り上げられているが、それはエジプトで歴史的な正統性を主張できるコプト正教会を指しており、いわば形ばかりの言及である。中心となるのはまさにアズハルの地位である。憲法前文の「アズハルは歴史の長きにわたり、永遠たるアラビア語と高貴なるイスラームの法を護持し、啓蒙された穏健な思想を伝える灯台として、この国の本質を護ってきた」と、第1部第1章第4条の「高貴なるアズハルは、独立した包括的なイスラーム機関である。他のどの機関に干渉されることなく、これに関わるすべての事柄を執り行う」の二文はエジプトにおけるアズハルの役割の再評価を促すものであり、アズハルの決定の不可侵を認めるものでもある。

西暦970年にカイロに建設されたアズハル・モスクは当初はシーア派イスマール派の学院として出発したが、1169年に始まるアイユーブ朝時代以降はスンナ派の教育機関として発展し、イスラーム法の専門家ウラマーを養成するイスラーム世界で最大の宗教教育機関として、また世界

⁹ エジプト新憲法の日本語訳はAsahi中東マガジンに掲載された竹村和朗氏（東京大学大学院）の日本語訳を採用させて頂いた（<http://astand.asahi.com/magazine/middleeast/>）。アラビア語原文は<http://www.almasryalyoum.com/node/1283056>に、英語版は<http://www.egyptindependent.com/news/egypt-s-draft-constitution-translated>で閲覧できる。版によっては条文の行のずれも見られるが、内容には変わりはない。

¹⁰ イスラーム政権下の保護民政策については、[塩尻2007]133-145頁、拙著『イスラームの人間観・世界観』（筑波大学出版会、2008年）253-258頁。

¹¹ 少なくとも伝統的なキリスト教会を指しているとみられ、コプト正教会、カトリック教会、正教会（ギリシア正教会）、英国国教会などを指すと考えられ、現代になって流入した新しいプロテスタント系諸教会が含まれているかどうかは不明である。2012年12月28日付けのThe Egyptian Gazetteによると、キリスト教徒は新憲法の条項に不満を持っているが、キリスト教の信仰や儀礼の実施が公認されたことには納得していると伝えている。

最古の大学といわれ、強大な権威を誇ってきた¹²。アズハルが発する宗教法についてのファトワー（宗教的見解）はエジプトのみならず、世界のムスリムに大きな影響をあたえるものであった。しかし、19世紀末から近代化改革が行われるとともにイスラーム法に代わる近代的市民法の採用や近代的教育の拡大により、アズハルの宗教法的な影響力は低下し、さらに1952年のナーセルによるエジプト革命の後、西洋的な近代化を推し進める政府によるアズハルへの支配が強化されたが、信者にとって、その優位性は衰えることはなかった。アズハル機構はその後もアズハル総長の下にウラマーの教育改善や地位確立にも努力し、現在でもスンナ派最高の地位と権威を認められている。

しかし、これまでのアズハルの見解は最大限、尊敬されたとしても、国民に対して法的な拘束力を持つものではなかった。エジプトでは、権威あるムフティーとしては、アズハル総長のほかにも、第2位に位置するムフティーとして大統領が指名する大ムフティー（国家ムフティーとも呼ばれる）が宗務裁定庁の長官として任命されていたこともある。本来、イスラーム社会では、ウラマーになるにもムフティーとしてファトワーを発出するにも、国家や政府による任命も指名も必要ではなく、所属集団によって認められさえすれば、一般のイスラーム法学の専門家もムフティーを名乗ってファトワーを出すことができた。元来、ファトワーには法的拘束力はなく、当然のことながら、国民にはアズハルの決定に従う法的な義務はなかったのである。

民衆蜂起後に民主的総選挙と憲法信任選挙を経て制定された新憲法においては、前述の引用のように、憲法前文と第1部第1章第4条において、特別にアズハルの権威が認められたのである。憲法において、アズハルが発出するあらゆる見解や決定が「他のどの機関に干渉されることなく、これに関わるすべての事柄を執り行う」と認定されたのであれば、アズハル以外の宗教的権威がこれに反対する見解を公式に述べることは許されないことになる。つまり、憲法がアズハルの絶対性を認定したのである。このことは、ムスリムはいうまでもなく、エジプト国民の全てが、今後、アズハル総長の見解や決定に従う義務が生じることになる。

もっともムバーラク時代の憲法でも、新憲法の第1部第1章第2条とまったく同じ文章である「イスラームはこれを

国教とし、アラビア語はこれを公用語とする。イスラームの法の諸原則は、立法の主要な法源である」が書かれていた。イスラームを国教とする国家が宗教の戒律であるイスラーム法を社会の基盤とすることは当然のことである。

しかし、ここで問題となるのは、イスラーム法の解釈の自由度であろう。民衆蜂起後のイスラーム回帰現象の定着ぶりやイスラーム社会の混乱の大きさに鑑みると、一般信者が一定の解釈や見解・決定に従うことが不可能に近いということが理解できる。ナーセル時代から計算すると約55年間も続いた強権体制が一挙にして覆り、政治や社会の運営が、それまで表舞台に立った経験のない人々の手に委譲されたために、新政権が、革命の担い手となった人びとの切実な要求や期待を裏切り続けている現状では、あらゆる方面から実に多種多様な意見や提案が出されている。それらを排除して、アズハルの決定だけに従うように命令することは、深刻な現状を解決することにつながらない。イスラーム法に関する異論や反論を排除して、新政府に心地よい意見や決定だけを採用するのであれば、ふたたび暴動が激化することは目に見えている。新憲法は既存の憲法を参考にして作成されたといわれる通り、イスラームとイスラーム法シャリーアを国家の基盤とすることは以前の憲法と変わらないが、アズハルの独立と不可侵を強調し、アズハルの決定に絶対性を与える条項が盛り込まれたことは、将来的に議論を呼ぶことになりそうである。

前述のように、ユダヤ教徒とキリスト教徒、いわゆる「啓典の民」については信教の自由とそれぞれの宗教法への遵守を認定したが、期待されていた男女平等はいまいな表現に訂正されたという。新憲法はイスラーム主義的な内容であるものの、イスラーム強硬派には不満が、世俗主義的なグループには不安が残るものとなった。

イスラーム教徒が90%近くを占めるイスラーム国であるかぎり、イスラームの教義や戒律が、個人的な領域だけでなく、政治にも経済にも、尊重され順守されることは不思議なことではない。しかしエジプトでは、アズハルの決定を不可侵とすることによって、宗教的に自由な議論や研究が封じられる危険性がさらに大きくなっていくことが憂慮される。

¹² 現代のアズハルは医学部や工学部を含む総合大学を併設しており、女子部もあるが、ムスリムでなければ入学できない。アズハル機構はモスクと大学を含む総合的なイスラーム教育機関となっている。

4. リビアの宗教復興

ここで視線を隣国のリビアの宗教復興現象に移してみよう。リビアの最高指導者カッザーフィー（ムアンマル・アル＝カッザーフィー）大佐は特異な政治的理想を原理として欧米列強を敵視する政策を掲げて42年間にわたってリビアを支配してきた独裁者である¹³。そのために反体制派は、人権擁護や中東の民主化の観点から、国際世論の支持を早くから取り付けることに成功していた。反体制運動の初期から、チュニジアとエジプトの事例をもとに想定すると、カッザーフィーの政権が崩壊するのも時間の問題だと見られていた。さらに、チュニジアやエジプトと同様に騒乱の早い時期から、リビア国軍の中には反体制派に与する将軍や部隊が多く、早くも2011年3月5日には離反した元閣僚や有識者たちによって「暫定国民評議会」がベンガジに設置され、リビアを代表する正当な組織であると宣言された。これを欧米だけでなく、中東諸国までが認めるに至って、カッザーフィー政権の維持は難しい状態になってきた。

しかし、政権側は以前から国軍のほかに、豊富な資金によって十分な装備を与えられた傭兵を、アフリカ各地から雇用していた。金で雇われた彼らは、武器を持たない一般市民に対して容赦ない攻撃を加えるという事態が生じた。そのために、カッザーフィー政権は外国人傭兵を使って自国民の殺戮を開始し、数千人ともいわれる多くの市民が犠牲になったと伝えられる。

このような事態を、人道的見地から座視することはできないとして、フランス・イギリスを中心に、国連安全保障理事会による飛行禁止区域の設定と対リビア制裁強化の決議が採択され、NATOによるリビア空軍の施設や軍事基地や戦車などの破壊を目的とした空爆が開始された。それから7か月が過ぎて、ようやく最後の砦、シルトが陥落し、カッザーフィーも殺害されたのである。

リビアを42年にわたって支配した特異な独裁者、カッザーフィーは、8か月におよぶ内戦を経て、2011年10月20日、「撃たないでくれ」という言葉を最後に殺害され、5日後の25日に「誰にも知られないように」リビア砂漠の奥地に埋葬された。BBCやアル＝ジャジーラなどの報道によれば、シルト地方に住む親族と暫定政府の要人たちの立ち合

いのもとで、彼の四男や、最後まで行動を共にした側近らの遺体とともに、イスラームの儀礼に則って葬られたと伝えられる。イスラーム法によると一般には、人の死後、できるだけ素早く、24時間以内の埋葬が奨励されているが、DNA鑑定など、本人確認に時間がかかったとしても、死去から5日後の埋葬というのは、イスラーム法に拘泥しないことが多かったカッザーフィーらしいといえるかもしれない。

日本の新聞は、墜ちた独裁者カッザーフィーの埋葬は簡素な儀式で執り行われた、と報じたが、イスラームの葬送儀礼は本来、簡素なものである¹⁴。おそらく世界の宗教の中で、もっとも簡素な葬送儀礼であろうと思われる。また、すぐに砂で覆われて、誰の墓かわからなくなる、という埋葬方法は、カッザーフィーの墓が信奉者にとって聖地となることを恐れたために採用されたとも報じられるが、このような埋葬方法はサウジアラビアなどでは王族にも適用されている。イスラームの葬送儀礼では、珍しいことでも特別なことでもない。

リビアは天然ガスや良質な石油などの豊かな天然資源によって、周辺各国と比較すれば、国民の基本的な生活は、政府によってかなり保護されていた。一人あたりのGDPは2010年で12,062ドルであり、エジプトの2,771ドル、チュニジアの4,160ドルと比較してもその差は歴然としている。アフリカでは最も豊かな国の一つである。

医療、教育、基本的な食糧支援なども、質さえ問わなければ十分に行き渡っていた。40%ともいわれる若者の失業率の高さも、ほとんどの単純労働をアフリカからやってくる労働者に委ねたり、熟練労働や専門的な職業を近隣の中東諸国からの出稼ぎ者に請け負わせたりした結果でもある。特に高学歴のリビアの若者の多くは、アフリカや近隣のアラブ諸国からの出稼ぎ労働者の上に位置する仕事でなければ、就業しようとならないのが実態であった。失業中であっても、リビアの青年は生活苦を背負っていたわけではなかった。ここにカッザーフィー政権が世界を敵に回しながらも8か月も持ちこたえた要因がある。

カッザーフィーの死をうけて、同年10月23日にリビア全土の解放を宣言した暫定国民評議会（移行政権）は、この後のリビアの再建についてイスラーム法シャリーアを法

¹³ 民衆蜂起前のリビアの社会とカッザーフィーの政治思想については、拙著『リビアを知るための60章』（明石書店、2006年）74-109頁。

¹⁴ イスラームの葬送儀礼については、拙稿「イスラームの死生観と葬送儀礼」（『自然葬と世界の宗教』中村生雄・安田睦彦編、凱風社、2008年）58-75頁。

制度の基本とすると発表し、その一例として4人までの妻帯を許可し、また預貯金に利子をつけることを禁止するとした。42年にわたるカッザーフィーの政治理念とは隔絶するかのような発表に、欧米では宗教の厳格化と過激派イスラーム集団の勢力拡大を懸念する声も上がった。

2011年1月14日のチュニジアのいわゆるジャスミン革命の成功から、リビアのカッザーフィーの死亡まで、9か月あまり続いたアラブの「民主化ドミノ」では、反政府運動の主体は若者を中心とした一般市民であり、アル＝カーイダなどに代表される過激派イスラーム集団の参加は見られなかったといわれる。新聞などでは、どこにも宗教色のない革命といった表現も用いられていた。しかし、それは短絡的な判断でしかない。そもそも「宗教色」とは何を指すのだろうか。これまでは反政府運動の前面にでていた過激派や戦闘的な集団が先頭にあたつことがなかった今回の社会変革は、宗教とは無縁の環境下で実施されたのであろうか。私は民衆蜂起の当初から宗教勢力の台頭を予測していたが、実際に彼らの勢いは、私の予想を上回るものとなっている。

5. 神秘主義教団の伝統

リビアの宗教的伝統を検討するためには、あまり知られていないこの地の歴史的背景をたどる必要がある¹⁵。今回のリビアの反政府運動が、首都のトリポリからではなく、東部地域の都市ベンガジから開始されたことから、リビアの歴史的特徴がうかがえる。

リビアの地理的な区分は、大きく分けて西部のトリポリタニア、中南部のフェッザーン、東部のキレナイカに分けられる。1951年に連邦制の王国として独立したのも、この地理的区分のそれぞれの自治制を認めて連邦制としたものであった。紀元前2000年ころから現在のレバノンやシリアからフェニキア人が入植してトリポリを中心として港湾都市を建設し交易事業で繁栄して以来、フェニキア人の末裔という伝統は、現在でもリビア国内のあちこちに生きている。

フェッザーンを中心とする内陸部の砂漠地帯では先史時代から近年まで、遊牧や半遊牧の原住部族が自由に移動しつつ暮らしていた。しかし、ローマ帝国やオスマン帝

国、イタリアなどの外国勢力は、古代から近代にいたるまで、これらの内陸部の遊牧の商人たちを懐柔することによって、中央アフリカから地中海へと続く隊商路を確保していた。特にローマ帝国はアフリカの物産の集積地としてフェッザーンの隊商路を重要視したために、この地域にもローマの文化が及んでいた。

7世紀にイスラーム教徒のアラブ軍がアラビア半島から北アフリカに侵攻してきてからは内陸部にもイスラームが浸透したが、周辺で興亡を繰り返したイスラーム政権はリビアに政治の中心を置かなかった。当時、リビアの地中海沿岸は海賊が横行する地域となっており、1551年にリビアを征服したオスマン帝国も、海賊の支配を黙認していた。

リビアで独立した王朝が成立したのは、1711年になってからであり、トルコ軍人とリビア人女性の間生まれたアフマド・カラマンリーが興したカラマンリー王朝が初めてのリビア人王朝であるといわれる。王朝は124年続いたが、1835年にふたたびオスマン帝国に占領され、トリポリは軍事基地に改変されてしまった。

カラマンリー朝がオスマン帝国に滅ぼされてから10年後、リビアではオスマン帝国の支配に対する抵抗運動が広がってきた。この抵抗運動は、ムハンマド・アリー・アル＝サヌーシー（1787？-1895）が創始したイスラーム神秘主義教団のサヌーシー教団に率いられた反乱軍によって、リビア東部のキレナイカ地方と西南部のフェッザーン一帯に展開された。この抵抗運動にはイタリアが介入したために、オスマン帝国は1912年のローザンヌ条約で、リビアをイタリアに譲渡したが、イタリアの占領政策はオスマン帝国の支配とは比較にならないほど過酷なものであった。特にサヌーシー教団の指導者ウマル・アル＝ムフタール（1858-1931）に率いられたキレナイカ地方の人々の抵抗運動に対する弾圧は残虐なものであり、30年間にわたるリビア支配下で、全リビア人の4分の1が死亡したと伝えられるほどであった。

対イタリア抵抗運動の闘士、「砂漠のライオン」と呼ばれたウマル・アル＝ムフタールはカッザーフィーが最も尊敬する勇士であるといわれ、革命後の新政府が新札を発行する余裕がないままに、今もリビアで流通する旧10ディナール紙幣にその姿が印刷されている。彼の出身地キレナイカ地方、とくにその中でも中心都市のベンガジはリビア

¹⁵ リビアの前近代史に関しては【塩尻2006】26-72頁。

王国時代の首都でもあり、伝統的に反権力意識が強い地域だといわれており、歴史的にみてリビアでの反政府暴動はベンガジから起こるといった傾向がある。

2011年2月に勃発した反カッザーフィー運動が、ベンガジから起こり、たちまちクレナイカ地方一帯に広まっていったことは、リビアの近代史からみれば、当然のことであった。反政府運動に参加する若者たちは、かつての首都の誇りを取り戻すべく、イドリース国王の写真や旧王国時代の国旗を掲げたりして氣勢を上げたのである。

6. カッザーフィー政権崩壊の経緯¹⁶

2011年1月14日にベン・アリー大統領が国外へ逃亡したチュニジアも、2月11日にムバーラク大統領が辞任を発表したエジプトも、市民の反政府運動が開始されてからそれぞれ9日後と18日後に政権が崩壊している。しかし、この両国も、その後の新政府の樹立と政治的安定には予想外の時間がかかっている。リビアでは、2月15日にベンガジで数百人規模の反政府運動が開始され、20日には反体制派がベンガジを制圧し、シルト湾沿岸の都市ミスラータとトリポリの西側の小都市ザーウィヤまでも制圧したと伝えられた。早くも3月5日にはベンガジで移行（暫定）リビア国民評議会が発足し、アブドゥル・ジャリール前司法担当書記（法務大臣相当）が議長に就き、リビア国民を代表する唯一の機関として、3月8日にはEUを訪問するなどの外交活動を活発化させてきた。しかし、その後も、カッザーフィー側は強気の発言を繰り返し、傭兵を投入して反政府運動を弾圧し続けていた。

3月17日には国連安保理による「対リビア飛行禁止区域設定と制裁強化措置」が決議され、即時停戦と市民に対する暴力と攻撃の停止が要求されるなど、EU諸国やNATO加盟国だけでなく、近隣の中東諸国からも、カッザーフィー一族の資産凍結、経済制裁措置、停戦の要求と、リビア国民評議会の承認などが続いていたが、反政府運動勃発から8か月をへて、10月20日にカッザーフィーが殺害され、ようやく激しい内戦が一応の終結をみた。

カッザーフィー体制崩壊後のリビアが、新しく民主主義

国家として生まれ変わるために、リビア国内の「部族」の動向が問題視されることがある。たしかに、カッザーフィー自身もカッザードファと呼ばれる部族に属し、シルトの南方約40キロメートルの砂漠の遊牧民のテントで生まれている。リビアの遊牧民は、部族社会同士の抗争を繰り返してきた、というより、比較的自由に砂漠を移動して生計を立てていたと思われる。クレナイカを中心にフェッザーンにも勢力を伸ばした、神秘主義教団サヌーシー教団の精神的指導の伝統は、今でもリビア人気質に大きな影響を与えている。サヌーシー教団の活動によって、リビアの人々は、個々の部族の利害関係によって対立するのではなく、遊牧民の伝統と文化を守りつつ、自立した共存社会を形成してきたからである。

しかし、現在のリビアでは、世界最高品質の石油や天然ガスなどの豊富な天然資源による利益配分を目論んで、国内に出回った大量の武器を手に抗争事件を繰り返す前政権の残党や部族集団の存在も伝えられる。どの国・地域においても、治安が回復しないもっとも大きな要因は経済的な不正感と不平等感によるものであり、実態としては、イスラーム主義集団同士の宗教的な対立ではないことが多い¹⁷。

前述のように、リビアでは、カッザーフィーの死をうけて、10月23日にリビア全土の解放を宣言した暫定国民評議会は、この後のリビアの再建についてイスラーム法シャリーアを法制度の基本とすると発表した。欧米では宗教の厳格化と過激派イスラーム集団の勢力拡大を懸念する声も上がっている。しかし、イスラームを国教とする国であれば、イスラーム法を第一の基本として国家の法律を制定することは、特別なことではない。しかも、リビアでは、前述の神秘主義教団サヌーシー教団の精神的指導の伝統が、今でもリビア人気質に大きな影響を与えていることも忘れてはならない点である。

リビアでは、民衆蜂起の実態が、両隣の二国と決定的に異なる点は、国民の多くが、蜂起の時点でもなお、カッザーフィーの支持者であり、カッザーフィー政権が国際社会から完全に包囲された挙句にNATO軍を中心とする多国籍軍の攻撃によって崩壊しなければ、ベンガジの反対派だけで

¹⁶ リビアの民衆蜂起の詳細については、塩尻宏「リビア革命とカダフィの挑戦」(『中東研究』vol. I, 2011年度、33-42頁、vol. II, 61-72頁)。

¹⁷ 東京国際大学国際交流研究所主催公開講演会、アメット・ナイリ(リビア外務・国際協力省国際機関局勤務、リビア専門職高等研究所・講師)「リビアの挑戦とイスラームの役割——個人的経験から」(14:00~16:00)“Challenges Facing Libya-Role of Islam-a personal experience”による。<http://www.tiu.ac.jp/org/kaken-a-islam/>

は革命は成功しなかったという事実である。これによって、今後のリビアの政権が、欧米による石油や天然ガスの利権に左右される危うさが、すでに指摘されている。2012年7月7日にリビアの歴史上、初めてとなる国民会議選挙が実施され、60%を超える投票率となった。7月17日の発表では、政党別の議席獲得数は、リベラル派の国民勢力連合が39議席（80議席中、48.8%）、イスラーム系の公正建設党が17議席（21.3%）となった。イスラーム勢力の議席数はいまだ多くはないが、それは次項で述べるように、彼らが国外に亡命して反政府活動を行わざるをえなかったからでもある。独裁政権下にありながら社会運動や慈善活動を通して国民に寄り添ってきたエジプトのムスリム同胞団との相違点は、ここにある。

リビアでは、国民議会選挙の後、憲法起草委員会の設置、憲法草案の作成、憲法承認の国民投票、新憲法に則って総選挙の実施、立法議会招集、新内閣の成立と、長い道のりが待っている。しかも、新政府樹立へ向かう工程表の日程は大幅に延期されているのが実情である。この間、リビアの人々は、古い体制と新しい制度のはざままで生じる混乱と、時折、発生するカッザーフィー残党などによる武力衝突に翻弄されながらも、逞しく将来を期待して暮らしているようである。最近では、リビアに関する国際ニュースが少なくなっているが、リビア国内では歴史的な変化が起こりつつある。リビアが「普通の国」として落ち着くにはまだまだ時間がかかると思われるが、今後、急速に浮上してくるリビアの宗教回帰から目を離すことはできない。

7. 宗教回帰と民主化

アラブの「民主化ドミノ」では、反政府運動について当初、新聞などでは、どこにも宗教色のない革命といった表現も用いられていた。高名なフランスの人口統計学者のE. トッドが「アラブ革命には神は関係ない」と言うとおりで思われていた¹⁸。しかし、「宗教色」とは何を指すのだろうか。これまでは反政府運動の前面にでていた過激派や戦闘的な集団が先頭にたつことがなかった今回の社会変革は、宗教とは無縁の環境下で実施されたのであろうか。

我が国では「宗教」という言葉には、脱社会的な意味が

ついて回る。ほとんどの人々は、宗教は社会的な思想でも運動でもなく、個人的、あるいは家族的な領域で私的に実施される思想や行動であるとみなすことが多い。さらに言えば、今日では宗教が社会の表舞台に躍り出ることに対しては、不安感をもって否定的に受け止められることが多い。戦前の国家神道政策の失敗や、本来は出家思想が中核である仏教文化の影響によって、日本では、宗教を表に出して社会の運営や政治の動向が語られることは、ほとんどない。

そのため、イスラーム教徒による政治的スローガンや、宗教の名もとの軍事行動、特に自爆テロなどに対しては、日本では、狂信的な信者の盲目的な行動か、あるいは、イスラームとはそもそも、そのような残虐な行動を奨励する宗教思想なのかと疑う人も少なくない。我が国でもオウム真理教によるさまざまな犯罪事件が起きたことも、「宗教」に対する一層の恐怖心が増幅されることになったからである。

しかし、宗教は人間の手によって実施される営為であり、精神世界に意識を集中させる教義をもった宗教であっても、社会と完全に断絶したなら現実に展開することはできない。すべての宗教は、本質的に社会性を帯びているのである。とくに、イスラームは本来、精神生活と日常生活のすべてを対象とする包括的な宗教であり、政教一致こそが理想である。しかし、この理想は正しく理解されていないどころか、イスラームの後進性をあげつらう際によく用いられる表現である。イスラームの「政教一致」は宗教的な理想が現実社会においても実施されるべきであるという意味であり、歴史上、一度も実現されたことはない。西洋近代社会の基盤となった「政教分離」は「教会権力と国家権力との分離」を意味していたが、そういう意味では、イスラーム社会でも当初から政教分離が実施されてきた。

したがって、政教分離を謳うキリスト教でも、世俗社会とのかかわりを絶つことを教義とする仏教でさえも、社会が宗教の教えに則って運営されるということは重要な理想である。宗教の教えと規律が個人の精神生活と日常生活だけでなく、社会や国家の統合理念として政治の在り方にまで影響を及ぼすことは、イスラームだけの現象ではない。そこで、宗教と社会の相互関係を理解したうえで、民衆蜂起後のイスラーム回帰を考えることが重要となってくる。

チュニジア、エジプト、リビアで、政権交代後に一斉に

¹⁸ Emmanuel Todd, *Allah n'y est pour rien!* Arretsimages.net, 2011

イスラーム系の政治団体が台頭してきたことは、ある意味、当然のことである。これらの国々は住民の90%近くがイスラーム教徒で占められる、いわゆるイスラーム国である。イスラーム国でありながら、独立以降、これまでは宗教政党を結成することも、宗教的な政治運動を行うことも禁止されてきた。しかしエジプトでは、ムスリム同胞団を中心とするメンバーたちは弾圧を受けながらも慈善活動や地下組織を通じて、ひそかに勢力を温存してきた。独裁的な長期政権のもとで、一般庶民も息を殺しながらもムスリム同胞団の慈善活動に助けられ、メンバーたちを支援し続けてきたのである。

リビアでは国外追放されたムスリム同胞団の政治家たちが欧米に移って連帯を維持し、帰国の時を待っていた。私は2005年8月に、ムスリム同胞団のスライマーン・アブドゥル・カーデル党首がアル＝ジャジーラの討論番組に出演して、リビアで投獄されている政治犯の解放と基本的人権や言論の自由を、激しい口調で要求しているのを見たことがある。彼らは政権交代後の今年3月に「公正建設党」を設立したが、これまでリビア国内では実際に活動することが不可能であったために、7月に実施された国民会議選挙では政党に割り当てられた80議席のうちわずかに17議席を確保したに過ぎない。いずれにしても、他の2国と同様に、公正建設党の今後の活動が注目されることには変わりはない。

さらに、イスラームと民主主義は相いれないという議論についても再検討する必要がある。現在のイスラーム諸国でも、トルコやイランなど、優れた民主主義体制を敷いている国は少なくない。キリスト教文化を背景とする西洋型の民主主義だけが民主主義ではない。アジアやアフリカでも、それぞれの国や地域にふさわしい民主主義が施行されるべきであると考えれば、イスラーム社会の民主化も不可能ではないはずである。イスラームは草創期から衆議制度（シューラー）を認めており、国民の合意のもとに政治を行なうという民主主義的な理想をもっている。しかも、現在の長期独裁政権に反対する中東諸国のイスラーム政党は、これまでも民主主義的政治を求めて闘っており、民主的社会的建設を希求してきたのである。

今後、リビアも含めて、北アフリカの国々が変革の主体

となった若者の支持を取り付けて新しい政府を発足させ、新たな国家の建設を成功させるためには、乗り越えなければならぬ難問が山積している。そういう意味では、「アラブの春」などと諸手を挙げて歓喜に浸る余裕はない。北アフリカの民衆蜂起が欧米を中心とする国際社会が望むような安易な民主化ドミノでも脱宗教化でもないことが明らかになった今、民主化運動が向かう先は、自由と人権が守られる市民社会の実現であり、日常的な宗教生活の安定であろう。そのことを忘れるなら、今後の運動の方向性によっては、アラブに再び嵐が吹くことが懸念される。

2011年11月中旬にチュニスおよび地方都市を訪れた私は、国内あちこちにフランス語とアラビア語で「自由はいつまで続くのか」¹⁹という標語を見つけた。民衆蜂起によって成功した政権交代劇の今後について不安感を抱く人々が多いことが実感できる標語である。しかも、街路の光景から、できるだけアラビア語を使用しようとするアラブ化と、女性のベール姿が急増したことに象徴されるイスラーム回帰とが、急速に進んでいることが視える。エジプトでは、イスラーム社会との共存に努力してきたコプト教会の教皇シヌヌダ3世が3月17日に死亡した。ムルスィー大統領を支える自由公正党の宗教融和政策がうまく行くかどうか、難しい時期にきている。

北アフリカから中東全域に広がりつつある「民主化ドミノ」は、決して脱宗教化ではなく、むしろ宗教回帰となった。イスラーム国であるかぎり、穏健派から懐古主義、宗教的強硬派まで、さまざまな形で「神は関わっている」のである。革命を担った若者たちの期待を担うのは、どの形の宗教集団なのか、彼らの今後に注目する必要がある。

8. 生きられる宗教の「学」とはなにか

「宗教学とはなにか」という重いテーマは多くの学者によってさまざまに定義されてきた。しかし、イスラームやイスラーム社会で学ばれている宗教学は、これまで取り上げられたどの「宗教学」の定義にも合わないように思われる。島藺進も「イスラーム圏の諸国では、現在も大学に宗教学の講座が設けられている例は多くない」²⁰と述べているが、「宗教学」講座の実態はイスラーム学講座である場

¹⁹ 仏語 Libération jusqu'a quand?: アラビア語 Aḥrār lākin ilā imta?

²⁰ 『宗教学事典』(丸善株式会社、2010年)130頁

合が多い。自己の宗教についての客観的研究、他宗教との対比、実態調査資料の分析、などといった研究手法が自由に使用できる保証はどこにもない。それらを分析して学術的な判断を公表することは、まさに命がけの挑戦となる可能性がある²¹。同時に、このような宗教社会を外側から研究するイスラーム研究者にも、これまでの研究方法を改める必要がでてきている。

エジプトでは、憲法にアズハルの至上主義が書かれていない時代であっても、宗教的保守派によって、いくつものイスラーム法廷への「ヒスバ訴訟」が起こされてきた²²。ヒスバとは善を勧め悪を懲らしめる、というイスラーム法の原則に基づき、イスラーム法規範が正しく遵守されていないとみなされた際に、裁判所へ訴えられることであり、そのために訴えられた者は職を失ったり、ひどい場合には暗殺されたりすることもある。

前述のように、エジプトの新憲法において、信教の自由は保障されたものの、信仰してもよい宗教として認められたものは啓典の民の宗教であるユダヤ教とキリスト教のみである。「啓典の民」以外の宗教については憲法には言及がなく、「その他」でしかない。従って大学で「その他の宗教」を研究することが認められる可能性は低い。卑近な例であるが、カイロ大学文学部日本語・日本文学科は40年の歴史をもつが、そこで仏教や神道といった代表的な日本の宗教でさえも教えられることは、現在の時点までない。また、それぞれの宗教に関する特定の教育は、学校の児童生徒の信者を対象としたものがほとんどである。

このような社会では、社会の問題が宗教の問題に転嫁される。現実に政治的権力を確保した勢力は、信徒によって、彼が「神によって選ばれたと認められれば、政権の座に就くことができる」が、信徒は「神が彼を見放した」と判断すれば、政権の転覆が生じるとされる。言い換えれば、偶因論的世界観²³が現実の政治動向の判断にまで適応される

ことがある。

そういう意味では、イスラーム社会におけるムスリムによる宗教研究は、イスラームの優位性を検討する護教的な神学研究か、信者の日常生活に必要なイスラーム法についての法学研究かに絞られる。中田考がイスラーム学はムスリムにしかできない、という所以でもある²⁴。他宗教との比較研究では、つねにイスラームの優位性を証明することが必然的であり、歴史的研究においては規定の事実に基づきながらも偶因論的な解釈が要求され、現今の世界的諸問題については、一定の権威に従うことが要求される。

前述のように、イスラームにとって兄弟宗教であるユダヤ教やキリスト教についても、クルアーンやハディースに則ってイスラームの視点からみる研究は認められている。しかし、ムスリムでありながらキリスト教思想や仏教思想を専門とする研究者に、私は出会ったことはない。エジプトが近代化を目指してアラブ民族主義を掲げていた時代に研究者となったエジプト人研究者の中には、社会主義を学ぶ過程で西洋哲学思想を専門に研究したり（たとえばハサン・ハナフィー）、古代ギリシアの哲学思想を専門としたりする研究者（たとえばアーティフ・イラーキー）などにも出会ってきたが、他の宗教を客観的に研究する専門家はまれであった。

民主主義を希求する民衆蜂起後の社会において、急激に進む宗教復興の結果として、ますます権威主義的傾向が強まっているところでは、専門家といえども、特定の権威を持たなければ、おおよげに発言することが難しくなってくる。信仰するだけでは十分ではなく、人生をかけてイスラームを生きる人びとにとって、「宗教を生きるということ」が何を意味するのか、イスラームの研究者にとっては、信仰される宗教だけではなく、生きられる宗教を研究する枠組みと訓練が、新たに必要となってくるであろう。

²¹ この事例として、過激なイスラーム集団に厳然と対抗してきたエジプトの元最高裁判事アル＝アシュマーウィーがあげられる。彼は戦亂的集団からの暗殺の脅迫を受けながらも近代的なイスラームを目指す議論を展開している。これについては、拙稿「背教か改革か」(『宗教研究』第82巻357号、日本宗教学会、2008年) 325-348頁。

²² ヒスバ (hisbah) とは、本来、イスラーム社会において善を勧め悪を禁じるという宗教的義務を指し、ムスリム集団全体で負う義務であるとも考えられる。さまざまな解釈があるが、歴史的には市場の経済活動を監視する作業に限定されてきた。近年、この義務をイスラーム社会に有害な人物や思想を排除する訴訟の理念として用いられることがあるが、ヒスバ訴訟をもっとも有名にしたのは、カイロ大学文学部のナスル・アブー・ザイド (1943-2010) の教授昇進人事に関わる業績審査から発した批判をもとに、アブー・ザイドのクルアーン解釈を批判して彼を「背教者」と断定し、1993年に大学の外側から起こされた訴訟である。

²³ 偶因論については [塩尻2008] 96頁、184-185頁。

²⁴ 中田考はイスラームを真に研究できるのはイスラームの信仰を持つ者だけであるとして、「イスラーム学は、自らがアッラーフにいかにならざるべきか、自らが何をなすべきかについてのアッラーフの御心を知るための手段であり、それゆえにそれ自体がイスラームの一つの形態である」(『宗教学とイスラーム研究』『宗教研究』第8巻341号、日本宗教学会、2004年、44頁)として、非ムスリムによる研究は客観性と実証性を欠くと批判している。

9. イスラームを生きるということ

新憲法は以下のように言論の自由をも謳っている。

第1部第2章第45条

思想と言論の自由は、保障される。

すべての人間には、口頭、文書、画像、またその他の出版や表現手段によって、自らの意見を表明する権利がある。

しかし、その直前の条項には以下の文面がまるで重石のように記載されている。

第1部第2章第44条

すべての使徒と預言者に対する誹謗と中傷は、これを禁止する。

思想や言論や表現の自由は保障されるが、アブラハム、ノア、モーセ、イエスやムハンマドを誹謗中傷することは禁止される。これは個々の事例に即して、誹謗中傷のレベルがどれほどのものかは、アズハル総長や裁判所などが公式な判断をすることになるのであろう。カイロ・アメリカ大学のターレク・ハーテム教授は、このような傾向について「イスラームには多くの解釈がある。その時代の時流に合わせて解釈が変化する。しかし、ある解釈が『宗教の名において』として決定されると、特定の解釈に権威づけがなされる。それが問題である」と危惧している。

さらに新憲法では最高憲法裁判所の人事権を通じて司法権にまで大統領の権限が及ぶ構造が埋め込まれている。憲法承認選挙にはイスラームに熱心な若い人たちも棄権した人が多い。彼らはシャリーアの採用には賛成であるが、憲法における大統領の権限強化を危惧しており、敢えて棄権したように見える。

カイロ大学のハリール・ダルウィーシュ教授は「ムルシー大統領の背後には多くの人や団体が控えていて、利益集団化している。彼一人の判断では政治を執行できない。そのためは、国民が一致団結して協調路線をとるべきである」というが、どのように一致団結して協調路線をとることができるかは、説明できない。

2012年12月のエジプト出張時に見聞きしたことは、ますます拡大する貧富の差である。観光タクシーの運転手の月

給が300エジプト・ポンド（4500円）でしかないが、これは数年前の半額である。物価が高騰する中で、若い人の給与は減ってきている。しかし、いっぽうで高級レストランでは1回の簡単な夕食が一人200ポンド（3000円）以上もする。外国人の家庭にはフィリピンやタイなどのアジアからの出稼ぎ女性が働いているが、経済的に余裕のあるエジプト人の一般家庭でも家政婦や運転手を雇用している。若い人の失業率が高い現状では、家政婦などを雇うことはある意味で失業対策にはなるものの、貧富の差はますます拡大する。仕事がない若者が急増するなかで、インド人やフィリピン人などの出稼ぎ外国人の増加も問題になっていた。

大都市では、革命に伴う騒動は、国内唯一の基幹産業ともいえる観光業への大きな打撃となっており、アレキサンドリアの5つ星ホテルに、クリスマス・イブでさえも宿泊客が2、3組しかいない。それでも欧米からの観光客は戻りつつあるが、日本人の観光客は戻らない。普段なら観光客であふれるカイロの旧市街のバザール（ハーンハリリーなど）でも、表通りには多少の人影があっても、伝統的な細工店が並ぶ裏道では買い物客の姿は見えない。

ホテル、レストラン、街道沿いの茶店、土産物店には人影がほとんどないが、ファストフード、菓子屋、繁華街の茶店などには現地の人があふれているのを見ると、人びとの息吹が聞こえるようで、安堵する。革命後は街路の清掃に手が回らないのか、かつての高級住宅街はゴミだらけとなってわびしく、昔からあった古いグローサリーが廃業して、新しく輸入品を売る食品店や、洋服店、靴屋に替わっているが、古い貴金属店はそのまます営業している。つまり、老舗の高価な品物を売る商店はまだ営業を続けているということは、裕福な人々を対象とする商店は生き残っていることになる。

いっぽうで物乞いの多さに驚くとともに、危険を顧みずに車道に出て壊れかけたライターやボールペン、パンなどの少額のものをつる老人の姿もみかける。革命前は物売りの子供（ストリートチルドレン）が多かったが、今回は老人の姿を多く見たのはなぜだろうか。

イスラーム回帰が急進展する土地らしく、ベール姿の女性は多くなったが、それでも女性が一人で混雑する町を歩くことができる。渋滞する車の間を縫うように、堂々と歩くベール姿の女性を何度もみかけた。書店、キオスクなどには宗教を説くブックレットが目につくが、これは今に始

まったことではない。

リビアやチュニジアと異なって、エジプトでは貧富の差がきわめて大きい。マニラ郊外ほどひどくはないが、都市周辺のスラムのような地域に暮らす人々がいる一方で、次々と砂漠地帯に蛸足のように伸びるコンパウンド型の高級住宅街がいくつも建設され、そこには欧米の大型スーパーマーケットが出店をし、海外の高級品を売る巨大モールが建設されていた。ここでは神の前に平等を説くイスラームを生きながらも、極度の貧富の差が人間の平等意識を疲弊させている。しかも極端な貧富の差があるために、宗教法に違反する犯罪が少なくない。人々はエジプト社会の「インド化」を恐れているという。生まれながらの階級存在を認めないイスラームにおいても、「富」の多少によって一種の「人種差別」が生じているからである。前政権において権力の腐敗や莫大な額の不正蓄財が指摘されたが、同様の傾向は現政権にも危惧されている。このような社会では「政治権力」は「富」と結びつきやすいからである。

この傾向はコプト正教徒も同様である。新開地の高級住宅街のあるコンパウンドの中の美しいビラに移住したコプト教徒の一家は、近くの教会に参列することを嫌っていた。その地域は元来、コプト教徒が多く住む地域ではあるが、貧困層の住居地であり、教会には貧しい姿の人々が熱心に参列するからである。その一家は、引っ越しを終えて、初めて教会に参列した際の驚愕を、いまだに恐怖が冷めやらぬ顔つきで語った。彼らはその地に住みながらも、その地

名を口にすることさえ、憚っている。

宗教は少数の富める者たちのためにはないはずであるが、多数の貧者は置き去りにされる。それでも、ここには生きるために宗教がある。イスラームのように、宗教が精神的な救済だけではなく、現実の生活を支える支柱になっている社会では、これまでの宗教の定義は通用しないように思える。社会の現実が厳しければ厳しいほど、宗教は信じるものではなく、人々が生きる生活そのものとなっているからである。ここでは「宗教」とは何かについて、もう一度考え直す必要がある。

世界が「アラブの春」と揶揄しながらも興奮して見守った歴史的な民衆蜂起後2年近くになるが、革命を経験したどの国にも、落ち込んだ経済に復興の兆しはなく、貧富の差はますます拡大している。人々は、生きていくことさえままならない困難な状況の中で、なお「生きるために」イスラームを生きている。ムスリムではない研究者にとって、生きられる宗教の「学」を学ぶことは、彼らに寄り添う眼差しをもつことから始められるかもしれない。「生きられる宗教」を研究する枠組みの構築は、これからの問題である。

本稿は2012年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究（A）「変革期のイスラーム社会における宗教の新たな課題と役割に関する調査・研究」（研究代表者：塩尻和子、課題番号24251008）と、2010～2012年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究（B）「宗教概念ならびに宗教研究の普遍性と地域性の相関・相克に関する総合的研究」（研究代表者：池澤優）（課題番号22320016）による支援を受けた研究によって作成されたものである。

（研究ノート）パレスチナ文化継承と創造の現場から

東京国際大学非常勤講師 田浪 亜央江

はじめに

私はパレスチナ／イスラエルをフィールドに、イスラエルの対アラブ政策のうち言語政策や文化政策など、一般に「パレスチナ問題」を考えるさいにはほとんど焦点にはならないテーマに関心をもってきた。ここ数年はパレスチナ被占領地における文化活動に関心を移し、オスロ合意後急速に増加した現地NGOへの援助を基盤に、若い世代がパレスチナの「伝統」の継承とともに新たな創造を行いなが

ら、パレスチナの文化をいかに再定義しようとしているのか、その動向を追っている。

今回「科研A変革期のイスラーム」の研究協力者として参加させて頂くにあたり、私の研究テーマが本科研とどのように関係するのか、あるいは今後どのように関係づけられるのかを考えてみた。当面は何らかの結論を念頭とするよりも、パレスチナ文化の「継承と創造の現場」からより多くの事例を収集し、アーティストや文化団体のプログラム・コーディネーター、キュレーターや研究者などからの聞き取りを続けたいと

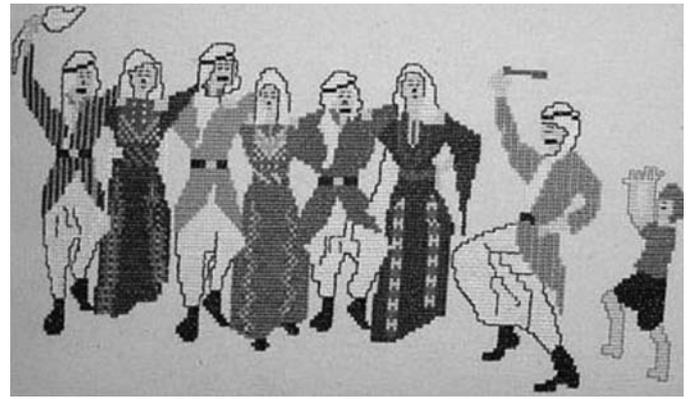
は思っている。しかしいずれ外側から何かの「視点」を当てはめてゆくことで、研究の方向性が明確になるだろう。「変革期のイスラーム」はそうした外枠の一つだと言える。

イスラエルの建国によってそれまでの共同体を失い離散状態になったパレスチナ人たちは、1960年代後半からパレスチナ解放機構（PLO）のイニシアティブのなかで解放闘争を開始するが、同時にそのなかでパレスチナ人としてのアイデンティティを強く意識化するための運動が起こった。「文化」はそのための強力な手段だった。属する宗教を問わず、1947年まで正常にパレスチナに住んでいたアラブ人はすべてパレスチナ人であり、民主的で非宗教的なパレスチナ国家を建設するという目的のなかで、その復興されるべき文化の内実も宗教色の極めて薄いものであった。この基本路線は現在でも大きく変わることはないため、パレスチナの現代文化に対する宗教の影響を考えること自体が、やや的外れにも見えるかもしれない。

後述の通り私は、2012年度の出張ではパレスチナのダンス・グループ「エル＝フヌーン」に関心を絞って聞き取りを行ったが、パレスチナのダンスに関する包括的研究を行ったニコラス・ロウエは、現在パレスチナで行われているダンスとイスラームの関係を示す論考を探索しても見つからなかったと述べている。彼はパレスチナの宗教指導者への聞き取りも行なっているが、ダンスに関する宗教指導者の見解はパレスチナの民族運動の指導者の見解に近く、パレスチナのダンス復興の動きが同時代のイスラーム復興運動と両立してきたことを裏付けているという¹。

しかし後述するように「エル＝フヌーン」のダンスの形態は、1970年代～80年代の、民族運動の手段としての文化活動の枠から大きく変容している。とりわけ分かりやすいのは男女の役割に関してであり、パレスチナ社会における伝統的な性別役割をダンスに投影させたものではなく、むしろ社会に対して新たな女性像を提示するようなものとなっている。こうしたダンスのありように対し、フォークロア研究者などによる「パレスチナの伝統的なダンスとは呼べない」との批判が多く存在することは文献でも確認しやすいが、イスラーム指導者や一般の信仰深いムスリムたちがどのように見ているのかについては、今後調べてみる必要があるだろう。

一方で近年、パレスチナにおける前衛的な文化活動に対し、それを「反イスラーム的」だとして断罪するイスラ



刺繍によって表現されるダブケ

ム組織が妨害活動を行っているとの報道がなされ、「多様性を取り込んだ自由な文化活動」と「狭量で閉鎖的なイスラーム」という構図が真偽不明なまま生み出されている。ユダヤ人の母とパレスチナ人の父をもつ俳優で映画監督のジュリアーノ・メア・ハミースが、自ら代表を務めていた「フッリーヤ（自由）劇場」前で何者かによって銃殺された事件は、その不幸な一例だろう。当初パレスチナ警察によって、カッサム旅団に属するとされる人間が逮捕されたことからそうした印象が広がったが、地元ではイスラエル側の犯行だとする見解も有力だ。

こうした現状をふまえ今後の方向性としては、パレスチナの文化実践の場におけるこうした「文化」対「イスラーム」といった二項図式から双方を救済するための読み込みが必要であろうと考える。その作業を通じ、「民主的で非宗教的なパレスチナ国家」という言葉のもつ「自明性」を再考できればと考えている。

パレスチナのダンスの概要、および「エル＝フヌーン」について

パレスチナの「文化」とは何か。「伝統」と結びついたものとしてすぐに思い浮かぶのは、黒地に赤い糸を縫いこんだ華やかな刺繍作品であろう。淡い色合いをにじませたヘブロン・グラスやセラミック製のタイルなどの伝統工芸も盛んだ。アートの分野ではスレイマーン・マンスールやモナー・ハートゥーム、演劇では日本でも上演したことがある「アル＝カサバ」劇団が有名である。「エドワード・サイド音楽院」や「カマンジャーティー」など、若手の演奏家を育て、才能を伸ばしてゆくための音楽学校も作ら

¹ Nicolas Rowe, "Raising Dust: A Cultural History of Dance in Palestine", I.B. Tauris, 2010.

れ、欧米やアラブ諸国では演奏活動も活発に行われている。

ダンスもまた、パレスチナの現代文化を語るさいには不可欠の分野である。農耕社会であるパレスチナでは、収穫の余興や結婚式での喜びの表現として、あるいは男性の力強さの誇示や集団的な悲嘆の表現として、共同体に根づいたダンスが存在してきた。パレスチナ社会に存在していたダンスにはさまざまな形態があったが、現在では圧倒的に「ダブケ」が「パレスチナのダンス」として突出している。ダブケとは足で大地を叩きつけるようにしながら数人から数十人が輪をなして踊るもので、パレスチナだけでなく「歴史的シリア（大シリア）」の各地に存在してきた。しかしナクバを経験した後の文化復興運動の中で、農耕社会の伝統に根差し大地を力強く踏みしめるその踊りは、パレスチナ人の集団的アイデンティティを表現するためにはひじょうに相応しいものだと思われられた。

現在パレスチナには、25のダブケ運動がある、と言われる。一つの「運動」にいくつかのグループが存在することも多く、ダブケのグループ数は数えきれない。学校にダブケ・クラブが存在していたり、自治体付属のダブケ・グループがあったりするほか、大きな難民キャンプの中には複数のグループが存在することもある。そのなかで「エル＝フヌーン」は、パレスチナでもっとも長く活動を続け、最もよく知られたダブケ・グループであった（以下、「フヌーン」と表記。フヌーンとは「芸術／アート／技術」の意）。

「であった」と過去形で書いたのは、フヌーンがすでに存在しなくなったためではない。フヌーンの発表するダンスは当初こそダブケであったが、時代とともにその形態を変え、もはや「ダブケ」とは呼べなくなっているからである。現在の作品を見ると、確かにダブケの基本ステップも随所に使われているが、それ以上に全身を滑らかに使った動きが中心となっている。出張中私は、フヌーンの屋外公演を観る機会に恵まれたが、観客の若い女性から「素晴らしかった」という感想に続けて「変わっている（ガリーブ）」という言葉聞いた。ダブケならパレスチナの誰もが知っているものだが、フヌーンのダンスはパレスチナ人自身にとっても「変わっている」ものなのだ。

フヌーンは1979年、パレスチナの中心的都市ラーマッラーに隣接する町ビーレで誕生した。創設者はムハンマド・アター（1961年生まれ）、マーヘル・シルワーディー（1962年生まれ）、ムハンマド・ヤアクーブ（1963年生まれ）らで、

当時彼らは高校生であったり（ムハンマド・ヤアクーブ）、高校を卒業して親の家業を手伝っていたり（ムハンマド・アター）、あるいは占領当局によって投獄され高校を中退していたため「時間の自由があった」（マーヘル・シルワーディー）若者たちであった（私は今回の出張において、この三氏と面会し、インタビューを行うことができた）²。

結成されたのは1979年だったが、最初の大きな公演はその3年後だった。それまで彼らは、ダブケの練習の傍ら、パレスチナのあちこちの村で行われている結婚式に出かけ、歌謡やダブケのステップを収集したという。その中から特に4つの村でのフィールド・リサーチをもとに作り上げたのが、最初の作品「ラウハート・フォークロリーヤ（フォークロアの光景）」



フヌーンの作品「スワル・ワ・ザークラ」（2009年）より

であった。歌も踊りも実際に存在するソースのみに依拠し、衣装も伝統的な、踊るにはやや重いトーブを着用した。これが大変な評判を呼び、ビールゼイトでの「ポピュラー・ダンス・フェスティバル賞」を受賞したのである。

次の作品「ワーディー・アル＝トゥッファーハ（リンゴ谷）」（1984年）以降、フヌーンの作品は徐々に、それまでのダブケには存在しなかった要素を付け加えてゆく。「ワーディー～」においては、土地に別れを告げて異郷の地で成功し、祖国に戻るというストーリー性を取り入れたほか、伝統的な衣装ではなく舞台用に、踊りやすい軽くて身体を動かしやすい衣装を導入した。また、それまでのダブケでは男女は別々で踊り、女性の出番は極めて限定的だったのに対し、ここで初めて男女が交互に並んで手をつないで踊るといった画期的なスタイルが導入されたのである。さらに次の作品「ミシュアル（かがり火）」（1986年）では、一組の男女が手をつないで舞台中央に出

² もう一人の有力な創設メンバーにワシム・クルディがいるが、今回は面会がかなわなかった。

るというシーンも取り入れられた。またダブケの動きを踏襲してはいるものの、非常にゆっくりとしたしなやかな動きなど、それまでのダブケとは異なる要素も登場している。そして1987年に勃発したインティファダの最中に作られた「マルジュ・イブン・アーメル（イブン・アーメル平原）」（1989年）では、それまでのダブケとは全く異なる身体の使い方が持ち込まれた。ダブケをダブケたらしめている要素は要するに大地を叩き付けるように踏みしめる足のステップで、その基本ステップは4～5パターンに分類されるに過ぎないが、そこに腕や手の平を用いた感情表現を付け加え、肩や頭なども使うなど全身を動員する動きを取り入れたのである。ダンスの公演が禁止され、外出禁止令により練習自体も困難となり、またダンサーや振付師の多くが投獄されるというインティファダ最中の環境のなかでこそ、それまでの伝統的なパターンを打ち破るような振付が生まれたのである³。

以後、現代音楽をミックスさせたり（1994年）、パレスチナを代表する現代詩人マフムード・ダルウィーシュの詩から着想を得たり（2003年）、年少の少年少女グループの踊りを一部に取り入れたり（2006年）するなど、作品ごとに新しい要素を取り入れながら、フヌーンは現在も活動を続けている。最新の作品「スワル・ワ・ザーキラ（イメージと記憶）」（2009年）のなかには女性のみ数人が踊る「ハジャル」というパートがあり、他者の悲しみに対する共感能力など女性の特性を、女性の強さとして誇らかに登場させている。単に男女が対等に踊るのではなく、社会に対して新たな女性像を提示するような演出であるように感じさせる。

一方で多くの批判も生み出し、批判者自身が別のダンス・グループを作り出すという事態も起こっている。創設メンバーの一人、ムハンマド・アターは2004年に新しいグループ「ウィシャーフ⁴」を作り、フヌーンの事務所とスタジオが入る同じ建物の一角を事務所とし、別の場所に練習場を借りて活動を続けている。彼がフヌーンを離れた最大の理由は次のようなものである。「芸術とは最終的に一人の人間の判断と責任において生み出されるものだ。もちろん意見は聞き話し合いを何度でも行う。しかし最終的には一人の人間が判断すべきなんだ。だがフヌーンは、最後まで皆の共同作業の名によって振付を

決めるのだ」。そしてもう一つの批判は、フヌーンのダンスが無原則的に変化してゆくことについてであった。「ウィシャーフのダンスは、フォークロアに基づいた現代的なダンス（ラクス・フォークローリー・ハディース）だ⁵。ここでの「現代的」というのは、モダンダンスの要素などを取り込んだという意味ではなく、抵抗やナショナリズムなどについての表現を現代の視点でダンスに取り込むという意味であると私は了解した。

バレエやモダンダンスなどの要素を取り入れたフヌーンのダンスに対して「しなやか」「軽い」という形容を大雑把に当てはめるのであれば、ウィシャーフのそれは「固い」「力強い」という対比で形容されるだろう。しかしムハンマド・アター氏自ら「ダブケ」ではなく「ラクス（ダンス）」という言葉を使ってその特徴を要約したように、もはや伝統的なダブケを踏襲しているだけではないのだ。それはテーマ性をもっていること、身体すべての動きを使っていること、男女がそれぞれの役割をもちながら対等に演じていること、などによって要約されるだろう。パレスチナの伝統に基づきながら新しい要素を加えている、とだけ説明してしまえば、フヌーンもウィシャーフも同じなのだが、その内実は大きく異なるのである。両者の違いはたまたま生じたものではなく、欧米の支援団体やアーティストとの興隆を通じて欧米のダンスへの視野が広まるなかで、その影響にどのように対処してゆくのかという問題、またパレスチナにおけるNGOのあり方が多様化し国際化するなかで、運営のあり方をめぐる見解の違いから帰結するものでもあった。これは一つのグループのなかの特殊な問題ではなく、グローバル化する国際社会のなかでのパレスチナ社会のあり方をめぐる問いでもある。そして同様の問いは、パレスチナのイスラーム運動や宗教的指導者たち自身にも突きつけられていると言えよう。

今度さらにいくつかのダブケ・グループの特徴や中心メンバーの問題意識を比較することで、パレスチナのダンスの担い手たちの「伝統」観の違い、そしてそこに持ち込まれる「新しさ」とは何であるのかを明らかにしていきたい。そうした作業を通じて伝統や文化という言葉の自明性を問い直し、創造のメカニズムを理解してゆくことができるかもしれないと考える。

³ 各作品については、フヌーンの手帳に保管されているDVDを借用して観ることができた。作品概要についてはフヌーンウェブサイト<http://www.el-funoun.org>のほか、以下を参考。Elke Kaschl, *Dance and Authenticity in Israel and Palestine: Performing the Nation*. Leiden: Brill, 2003.

⁴ ウィシャーフとは女性の飾りベルト、そこから転じて「紐帯」の意味もある。

⁵ 筆者によるインタビューより（2012年9月17日実施）。

アルジェリアから見たアラブの民衆革命 —独立50周年目を迎えたアルジェリア訪問から

東京国際大学名誉教授 宮治 美江子

1. はじめに

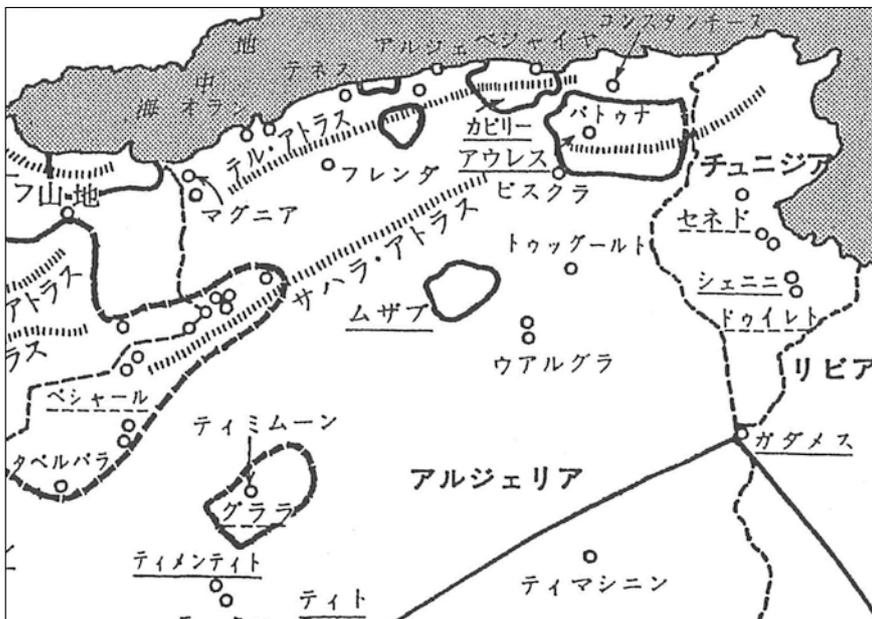
今年1月16日夕方の報道に始まるアルジェリア南東部のリビアとの国境に近い砂漠のアイン・アナメスの天然ガス関連施設で起きた人質・殺傷事件は、日本企業の日揮も大きく関わる事件であった。北アフリカにおける日本企業の、例えばアルジェリアの独立以降のこれまでの40年以上にわたる、深い経済的関わりをほとんど知らない日本国民にとっては、大きな衝撃を与えることとなった。とりわけ10人の日本人犠牲者を出したことの社会的影響と人々に与えた心の痛みは大きい。

私が1968-69年に1年半家族とともにアルジェリアに滞在した時には、在アルジェリア日本人は、大使館員のご家族を入れても20人ほどであったのが、1974-75年に文部省の科研の調査で、テル・アトラスのカビリー地方のフランスへの出稼ぎ村の調査をした時には、南のサハラ砂漠のハシメサウドやハシ・ルメル等の大規模な油田開発が進展し、西のオランに隣接する海岸沿いのアルズーなどに石油精製所がすでに、建設されており、日揮もこの事業にかかわっていた。日本人の数もサハラの施設には2500 - 3000人という話もあった。工業革命の旗印の下で急速な工業化を進める

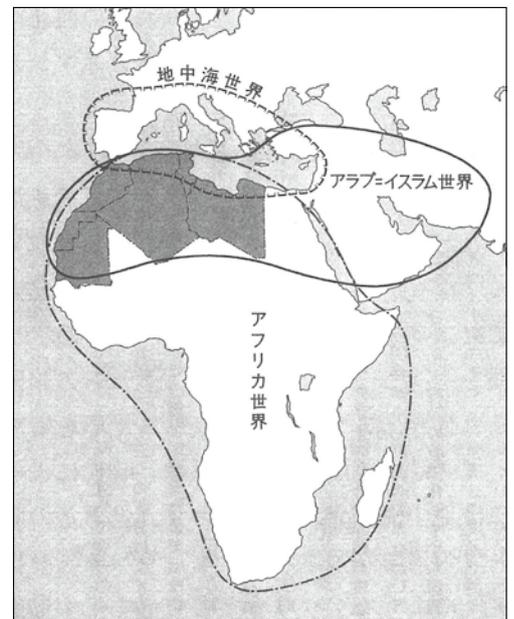
アルジェリアの政治・経済政策とともに、5000人を超える日本人が滞在し、日本人学校もできていた。しかし当時はまだ、アルカイダなどの存在すらなかった時代でもあった。

今回また、日本学術振興会の科研のプロジェクトのお蔭で、2012年に独立50周年を迎えたアルジェリアに、11月1日の革命蜂起58周年記念日に7年ぶりに訪れ、同国の政治・経済的趨勢や国民生活の現状等を観察したり、現地の研究者たちと意見交換をすることができた。川田司大使にもお目に掛り、また、日揮の横浜本社のアルジェリア事業部の木田氏のご紹介で、日揮のアルジェ支所の山本所長や水品元所長ともお話しする機会を持つことができた（それだけに上記の事件は私自身にも大きな衝撃であった）。

アルジェリアに着いた11月1日の夜、ホテルのテレビのニュースで、ブーテフリカ大統領が、国防軍を閲兵し、内外の要人たちはもとより、いわゆる旧ムジャッヒディーンやムジャッヒダと呼ばれる、かつての国民解放軍の男女兵士たちと、人民宮殿（迎賓館）で歓談する様子が映しだされていた。しかし、とりわけ印象深かったのは、その夜から10日間の滞在中、毎夜のように、独立戦争当時の様子を映す映画やドキュメンタリーが放映されたことである。900万人の現地人人口の内100万人近い犠牲者を出したとき



(地図1) アルジェリア北部地図



(地図2) 三つの世界とマグリブ
[宮治一雄 2008, P.14]

れる過酷な戦争を戦い抜き独立を勝ち取ったアルジェリア国民の勇気と並々な努力には、改めて深い感銘を受けた。こうしたテレビ番組には、戦争を知らない世代への歴史伝達の強い意思を感じた。

2. アルジェリア民主人民共和国の概況

1) 地理：

アルジェリアは、アフリカの北部の、中東・イスラーム世界では、マグリブ（日の沈む地）と呼ばれる、西アラブ地域のほぼ中央にある。地理的にみれば、北を地中海、東は大西洋に接し、中央を東西に走るアトラス山脈（地中海側のテル・アトラス、南のサハラ・アトラスの二つの支脈がある）が位置し、南には広大なサハラ砂漠が広がっている。

この海と山、砂漠の3要素が地域の気候（特に降雨量）に大きな影響を与え、それが、植生、人口、人々の生活様式の多様性をもたらしている。

2) 現在の国勢：「外務省各国地域情勢」より

(表1) アルジェリア民主人民共和国

| | |
|--------------|--|
| 面積 | 238万平方キロメートル、アフリカ第1位 |
| 人口 | 3542万人（2010年、世銀） 国土の7%以内に集中 |
| 首都 | アルジェ（エル・ジャザイール） |
| 民族 | アラブ人（80%）、アマジグ（ベルベル）人（19%）、 その他（1%） |
| 言語 | アラビア語（国語、公用語）、アマジグ語（タ マジグト、国語）、フランス語（準公用語） |
| 宗教 | イスラーム（スンニー派） |
| 政体 | 共和制（二院制） |
| 元首 | ブーテフリカ大統領（1999年4月～） |
| 首相 | アフメド・ウーヤヒア（2008年6月） |
| 外相 | ムラド・メデルチ（2007年6月～） |
| 主要産業 | 石油・天然ガス、第二次産業 |
| 一人当たり GNI | 4660ドル（2010年世銀） 失業率：10.0%（2010 年アルジェリア情報統計センター） |
| 通貨 | アルジェリアン・ディナール（D.A.） |
| 為替 レ - ト | 100円 = 82.9ディナール（2013年3月） |

(表2) マグリブとアルジェリアの概史

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| B.C. 814 146 | G | フェニキア人、カルタゴを建設 ローマとカルタゴの勢力争い |
| A.D. 429 533 | G | ヴァンダル人、スペインからマグリブに侵入 ローマ人をマグリブから駆逐 ビザンツ帝国、マグリブ征服 |
| 642 670 776 788 800 1062 1145 | L T A M T M M | アラブ・イスラーム軍、キレナイカ占領 カイラワーン建設 ルスタム朝、中部アルジェリアにおこる イドリース朝、モロッコ支配 アグラブ朝、チュニジアを支配 ムラービト朝、マグリブ統一 ムワッヒド朝、イベリア半島まで勢力拡大 |
| 1516 1553 1565 1631 1705 | A M LT M T | オスマン帝国、アルジェ占領 サアード朝、モロッコ全土を支配 オスマン帝国、リビア支配・チュニス攻略 アラウィ朝おこる フサイン朝おこる |
| 1830 1881 1911 1912 | A T L M | フランス軍、アルジェ占領 バルドー条約、チュニジア、フランスの支配 下に入る イタリア、リビアを領有 フェス条約、モロッコ、フランスとスペイン の支配化に入る |
| 1951 1956 T 1962 | L M T A | リビア独立 モロッコ独立 チュニジア独立 アルジェリア独立 |

マグリブ諸国年表 G=マグリブ全体 A=アルジェリア L=リビア
M=モロッコ T=チュニジア

3) 歴史の概略—文明の十字路：(表2参照)

北アフリカは、大変古くから人類が生活していたことが考古学的調査からわかっており（アルジェリアのオランで、50万年—30万年前のアトラントロプス・アフリカヌスの骨の発見）、後期旧石器文化のカブサ文化（紀元前8000—2000年）の担い手たちは、現在の北アフリカの先住民族のアマジグ（ベルベル）系住民の直接の祖先と考えられている。紀元前1200年頃、北アフリカの海岸にやってきたフェニキア人が出会った人々は彼らの子孫である。その後、現在のチュニジアの首都チュニスの北東の海岸沿いにフェニキア人が、都市国家カルタゴを建設（前814年）した。カルタゴはその後、統一国家をつくったヌミディア（アマジグ人の諸部族連合国家）との争いにローマが干渉した第3次ポエニ戦争（前149-46年）で、ローマに敗れ、

その後北アフリカ地域一帯は、ローマの属領アフリカとなり、次々と都市が建設された。紀元後429年には、スペインからヴァンダル人が侵入、ローマ人を追い出して支配を確立。533年には東から侵略したビザンツ帝国がマグリブを支配した。

やがて、7世紀前半にアラビア半島に誕生したアラブ・イスラーム国家の征服軍が642年にはリビアのキレナイカ半島に達し、7世紀にはマグリブ各地を征服しつつ、711年にはイベリア半島に達している。マグリブにはいくつかのイスラーム国家が興亡したが、1516年にはオスマン帝国がアルジェを占領し、アルジェリアとチュニジアはオスマンの属領となり、オスマン系の王朝がフランスの侵略まで続いた。

3. フランスによる植民地化以降の歴史 [1830-1962]

1) アルジェリアの植民地化

(産業革命以降のヨーロッパ諸国の覇権争いとアフリカの分割)

アルジェリアは1830年の仏軍の武力攻撃でオスマン帝国系のデイ太守が倒され、地中海側の北部はフランスの県の一つとして、南部はフランス軍管区として、同化政策を中心とする徹底した植民地支配を受けることになった。

2) アルジェリアの民族主義運動の系譜

アルジェリアの植民地支配体制は、フランス本国の植民地支配とフランス系入植者(コロン)によるアルジェリア人支配という二重構造の下にあった。

アルジェリアの民族主義運動の系譜には以下のものを挙げる事ができる。

1. 植民地支配への武力闘争：アブドゥル・カーディルの抵抗運動(1832-1847)
2. イスラーム原理主義的民族主義：イブン・バディーヌによるウラマー協会設立(1931)
民衆の民族意識の覚醒に貢献、やがて後のFLN(民族解放戦線)に合流
3. リベラル近代主義的民族主義：20世紀初頭の青年アルジェリア人運動、ムスリム議員連盟設立(1927)をへてフェルファト・アッパースによる「アルジェリア人宣言同盟」(1946)植民地体制化での参政権拡大を目指し、やがてFLNに合流した。

3) 独立戦争

第2次世界大戦後アルジェリア民族運動は活発化した。自治についてコロンのアルジェリア人支配の権利は拡大したが、アルジェリア人の権利は改善されず、そうした状況打開のためにFLNが結成された。民族主義左派「北アフリカの星」(1926)を受け継ぐ「民主的自由の権利のための運動」(MTLD、1946年)をベン・ベッラらが結成。

第2次大戦後の、戦勝記念日の1945年5月6日は、セティフとゲルマの植民者側の挑発と現地人の暴動、それを口実とする植民地側の大量虐殺事件へと発展した。その後の状況はますます悪化し、1954年11月1日の革命蜂起(6人の英雄)は、民衆の支持を得てFLNは諸勢力を結集した。マシュ将軍率いるフランス軍の掃討作戦に対するゲリラ作戦など、過酷な戦いの後に、1961年にドゴール大統領率いるフランス政府とエヴィアン協定を締結し、1962年7月3日に独立を達成する。

4. 独立以降の歴史

1) 1963年9月の憲法制定以降

FLNの一党制が確立し、ベン・ベッラ(1962-64年)が初代人民共和国大統領に選出されたが、ベン・ベッラへの権力集中は反発を招き、彼はその後の権力闘争に敗れて退陣し、1965年6月国防相(元民族解放軍の大佐)フアリ・ブーメディエンが無血クーデタで大統領に就任した。

2) ブーメディエン大統領時代(1965-78年)の3つの革命

農業革命：自主管理農場を中心とする農業改革
工業革命：豊富な石油資源に支えられ、重化学工業を中心とする工業化の推進
文化革命：文化伝統の中核としてのイスラームの国家統制とアラビア語化政策の推進
この間、1963年憲法は、廃止され、73年に国民憲章、78年に新憲法が採択された。

イデオロギーとしては、民族主義からアラブ・社会主義への移行を目指したが、その実験は、自主管理農場の失敗など、成功せず、開発主義へ向かうことになる。

3) シャドリ・ベン・ジュディド政権 (1979-1992年)

下での民衆運動

ブーメディエン大統領は1978年12月に病死し、シャドリ・ベン・ジュディド将軍が大統領に選出され、開発主義を新たな軌道に乗せ、経済的離陸を図ったが、石油依存の重化学工業優先策により、国民の生活は改善されず、人々の多様な不満から民衆運動が多発した。

1. 1980年春のタフスト・イマジゲン (アマジグの春) 事件

アマジグ語 (ベルベル語) による表現の自由を求めたティジ・ウズ大学の学生によるデモと大学封鎖からカビリー地方の労働者を巻き込むゼネストと軍による弾圧。

2. 1984年11月のイスラーム法に基づく家族法制定 (一夫多妻や夫からの一方的離婚を認め、財産の相続は女性は男性の2分の1) に反対して1981年頃から複数の女性団体のデモや反対行動が行われていた。

3. 1988年10月4日～10日にかけてのアルジェリア全土におよぶ大暴動

石油価格が80年代中頃から暴落し、累積債務問題が深刻化し、輸入に依存していた食糧や日用品が不足、加えて若年層の失業問題 (20%) 等から人々の不満が爆発したが、経済的要求に留まらずFLNによる1党独裁や政治腐敗への批判に発展。

4) シャドリ政権下での民主化への動きとイスラーム勢力の急成長

シャドリは政治改革を約束、大統領再選、1989年2月の新憲法により複数政党制へ軍とFLN党の分離と、1990年4月の情報法により、国家・党から分離したマスメディア、とくに定期刊行物の自由な発行が認められた。

1990年6月12日に独立後初の自由立候補制で地方選挙が実施され、イスラーム救済戦線 (FIS) が圧勝。1991年12月には国政レベルの第1回選挙が行われ、またFISが圧勝した。翌年1月の第2回選挙を待たずにFISによる内閣誕生が確実になり、92年1月シャドリ大統領は突然辞任。軍部は議会を解散した。

5) 軍部による事実上のクーデタとイスラーム勢力の弾圧による内戦の幕開け

軍部はモロッコにいた革命蜂起の6人の英雄の最後の一人であった元FLN幹部のモハメッド・ブーディアフを国家高等委員会 (HCE) の議長 (大統領代行) の地位に据えた。FLNを含むすべての政党がこの措置に反対する中で、FISの幹部と活動家の逮捕、急進イスラミストと憲兵隊の衝突などが全土に亘る暴動へと波及し、2月9日にHCEは独立以来初めての非常事態宣言を発令し、FISは非合法化され、FIS指導下の地方議会も解散され、HCEの任命する執行代理がおかれた。6月には、ブーディアフが暗殺され、その後、93年2月には非常事態体制は無期限に延長され、軍部の弾圧とAIS (FISの軍事部門) やさらに過激なイスラーム軍事集団 (GIA) のテロによる反撃という10年間で15万人以上の犠牲を出すという、「失われた10年」の時代に突入していく。

6) 1994年1月末、HCEはその代表のゼルアルを大統領に選任

HCEの代表であるゼルアル大統領はテロを厳しく弾圧すると共に、諸政党との対話を試みたが、内戦状態は続いた。

ゼルアル政権は、1996年11月国民投票を実施 (ボイコットする政党も多かった)、憲法を改正して、議会に二院制を導入するとともに、第二院の国民評議会は構成員の3分の1が大統領によって任命され、大統領の権限の強化が図られた。この憲法では、国民のアイデンティティの構成要素として、イスラーム性、アラブ性ととともに、アマジグ性が認められた。

7) 1999年アブデルアジズ・ブーテフリカ (ベン・ベッラ時代の外相) が大統領に就任

全野党が不正選挙とボイコットする中で、与党FLNの候補者として、34年ぶりの文民大統領として選ばれた。2001年のカビリー地方での「血の暴動」を経て2002年にはタマジグト (アマジグ語) がアラビア語とともに国語として議会に承認された。

ブーテフリカはシャドリやゼルアルの始めた社会主義経済から市場経済への開発主義路線を引継ぎ、EUとの協力協定 (2001年) を結ぶ。2003年にはFISのリーダーたちを釈放したため、彼らは武装闘争の中止を呼びかけた。2004年4月には大統領の再選を果たし、フランスとも戦略パートナー協定を結ぶ。その間石油や天然ガスの価格の

高騰により累積債務問題を解決し、「経済振興特別計画」(2001-2004)に取り組み、2005年には、500億ドルをかけて「経済成長促進計画」の5ヶ年計画を策定し、東西高速道路に50億ドル、住宅建設に125億ドルの支出を決めた。また、2006年に実施された「平和と国民和解のための憲章」などによる国民和解政策を推進する一方、テロ対策にも努める。

ブーテフリカ大統領は与党の協力の下に憲法を改正(2008年)、2期10年の大統領の任期を3期にまで延長。2009年に3選を果たし現在に至る。2010年には、大学の研究者たちが国外のシンポジウムなどに参加するのを禁じる大統領通達が出され、これには反対運動が起こり、通達は取り消されたこともある。

2011年には、アルジェリアでも物価高騰を原因とする騒乱が各地で起き、ブーテフリカが批判されたが、同年2月には19年に亘る非常事態宣言を解除。治安もだいぶ回復したとされていた。しかし、最初に述べた今年1月に起きた外国人の人質・殺人事件は同国の治安状況に対する不安材料となっている。

2012年12月18、19日フランスのオランド大統領がアルジェリアを訪問、過去の歴史の中でフランスがアルジェリア国民に被害を与えたことを認めつつも謝罪はなかった。

5. アルジェリアから見たアラブ革命

アルジェリア訪問に際して、アルジェリア人研究者たちにアラブ革命の影響を聴くとあまり影響はないという、なぜだろうか？

- 1) アルジェリアでは1988年にすでに全国的規模の暴動を経験済みであり、その他にも、いくつかの民衆による抗議行動を経験し、民主化への動きが徐々にではあるがすでに始まっている。
とりわけ1990年の選挙における複数政党制への移行の結果としてのイスラーム政党の圧勝、それによる長期の内戦で15万人以上の犠牲を出したことの教訓がある。
- 2) チュニジアのような、ベン・アリの独裁政治の下での徹底した言論統制、イスラーム政党の非合法化(一時

期FISを非合法化した)、独裁者一族への富の集中などはない。

- 3) チュニジアやエジプトなどアラブ諸国での「アラブ革命」の推移の観察。

研究者たちに言わせると、チュニジアのような突発的な、組織化されない暴動は革命ではない。革新勢力はまだ組織力をもたず、結局一番組織力のあるイスラーム政党のナハダ党が、第一党をしめるなど、保守勢力が力を得る結果になっていると批判する。

アルジェリアでは独立以来国家予算の4分の1を教育に費やしてきた結果、国民の教育レベルが上がり、大卒の失業問題は深刻だが、人々の政治意識は明らかに高まり、社会が大きく変化しつつある。

- 4) 一方では、欧米の掲げる「民主主義への戦い」に対する不信感が根強い
- 5) 石油・天然ガスの自然資源に恵まれながらも、経済のグローバル化の中で、欧米などの先進諸国による経済的支配の影響は受け続けている。

6. 今後の見通し

他のアラブ諸国に比べれば、比較的汚職も少ないといわれ(現地の大使館の情報)経済格差(地域格差や階層格差)もそれほど大きくはなく(といってもやはり格差はあり富裕層もいる)、表現の自由などもある程度はあり、政府側も民主化を考慮せざるを得ない状況にはある。

しかし、国内的にも政治・経済状況はまだ不安定であり(複数政党制の結果現在50にも及ぶ政党があり、なかなか意見がまとまらず、その結果またFLNが力を得ており、軍部の影響力も大きい)、若年層の失業問題や、家族法をめぐる女性の地位改善問題、民族問題なども続いており、今後さらにアルジェリアに適した「民主的な」政治・経済体制などを模索していく状況が続くだろう。

さらに、対外的には、今回の日揮事件にもみられるように、周辺諸国における政治状況(マリの状況と連動するイスラーム・マグリブ諸国のアルカイダAQIMの動きも含む南部での不安定要素や、西サハラをめぐるモロッコ

との対立など)の影響や、中東・アフリカ諸国の変化やグローバルな政治・経済的状況の影響の中で、いかにアルジェリア独自の戦略的立場を作り上げていくかが、課題である。

今回の人質事件でアルジェリアがテロ集団との取引をせず、すぐに軍事行動に出たことへの批判があったが、この事件は明らかに、アルジェリアの主権に対する侵犯であり、この事件を理由に欧米諸国や国際組織がさらに介入することに対する警戒が強かったことも確かであろう(日本アルジェリア協会の理事をされている日揮の小野輝政氏から、アルジェリアのエネルギー相が、日揮はアルジェリアにとってはファミリーのようなものだからと話されたと伺ったことから、アルジェリア政府にとっても苦渋の決断であったことも伺える)。

2013年2月9日 科研研究会報告

参考文献

淡徳三郎著

『アルジェリア革命-解放の歴史』刀江書院、1972年

宮治一雄著

『アフリカ現代史V:北アフリカ』山川出版社、1989年(1978年初版)

宮治一雄著

「第6章アルジェリアの国家体制」『「イスラム原理主義」とは何か?』山内昌之編、岩波書店、1996年

宮治一雄・宮治美江子編著

『マグリブへの招待-北アフリカの社会と文化』大学図書出版、2008年

私市正年編著

『アルジェリアを知るための62章』明石書店、2009年

宮治美江子

「日の沈む国から-現代アルジェリアの女性たち」『閉ざされた世界から』pp.221-264、世界の女性史第14巻板垣雄三編、評論社、1978年

宮治美江子

「タフスト・イマジーゲン(ベルベルの春)?-アルジェリアのベルベル人問題」『文化人類学2:特集-民族とエスニシティ』pp.166-180、

宮治美江子

「アマジグ Amazigh-言語と文化の尊厳とアイデンティティを求めて」『世界の先住民族:04中東』pp.30-58、明石書店、綾部監修、松井・堀内編、2006年

ベンジャマン・ストラ著・小山田紀子・渡辺司訳

『アルジェリアの歴史-フランス植民地支配・独立戦争・脱植民地化』明石書店、2011年

渡辺伸著

『アルジェリア危機の10年-その終焉と再評価』文芸社、2002年

写真1: 2012年11月1日アルジェリア革命蜂起58周年記念日のエル・ムジャヒド紙

写真2: 民族主義運動の指導者たちと初代大統領ベンベッラ(左下)「淡徳三郎1972」より

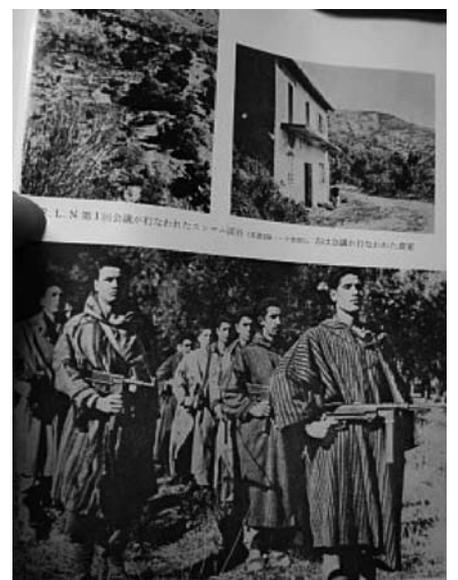
写真3: FLNの第一回会合の行われた渓谷と農家、下は



(写真1)



(写真2)



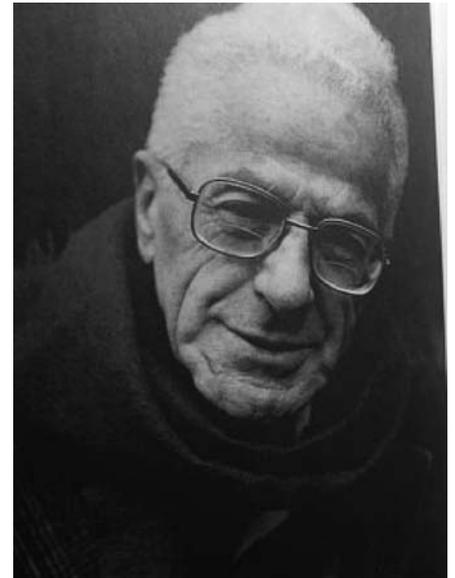
(写真3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真7)



(写真8)



(写真9)



(写真10)



(写真11)

革命軍兵士「淡徳三郎 1972」より

写真4： アルジェリア革命蜂起を起こした英雄たち、6人のFLNの各地域代表で、1954年10月24日の左写真の家での秘密会議の後撮影された「淡徳三郎 1972」より

写真5： 第2代大統領、フアリ・ブーメディエン

写真6： アマジグ(ベルベル)文化の象徴的存在だったムールード・マムリ CRAPE 所長

写真7： カビリー地方の中心にあるティジウズ大学構内の案内板、アラブ語、アマジグ語、フランス語で書かれている (2005)

写真8： カビリーのベニ・ドゥアラのファジア・シェナヌと (2005)

写真9： 1981年、村のファジアの母親の家で、妹親子も一緒に

写真10： 2012年、ファジアと息子のお嫁さんたちと孫



(写真12)



(写真13)



(写真14)

写真 11：1974-5 年の本格的村の調査の時に寄宿した、ベニ・ドゥアラの市役所の助産院で助産婦さんたちと

写真 12：同助産院で出産した子供を見せにきた村の女性と助産師さんたち

写真 13：調査した出稼ぎ村の現在、出稼ぎ者たちが故郷の村に建てた家々

写真 14：村の花嫁さん（左の女性は彼女の右の叔父の妻の中国人で、二人はパリに暮らす）

出張報告書

神田外語大学外国語学部准教授 菊地 達也

● 期間

2012年12月28日（金）～2013年1月4日（金）

● 用務地

アンマン、イスタンブル

● 用務先

アンマン書店街、イスタンブル大学付近の古書街

● 目的・成果

これまで主にシリアにおいてシーア派少数派の文献を収集してきたが、同国が内戦状態に陥ったため、隣国であるヨルダンにおいてシーア派少数派に関する文献を収集した。収集をおこなったのは、アンマン市内ダウタウンにある Ahliyya 書店など、キング・フセイン・モスク付近の Dar al-Fikr 書店などであった。ドゥルーズ派、アラウィー派、イスマール派についてはヨルダン内のコミュニティがきわめて小さいか、あるいは存在していないため、あまり多くの成果は得られなかったが、アシュアリーやシャフラスターニーらの分派学書は入手することができ

た。アンマンの上記地域の書店は、シリア・ダマスカスの同規模の書店とは違いシーア派系の書籍をあまり所有していないが、スンナ派思想書は比較的豊富であり、そのほとんどがレバノンで印刷されたものであった。

イスタンブルにおいては、イスタンブル大学付近の古書街でイスラーム終末論に関わる写本絵画を収集した。その結果、ダッジャールやイエスが現れる写本絵画を数点入手することができた。これらの絵画はイスラーム芸術研究において紹介されることもあまりなく、今後の終末論研究においてはメシア論の転換点を示す傍証として大いに役立つであろう。

東京国際大学特命教授 塩尻 和子

2012年12月19日～29日までの実質9日間、エジプトの首都カイロと第2の都市アレキサンドリアを訪問した。2011年2月に始まるエジプトの民衆蜂起の経緯と、その後の宗教回帰運動の結果、イスラーム勢力が政権を掌握した国内の変化と人びとの意識の変化や宗教動向、キリスト教徒の動向などの調査のために、ムスリムとキリス

ト教徒双方の旧友、カイロ大学教授、旧政権支援者、元副大統領、アメリカン大学教授、街で出会った若者たち、現地駐在の日本の新聞記者、商店主などに面談し、最近の社会、経済、宗教の動向を聞き取り調査した。滞在中に、新憲法認証のための国民選挙の実施と選挙結果の公表時期にあたり、国民の新憲法に対する意識を収集することができた。

またアレキサンドリアでは日本が支援するエジプト日本科学技術大学を訪問し、運営指導に当たっているJICA職員から事業の説明を受け、ハイリー学長に表敬し、新構想大学の事業成果情報を聞いた。

それらの結果、エジプトの大都市圏では、新聞報道によって伝えられるような過激な反政府運動やデモは、すでに見られなくなっており、国内情勢は平静を取り戻していた。また急進的イスラーム主義サラフィー主義者による暴力的な取り締まりや嫌がらせなどにも遭遇することもなく、人びととの面談においても、この点が話題に上ることはなかった。

今回の調査を通して、新政権に期待しつつ、困難な現状を逞しく生き抜く人々の姿をとらえることができ、イスラームの持つ「人々が生きる宗教」の実態を把握することができた。この成果はすでに学術論文「生きられる宗教と宗教学…イスラーム研究再考」として脱稿し、今年度中に東京大学宗教学年報に掲載される予定であるが、本科研の今年度報告書においても掲載する予定である。

(2013年1月9日記)

同志社大学神学部・神学研究科教授 四戸 潤弥

●期間

2013年1月28日(月)～2月2日(土)

●用務地

中国 西安市

●用務先

- ・ 陝西師範大学北方民族研究センター
- ・ 西安市イスラーム教会
- ・ 西安市大清真寺、その他、同地区 その他2つの清真寺
- ・ 西安市イスラーム居住区実地調査

●日程

用務内容

- ・ 1月28日(日) 夕方、成田出発、翌朝午前3時西安着
- ・ 1月29日(月) 陝西師範大学 哈宝玉(Ho Bao Yu) 西北民族研究センター教授と面談、調査、資料収集
 - * 中国北方イスラーム状況及び、イスラーム学、法学教育及び留学状況、アホン(イマーム)育成制度などを中心に取材、同教授から論文、イスラーム資料を入手。

同教授はサウジアラビアのメディナ大学に留学していたので、アラビア語でインタビューできたが、一定間隔で中国語を使用する。

同教授はまた、日中戦争時の日本統治下のイスラーム政策、及び日本のイスラーム史と資料にも強い関心を示した。こちらが、日本人イスラーム教徒アフマド有賀(1868-1946)と高橋五郎の香欄経の草稿ノートをPDF化していること、『日本イスラーム史』の著者ムスタファ小村不二男氏と共に同著紹介で大使館訪問、通訳したことなどを話すと強い関心を示し、今後の情報交換したい旨を述べた。同教授に、来日講演とワークショップを依頼、快諾を得、次年度招聘することになった。

- ・ 1月30日(水) 日西安市大清真寺訪問(築1200年前) 午後の礼拝参加、信徒たちにインタビュー調査、資料収集
 - * 1200年前に建立された大清真寺訪問、午後の礼拝参加、信徒たちと話す。大清真寺内(様式、内装、屋根の三日月シンボルなど)及び敷地内見学、大清真縁起資料収集。信徒でない観光客は礼拝堂内部に入ることができない。後、大清真寺を中心としたイスラーム居住区を見学、書店に寄り、姜歆『中穆斯林 習慣法研究』(466ページ)を購入。
 - * イマームのクルアーン朗読の印象。北京牛街 大清真寺と比較し、同じように、曇みかけるようにしての朗読、ズィクル(唱念)風の印象を得る。イスラーム教徒居住地区のせいかわ幼少時からのイスラーム教育が自然に行われている。また高校生くらいの少年たちが大清真寺の管理、運営の手伝いをしている。老人たちと指示に素直に従って動いている

- ・ 1月31日(木) 西安市イスラーム教会訪問、馬貴平秘書

長と面談、調査、資料収集

*西安イスラーム教徒の状況と、同教会の役割、政策などを中心に質問。また中国の他の地域のイスラーム協会および全国イスラーム協会との関係についても質問した。明日の金曜礼拝参加を約して訪問終了。同地区に9つある大清真寺の教派について聞く。サラフィー主義は2つで、中東地域に留学経験のあるアホン（イマーム）たちによって運営されている。

・2月1日（金）午前、西安市イスラーム教会秘書長を訪問。馬秘書長が執筆した共著『西安宗教文化概覧』を恵存の形で、署名入りのものをいただく。また大清真寺の縁起俯瞰図をいただく。大清真寺最長老のアホンを紹介される。

馬秘書長が同地区の歴史的清真寺2つを案内、モスク訪問挨拶の礼拝を行う。責任者たちにモスク運営状況などの話を聞く。内部撮影。内壁のアラビア文字による装飾について説明を受ける。地元イスラーム信徒たちが参加、同秘書長も参加したとのこと。艶やかな色彩。

後、馬秘書長の案内で同イスラーム教徒居住地区のイスラーム教徒の商業活動（レストラン、土産物店など）を見学。イスラーム教徒の生活状況などを聞く。

午後1時半からの金曜礼拝に参加。中央アジア系のイスラーム教徒も礼拝に参加していた。

・2月2日（土）早朝5時ホテルチェックアウト。帰国。

●目的・成果

目的:東アジア儒教文化圏のイスラーム受容研究の一つとして、唐の都長安（現在の西安）のイスラーム状況の調査。

成果:変革期のイスラームが極めて現代的課題であると思わずにいられないのは、中東の政治的革命がエジプトとシリアにおいては政治的イスラームの色彩を帯びている現状と深く関係していることだが、同時に、また東アジア儒教文化圏の中国、韓国、日本のイスラームの研究が変革期のイスラームというテーマと深く結びついていると言えるのは、中国の改革開放政策定着後、中国イスラーム教徒のフィールド調査研究の成果が蓄積される中で、日中戦争時の日本軍と回族との関係の歴史的見直しを中国の回族イスラーム教徒の若手研究者が取り組み初めていることから、日

本のイスラーム研究者がこれまで手つかずのままにしていたと言っても過言ではない戦前の日本のイスラーム政策資料の整理がこれから必ず求められる時期に入っているからである。つまり改革開放後の中国イスラーム教徒が、戦前の日本との関係の歴史の見直しをしているという点において、中国のイスラーム状況は日本にとって極めて現代的なイスラーム問題となりつつあると言えることが今回の実地調査で分かった。

今回の出張では、陝西師範大学北方民族研究センターの哈宝玉教授を訊ね、シルクロードから伝わったイスラームと中国イスラーム教徒の現状についてインタビューし、同教授から回族研究資料を入手した。

また西安イスラーム教会（大清真寺内）を訪問、馬秘書長にインタビューを行った。中国のイスラーム教派、および集団の現状と、改革開放後の中東へ回族留学生たちがサラフィー主義となって帰国、清真寺を中心に活動していることを聞くことができた。また西安市の旧市街にある大清真寺（9か所）を中心に4キロ四方のイスラーム教徒居住地区が形成されていること、さらに同地区が西安市の観光地となっており、イスラーム教徒たちは同地区で軒並み連なる形でレストランや土産店を開いて対応している状況を実地見学できた。また馬秘書長に大清真寺やレストランなどを案内してもらい視察。聞き取り調査を行うことができた。

日本のイスラームは中国のイスラームのイスラーム理解の影響を受けていることは、日本人イスラーム教徒のオマル・三田了一や、イスラーム研究者の大川周明の日訳クラーンからも明らかである。中東に留学した日本人イスラーム教徒たちがアラビア語イスラーム教書を自由に駆使できる現在の状況の中であって原音主義への方向が生まれていることから、中国のイスラーム教書の影響の評価は必要である。また多言語に堪能で、言語と思想の影響を重視していた井筒俊彦のイスラーム研究が、何ら関係がないと思われる儒教を視野に入れてなされていることの不思議さが西安のイスラーム実地調査で個人的に納得がいった部分があった。それは中国の青島、北京、上海、そして台湾の高雄、台北の中国イスラーム清真寺実地調査でも感じなかったことである。

●調査内容

エジプトにおける「アラブの春」後のジェンダーと社会変容

●出張期間

2012年12月31日～2013年1月8日

●調査目的および調査方法

長期間にわたる権威主義が民衆蜂起によって崩壊したり危機に陥ったりした「アラブの春」はアラブ諸国の政治的転換を迫る出来事となった。とりわけ、チュニジアおよびエジプトは、「アラブの春」の早い段階で政権が崩壊した。チュニジアでは、ベンアリ大統領が国外脱出した2011年1月17日に暫定政権が発足、2011年10月には選挙を経て新政権が発足した。エジプトにおいても2012年6月に新政権への移行を遂げた。早期に新政権への移行を遂げたチュニジアおよびエジプトでは、革命時に女性は抗議行動において重要な役割を果たしたのと同時に、暴行の被害者ともなった。また革命後においては、両国はいくつかの点において「アラブの春」のゆくえを知るための重要な鍵を握っている。

革命時には、抗議行動を主導したり参加した女性抗議者らは、権威主義と家父長制という少なくともふたつの障壁を乗り越える功績を残した。しかし、たとえばエジプトではデモ参加者の「処女検査」が行われたり、アメリカのテレビ局の女性レポーターが暴行を受けたりもした。革命達成の高揚時に過度な男性性が発露した例と言えるだろう。

革命後のチュニジアおよびエジプトでは、政治的混乱や経済の停滞を経験することになる。同時にムスリム同胞団の台頭とサラフィー主義の出現などの現象が起きている。イスラミスト勢力の出現によって、女性の行動規範にはどのような変化が起きるのか。また、女性は抗議行動において少なからず役割を果たしたが、イスラミスト新政権において女性は政治的・経済的な地位向上を遂げることができただろうか。同時に、経済の停滞と高い失業率によって、男女の経済的地位はどのように変化するのか。

これらの疑問を解明するため、本科研費研究ではとりわ

けエジプトに焦点を当てて現地調査を行った。現地調査では、女性検察官、女性活動家、女性政党员などを中心に、政治や司法、そして経済における女性の地位や権利がどのように変化したのか聞き取り調査を行った。

●用務地

オランダ（アムステルダム/デン・ハーグ）

●用務先

国際司法裁判所、アムステルダム大学、ライデン大学

●期間

2012年5月25日～2012年6月3日（8泊10日）

●目的概要

国際司法裁判所（ハーグ）での「紛争後の平和構築に関する国際法に関する会議（*Jus Post Bellum Conference*）への参加および研究調査（アムステルダム大学・ライデン大学）

●出張目的の詳細

本科研「変革期のイスラーム社会における宗教の新たな課題と役割に関する調査・研究」という研究課題の下で、「民衆蜂起に対する武力行使に関する国際法的検討」を中心に研究している。とりわけ、エジプトやイエメン、リビア、そして現在進行形のシリアといったイスラーム社会における民衆蜂起に焦点を合わせて検討を行っている。そのような複数の個別事例を国際法の観点から検討する際に最低限必要な分析視座は、以下の3つであると考えられ、この4年間はこれらの点を意識して研究活動を行う予定である。

- ・いわゆる「アラブの春」過程での主権国家内における民衆蜂起の弾圧に対する武力行使の法的検討
- ・「保護する責任（Responsibility to Protect/R2P）」概念の国際法上の地位と「アラブの春」への適用関係
- ・民衆蜂起に対する国内法上の実力行使（警察権および公権力の行使）の態様に関する法的検討

そこで、まず、初年度である2012年度は、2011年のリビアのカダフィ政権の転覆及びその後のカダフィ大佐一族へ

の国際刑事裁判所による逮捕状の発給、諸外国による武力行使を受けて、「その後の (post)」国家建設を含めた国際法的な研究を行う学術会議に出席した。

● 成果

これまでの国際法学において、武力行使に関する国際法の枠組みは、戦争(武力行使)開始の合法性を評価する法(*jus ad bellum*/ユス・アド・ベルム)と「戦争(武力行使)中の行使態様の合法性を評価する法(*jus in bello*/ユス・イン・ベロ)」と二分されて理解されてきており、確立しているといえる。しかしながら、現在では、「戦争(武力行使)の終結およびその後の平和構築における合法性を評価する法(*jus post bellum*/ユス・ポスト・ベルム)」という概念が提唱され、従来の二分法では不十分であるという主張が展開されてきている。

本科研の課題との関係では、例えばリビアのような民衆蜂起を弾圧する領域国に対して、第三国が行う軍事介入の合法性が問題となる。これは今後のシリア情勢を検討するうえでも不可欠の視点であることは言うまでもない。リビアは2012年8月8日にそれまでの国民暫定評議会(NTC)から制憲議会に権限が委譲され、同年11月14日には選挙による内閣が発足していることから、紛争が終結し、新政府への移行期にあたる。それでもなお、9月11日のリビア東部のベンガジにある米国公館に対する襲撃という国際法に違反する事態が生じていることから政情は不安定であり、これらの合法性の問題が残る。また、逮捕状が発出されているカダフィー族の訴追問題も未解決であり、正義(justice)が達成されていない状況である。そのことから明らかなように、以上の諸問題は一見して過度に理論的な部分ではあるが、イスラーム社会における民衆蜂起を正確に理解するためには、極めて重要な点となっている。それゆえ、この*jus post bellum*概念の規範内容の明確化と国際法上の位置づけが必要となる。

この会議においては、国際法分野ではCarsten Stahnライデン大学教授やInger Österdahlウプサラ大学教授、Dieter Fleck元ドイツ連邦国防省国際協定政策局長、Robert Cryerバーミンガム大学教授、Gregory Foxウェイン州立大学教授、Cymie Payneラトガーズ大学教授、Terry Gillアムステルダム大学教授、Jann Kleffnerスウェーデン防衛大学校准教授らと、詳細に意見交換を行うことが

できた。また、Larry Mayヴァンダービルト大学教授からは哲学や政治学的観点から*jus post bellum*概念の必要性を伺うことができた。その際、インタビューにとどまらず、国際法学から批判的に質疑を行う貴重な機会を得た。

その過程で明らかになったことは、従来の枠組みを揺るがす*jus post bellum*概念が生成途上の生起しつつある概念であり、イスラーム社会における現在の民衆蜂起や内戦という現象面をとらえる場合には必要な視点であるということである。

しかし、第一に、ここでの”*jus* (=法)”という文言が含意するものとその射程が確定していないという問題がある。第二に、仮に*jus post bellum*が「法規範」へと成熟した場合でも、*jus ad bellum*、*jus in bello*との三つの法体系間の相互関係が問題となる。この点は、1996年の核兵器使用威嚇の合法性事件をはじめとした一連の国際司法裁判所(ICJ)判例においても*jus ad bellum*と*jus in bello*との関係性に関する解釈適用が問題になり、学説においても論争となったことから、今後この研究の中で取り組まなくてはならない重要な課題であることが明らかになった。

東京国際大学国際関係学部国際関係学科
専任講師

根本 和幸 ②

● 用務地

ポルトガル (ポルト)

● 用務先

ミーニョ大学

● 期間

2013年2月19日～2013年2月25日 (5泊7日)

● 目的概要

EUとポルトガルのミーニョ大学共催の学術会議“Thinking Out of the Box: Devising New European Policies to Face the Arab Spring”および各種研究会への出席。

● 出張目的の詳細

2011年のリビア空爆は、(重大な問題を孕みながらも)国際連合安全保障理事会により武力行使が授權されていた

という状況であるにもかかわらず、米国がリーダーシップをとることはなく、むしろNATO（北大西洋条約機構）やヨーロッパ諸国による軍事作戦を後方から支援する形をとった。このような米国の姿勢については、これまでの介入政策との比較で検討に値するが、そうであるからこそ、EU、NATO、そしてヨーロッパ諸国及び中東諸国が、「アラブの春」にどのような政策にもとづいて対処してきたのかを理解することも重要となっている。

そこで、この研究課題の遂行にあたり、アラブ諸国および民主化に対するこれまでのEUの政策判断と枠組みがいかなるもので、とりわけEU諸国の「アラブの春」への対応がどのようなものであるのかという点について理解するために、地政学、国際政治経済学、民族学、宗教学、国際法学というさまざまな視点から検討する機会を提供するこの学術会議に参加した。

研究会では、国際法学のテーマである「保護する責任」を扱うセッションを中心に、参加した研究者と意見交換をするとともに、議論を行った。なお、前回の出張における*jus post bellum* 概念を構成する要素の一部が「保護する責任」概念であるという有力な見解もあったことから、その評価・分析を行うことも今回の出張目的のひとつであった。そのため、前回のオランダと今回のポルトガルの2回の出張は不可分の関係にあり一貫した目的を帯びたものである。

● 成果

「アラブの春」という事象を取り巻く状況に関して、「保護する責任」原則という武力行使に関する国際法学および国際政治学の観点から、国際政治および国際法研究者らと意見交換を行うとともに議論をする機会を得た。

「保護する責任」概念は、2000年に入り国際連合が取り組む重要な課題であり、国際政治学および国際法学においても、近年、研究対象となっている。今回、議論した研究者の間でも、2つの点で保護する責任に関して認識の差が大きいことが明らかになった。第一に、その規範性についてである。たとえば、2月21日のAna Rita Azevedo（ミーニョ大学）による発表は「保護する責任」の規範性を論じることなくリビアの政変と空爆を説明しているため、「保護する責任の機能」が明らかではなかった。つまり、保護する責任が国際社会における法規則であるという前提が措

定されている。

たしかに、「保護する責任」に関して、オーストラリア国立大学のRamesh Thakurは「安保理決議1973が『保護する責任』原則（the doctrine of “responsibility to protect” (R2P)) の軍事的な最初の実施（implementation）事例である」とし、「国際社会がこの責任を回避したとしたら、リビアが保護する責任の墓場となりえたのである」と論じたうえで、「保護する責任は実行可能な一規範として（as an actionable norm）ほとんど結晶化（solidified）しつつある」とさえ主張する。また、国連事務総長のBan Ki-Moonも「（リビア空爆を加盟国に容認した）安保理決議1973は、政府による自国の文民に対して行われる暴力から保護する責任を実施するという国際社会の決定を、明確かつ疑いの余地なく確認し」、「保護する責任は現実の検証を経て、認められた」との認識を表明している。

しかしながら、保護する責任が適用に耐えうる法規則として成立しているかどうかは、国際実践を詳細に検討したうえで評価されるものであるはずである（国連事務総長の国際法解釈権限と国際法の成立認定権限への疑問）。同時に、リビア事例においては、現在の国際法が前提とする国連憲章体制と保護する責任概念との整合性の問題も提起されるのである。

第二に、保護する責任概念を（仮に同概念が適用に耐えうるものであるとする場合）紛争プロセスのどの段階で適用するかという問題である。2月22日のAssunção Vale Pereira ミーニョ大学教授は「保護する責任」をヨーロッパ諸国による軍事的介入の正当化根拠という位置づけから検討を開始する。これは*jus ad bellum* という段階における武力行使禁止の例外としてのいわゆる「人道的介入」の観点から保護する責任を論じるものである。一方で、保護する責任におけるローカルアクターの役割を論じ、同じパネルを担ったコロンビア・ロー・スクールのBart M. J. Szewczykの見解は、どのレベルでの保護する責任概念を前提としているのかが明示されずに混同されていた。その区別次第では同概念の主体はローカルアクターではなく主権国家にもなりうるため、同氏の見解の妥当性は失われることになる。このように、保護する責任概念の国際法上の位置づけ、ならびに適用の時間的レベルの検討が重要であることが明らかになるとともに、今後の研究の方向性を見

出すことができた。

以上、このオランダ出張報告書およびポルトガル出張報告書では、「壊す」視点からのみ批判的に言及してきたが、上記のような様々な見解を踏まえたうえで、イスラーム社会での民衆蜂起に関して「保護する責任」概念がどのように機能するのかについては、現在執筆中の別稿にて論じる予定である。

東京大学大学院人文社会系研究科
イスラーム学助教

吉田 京子

●期間

2012年8月26日（日）～9月2日（日）

●渡航先

ロンドン（イギリス）

The School of Oriental and African Studies (University of London) British Library

●目的

現在行っている論文完成のための資料確認、資料収集のため。

●成果

イスラームの夢に関する論考に関わる以下の書籍、写本が日本では入手できなかったため、ロンドンの図書館の資料を閲覧、検索した。

Awad Rita, *Adabuna al - hadith bayna al - ru'ya wa - al - ta'bir*

Mahmud Sualyman Yaqut, *al - Lughat wa - al - ru'ya wa - al - hulm*

Abd Allah Abd al - Qadir, *al - Masrah fi - al - imarat Karbasi, al - Ru'ya mushahadat wa - al - ta'wil*

Salimah Jan Zaki, *al - Ru'ya*

Mustafa Namir Da`mas, *al - Ru'ya al - Hashimiyah lil - ta'lim*

Abd al - Aziz Sharaf, *al - Ru'ya al - ibda'iyah fi - shi'r Hasan Abd Allah al - Qurashi*

Tabarsi, *Dar al - Salam fi - ma yata'allaq bi - al - ru'yaw a - al - manam*

Salih al - Ta'i, *Falsafat al - ru'ya fi - al - islam*

Ibn Sirin, *Hadhah Kitab al - ma'ruf bi - ta'bir al - ru'ya* 他。

夢関係の文献は閲覧してみなければ、それが論考であるのか、辞典であるのか、全くのコピーであるのかオリジナルであるのか判明しない。そのため、多くの刊本（または写本）を網羅的にチェックすることのできるたくさんの資料を抱えた図書館での調査が必要であった。

夢議論の文献は多くがそのイスラーム性とアカデミックなものであるかどうか疑問視されるものが多いが、今回の調査によって、伝統的な夢議論は一定の原典にそって展開されているとういことが判明した。拙稿「イスラームの夢議論」をリトン社の『宗教史学叢書』シリーズに掲載予定である。

随想 「市民宗教と国際交流」



国際交流研究所長
塩尻 和子

国際交流研究所 (IJET) 所長として、私の任務の2年目を、無事に終えることができました。この2年間、倉田信靖理事長、田尻嗣夫学長をはじめ、多くの関係者のご支援のもとで、東京国際大学の新たな国際交流の進展に伴って、IJETも活動の範囲を大幅に拡げることができました。特に2012年4月に日本学術振興会の科学研究費補助金基盤研究(A) (海外学術調査) に採択され、2012年から2015年までの4年間、研究課題「変革期のイスラーム社会における宗教の新たな課題と役割に関する調査・研究」の研究拠点となったことは、特筆されることです。

このプロジェクトの趣旨は、「宗教と社会」の関係性を、変革期にあるイスラーム社会を中心にグローバルな視点から調査し検討するものです。これまでは、イスラーム研究といえば、ここ2、30年間のイスラーム復興運動による政治的宗教運動の激化によって、政治的視点が強調され、テロや紛争をテーマとする研究が大勢を占めていました。しかし最近の北アフリカの民衆蜂起による政権交代劇においては、政治的イスラームは影を潜め、普通の市民が主役となって社会変革が起こされています。

このようなイスラーム社会の新しい変化に対応して、本科研の研究テーマは、これまで十分に研究されなかった「市民宗教」としてのイスラームが担う新たな役割と課題を現地調査に基づいて多角的に研究するものとしたのです。その目的のために、私を研究代表者とし、本学からは4名の教員と、学外から9名の高名な研究者に参加していただき、そのほか、研究協力者として各界から7名の専門家に参加していただいています。

『IJET通信46号』には、当研究所の研究員の研究論文とともに、本科研に参加している研究者の論文や報告書が収録されています。そのいずれもが我が国で有数の高

度な学術研究であり、丁寧な海外調査の報告であります。中には近いうちに海外の学会で公表される論文も含まれています。これから4年間、『IJET通信』には、このような科研参加者による学術研究の成果を掲載していく予定にしています。

* * * * *

世界で16億人の信者数を持ち、キリスト教に次いで第2位の勢力を要するイスラームは、今や中東地域だけでなく、欧米やアフリカ、アジアにも広がっています。特に最近では、中国圏のイスラームの動静が注目されるようになってきています。中国圏では、過去の歴史の中でイスラームが普及していたものの、近年の社会主義政策の中で息をひそめていたムスリムたちが、再び自己の宗教を認識し始めたことも注目されます。それと同時に、中国ムスリムの思想や動向が、日本の陽明学研究や近代の対外政策に大きな影響を与えていたことが明らかにされつつあります。このテーマについては、本科研の分担者である四戸潤弥教授 (同志社大学) の貴重なご報告が、本通信に掲載されています (81-82ページ)。

イスラームはとかく誤解されやすい宗教です。しかし、少なくとも、1922年にオスマン帝国が滅亡するまでは、世界の中心にあった宗教勢力でもあり、社会思想でもありました。日本が江戸後期から近代化へ向かう過程で、国策の一環として、ムスリムの思想家や活動家から貴重な指導や影響を受けてきていたことは、これまではほとんど知られていませんでした。四戸先生のご研究は、この隠されてきた国際交流の歴史に光を当てるもので、その進展が期待されます。

* * * * *

最近、カトリックのローマ教皇の交代があり、注目を集めましたが、市民宗教は世界を動かすほどの大きな力

を持っていることが、改めて実感させられました。一方で、日本でも世界でも、社会的にも政治的にも、平穏な日々がないと言ってもよいほど、困難な事態ばかりが生じています。最近も、地中海の小さな島国キプロスで起こった経済危機が数時間後には日本の証券市場にも大きな影響を与えたように、現代の世界は密接につながっています。グローバルな視点から、大学教育の在り方や、社会生活の意義などを考えてみるのがますます重要になってきています。

当研究所は東京国際大学の中でも小さな機関ですが、小さいながらも存在感のある、有意義な研究活動を、いっそう拡大していくことができるように、来年度も、科研に参加していただいている先生方や研究員・職員の方々のご協力をいただきながら、努力して参りたいと存じます。

皆さま方には、当研究所の活動につきまして、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。お時間のあるときは、当研究所のホームページと科研のホームページをご覧ください。

(2013年3月31日)

編集後記

最先端の研究成果が収められた、本号の編集に携わる機会を与えていただけたことを心より感謝します。先日、諸岡卓真『現代本格的ミステリの研究——「後期クイーンの問題」をめぐって』（北海道大学出版会）を読了しました。ミステリというジャンルが学問として研究できることへの驚きと同時に、そのテーマの普遍性に魅了されました。「後期クイーンの問題」とは、ごく簡単に述べると「単一の体系内では、真実の真偽判定が不可能である」という問題のことです。物語世界の探偵たちと同じように、私たちも、この世界の中で最終的な真実の証明に到達することは不可

能なのかもしれません。しかし、探求を継続すること、そして、現実を直視し、把握し続けようとするのが、いつでも真実への第一歩であると、校正作業を通じて痛感いたしました。本号では、世界各地の真実への魅力的な「手がかり」が読者に向けて提示されています。ぜひ推理してみてください。なお、より詳細な活動報告については以下のURLをご参照いただければ幸いです。「国際交流研究所」(<http://www.kef.ac.jp/iiet/index.html>)、「科研A変革期のイスラーム」(<http://www.tiu.ac.jp/org/kaken-a-islam/>)。

(中村 憲司)